

令和7年度版

# 清掃事業概要



川口市環境部



## 凡 例

- ・本書に掲載されている各事業の概要、諸統計（予算・決算、ごみの収集量・処理量等の数値）については、原則として合併前の旧鳩ヶ谷市の実績を含まない。
- ・四捨五入を原則としたため、合計数値とその内訳の計が一致しない場合がある。

# 目 次

## 第1章 総 説 . . . . . 1

1 川口市の概要 . . . . .	1
(1) 位置・地勢 . . . . .	1
(2) 交通 . . . . .	2
(3) 産業 . . . . .	2
(4) 人口 . . . . .	2
◎人口の推移 . . . . .	3
◎住民基本台帳に外国人登録を加えた人口の推移 . . . . .	3
2 川口市の廃棄物行政の沿革 . . . . .	4

## 第2章 事業推進体制 . . . . . 13

1 組 織 . . . . .	13
(1) 機構 . . . . .	13
(2) 事務分掌 . . . . .	14
(3) 職員 . . . . .	17
(4) 安全衛生管理 . . . . .	18
2 予算・決算 . . . . .	19
(1) 令和7年度一般会計当初予算 . . . . .	19
◎予算の推移 . . . . .	19
◎一般会計予算人口・世帯当たり内訳表 . . . . .	20
(2) 清掃費予算 . . . . .	21
◎令和7年度・令和6年度清掃費当初予算総括比較 . . . . .	21
(3) 清掃費決算 . . . . .	21
◎令和6年度・令和5年度清掃費決算総括比較 . . . . .	21
◎令和6年度清掃費歳入決算 . . . . .	22
◎令和6年度清掃費歳出決算 . . . . .	22
(4) 清掃費に対する市民負担額 . . . . .	23
◎予算 . . . . .	23
◎決算 . . . . .	23
(5) 一般廃棄物会計基準 . . . . .	24
(6) 処理および維持管理費（環境省一般廃棄物処理実態調査結果） . . . . .	25

◎ごみ処理事業の処理および維持管理費	25
◎し尿処理事業の処理および維持管理費	25
(7) 一般廃棄物処理手数料の推移	26
ア廃棄物手数料	26
◎し尿処理手数料の改定経過	26
◎その他の廃棄物処理手数料の改定経過	26
イ動物死体処理手数料	28
◎動物死体処理手数料の改定経過	28
ウ一般廃棄物許可関係証明手数料	28
◎一般廃棄物許可関係証明手数料の改定経過	28
<b>3 処理施設</b>	<b>29</b>
(1) 各施設の位置	29
(2) ごみ焼却施設の概要	30
(3) 資源化施設の概要	31
(4) 破砕処理施設の概要	32
(5) し尿処理施設の概要	33
(6) 鳩ヶ谷衛生センター粗大ごみ分別場の概要	33
(7) 鳩ヶ谷ストックヤードの概要	34
(8) 南ストックヤードの概要	34
<b>4 車両</b>	<b>35</b>
(1) 課別車両保有台数	35

### **第3章 ごみ処理事業 36**

<b>1 概説</b>	<b>36</b>
<b>2 ごみ処理の工程概要</b>	<b>38</b>
<b>3 令和6年度ごみ処理実績フローシート</b>	<b>39</b>
<b>4 ごみの収集量・処理量</b>	<b>40</b>
(1) ごみの分別および収集回数	40
◎ごみの分別について	40
◎収集回数一覧	40
(2) ごみ収集形態別収集量	41
(3) 令和6年度月別ごみ収集量	42
(4) 令和6年度月別中間処理・最終処分量	43
(5) 年度別排出量	44
◎分類別排出量の推移	44
◎1人1日あたり排出量の推移	44

◎家庭系・事業系排出量の推移	45
◎中間処理量・最終処分量の推移	46
◎焼却処理量の推移	46
◎埋立処分量の推移	46
(6) 最終処分について	47
◎焼却残さ処分量の推移	47
◎処分場別焼却残さ排出量	47
<b>5 収集車両・人員および収集業者一覧</b>	<b>48</b>
(1) 収集車両台数および人員一覧	48
(2) ごみ収集運搬業務委託業者	48
(3) 川口市一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧（ごみ・粗大ごみ）	49
(4) 川口市一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧（処理困難物）	50
(5) 川口市一般廃棄物再生利用業指定業者一覧	50
<b>6 ごみの組成およびダイオキシン類測定結果</b>	<b>51</b>
(1) 焼却対象ごみの組成	51
(2) 施設別焼却対象ごみの組成（湿ベース・乾ベース）	52
(3) ダイオキシン類測定結果	54
<b>7 小動物死体処理</b>	<b>55</b>
(1) 小動物死体処理の推移	55
(2) 小動物死体受け入れ状況	55
<b>8 ごみ・資源物集積所への不法投棄（ルール違反）</b>	<b>56</b>
◎不法投棄（ルール違反）・排出指導の推移	56
◎不法投棄回収状況（家電4品目）の推移	56
<b>9 散乱防止と環境美化</b>	<b>57</b>
◎川口市まち美化促進プログラム実施状況	57
<b>10 ふれあい収集</b>	<b>58</b>
(1) ふれあい収集について	58
(2) ふれあい収集実績	58
◎ふれあい収集実施状況	58
◎ふれあい収集による収集量の推移	58

## **第4章 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進**      **59**

<b>1 概説</b>	<b>59</b>
<b>2 ごみの発生・排出抑制対策</b>	<b>61</b>
(1) 一般ごみ収集袋の透明・半透明化について	61
(2) クリーン推進員について	61

(3) 共同住宅等の一般廃棄物等保管場所設置について	61
(4) 3R推進活動等助成事業について	62
◎3R推進活動等助成状況	62
◎3R推進活動等助成事業実施メニューおよび活動状況の推移	62
<b>3 事業系ごみ対策</b>	<b>63</b>
(1) エコリサイクル推進事業所登録制度について	63
◎登録対象となる取組み内容	63
(2) 事業用建築物の建設に際して	63
(3) 大規模建築物の所有者の義務に関して	63
(4) 保管場所事前協議	64
◎事前協議件数の推移	64
(5) 事業系ごみ適正処理啓発事業	64
◎送付件数の推移	64
<b>4 脱プラスチックに向けた取り組み</b>	<b>65</b>
<b>5 生ごみの減量化</b>	<b>66</b>
◎生ごみ処理容器等購入費補助（支援）金の改定経過	66
◎生ごみ処理容器等購入費補助（支援）状況の推移	66
<b>6 川口市資源リサイクルシステム</b>	<b>67</b>
<b>7 資源化物の推移</b>	<b>68</b>
◎資源化物量の推移	68
◎資源化物売却代金の推移	69
<b>8 集団資源回収</b>	<b>70</b>
◎集団資源回収状況の推移	70
◎助成金単価改定経過	70
◎集団資源回収品目	70
◎品目別集団資源回収量の推移	70
◎集団資源回収登録団体種別団体数の推移	70
<b>9 びん</b>	<b>71</b>
◎びん売却重量・売却代金の推移	71
◎びんの容器包装リサイクル法に基づく再商品化状況の推移	71
◎びんの売却単価の推移	71
<b>10 飲料かん</b>	<b>72</b>
◎飲料かん売却重量・売却代金の推移	72

	◎飲料かん売却単価の推移	72
<b>11</b>	<b>金属類</b>	<b>73</b>
	◎金属類売却重量・売却代金の推移	73
	◎金属類売却単価の推移	73
	◎二次電池等売却単価	74
<b>12</b>	<b>ペットボトル</b>	<b>74</b>
	◎ペットボトルの容器包装リサイクル法に基づく再商品化状況の推移	74
	◎ペットボトル売却単価の推移	74
<b>13</b>	<b>繊維類</b>	<b>75</b>
	◎繊維類売却状況の推移	75
<b>14</b>	<b>紙類</b>	<b>75</b>
	◎紙類売却状況の推移	75
	◎紙類の容器包装リサイクル法に基づく再商品化状況の推移	76
	◎紙類売却単価の推移	76
<b>15</b>	<b>プラスチック製容器包装</b>	<b>77</b>
	◎プラスチックの容器包装リサイクル法に基づく再商品化状況の推移	77
<b>16</b>	<b>有害ごみ</b>	<b>77</b>
	◎有害ごみ（蛍光管）処理状況の推移	77
<b>17</b>	<b>乾電池</b>	<b>78</b>
	◎乾電池処理状況の推移	78
<b>18</b>	<b>小型家電</b>	<b>78</b>
	(1) 小型家電のリサイクルについて	78
	◎小型家電売却量・資源化状況の推移	79
	◎小型家電売却状況の推移	79
	(2) 使用済み携帯電話の拠点回収	80
	◎使用済み携帯電話回収実績	80
	(3) 小型家電リサイクル法認定事業者との連携	81
	◎リネットジャパンリサイクル株式会社回収実績	81
<b>19</b>	<b>粗大ごみからの資源回収</b>	<b>82</b>
	(1) リサイクル家具オークション	82
	◎リサイクル家具オークション実績	82
	(2) 粗大ごみからの資源回収状況の推移	82
	◎粗大ごみからの資源回収状況の推移	82
<b>20</b>	<b>焼却処理施設からの資源回収</b>	<b>83</b>

◎焼却残さからの資源回収状況の推移	83
◎未酸化金属の回収状況の推移	83
◎資源化処理委託量の推移	83
◎溶融スラグの発生状況の推移	83
<b>21 エネルギー回収</b>	<b>84</b>
(1) 余熱利用	84
◎余熱利用施設利用者数および利用料の推移	84
(2) 発電	85
◎発電状況の推移	85
<b>22 使用済みインクカートリッジの回収箱の設置</b>	<b>85</b>
◎使用済みインクカートリッジ回収実績	86
<b>23 剪定枝破砕機貸出事業</b>	<b>87</b>
◎剪定枝破砕機貸出実績	87
<b>24 ごみ分別用ごみ箱等貸出事業</b>	<b>87</b>
◎ごみ分別用ごみ箱貸出実績	87

## **第5章 ごみ減量化に係る普及啓発事業 88**

<b>1 概説</b>	<b>88</b>
<b>2 ごみ減量キャンペーンキャラクター「ごみまる」</b>	<b>89</b>
(1) 性格や特徴の設定	89
(2) 誕生のきっかけ	89
(3) コンセプト	90
(4) 命名	90
<b>3 普及啓発事業実績（令和5年度）</b>	<b>91</b>
(1) 広報紙等での啓発記事掲載	91
(2) 環境関連施設見学会の実施	91
(3) 各種教室・イベント等の実施	91
(4) 学校および町会等を対象とした施設見学の実施	93
(5) まち美化活動	94
(6) リサイクルプラザの運営	95
(7) 各種印刷物（パンフレット・ポスター等）一覧	96

## **第6章 し尿処理** . . . . . 97

1 概説	97
2 し尿処理実績	97
◎し尿処理実績フロー	97
◎し尿処理状況の推移	98
3 公衆便所	99
◎公衆便所設置一覧	99
4 収集業者一覧	100
(1) し尿収集運搬委託業者一覧	100
(2) 一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧（し尿・浄化槽に係る汚泥）	100
(3) 浄化槽清掃業許可業者一覧	100

## **第7章 災害廃棄物処理** . . . . . 101

1 概説	101
2 市内災害廃棄物処理実施状況	101

## **第8章 産業廃棄物対策事業** . . . . . 102

1 産業廃棄物対策について	102
2 産業廃棄物処理業者・処理施設の許可状況	102
◎産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可件数	102
◎産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可業者数	103
◎産業廃棄物処理施設の設置許可件数	103
3 廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例	103
4 有害使用済機器の保管等の届出業者数	104
5 廃棄物再生事業者の登録業者数	104
6 不適正処理の未然防止対策	104
(1) 排出事業者対策	104
◎排出事業者等に対する立入検査実績	105
◎産業廃棄物管理票交付等状況報告書受理件数（事業場数）	105
◎多量排出事業者からの排出抑制計画書・実施状況報告書受理件数	105
(2) 処理業者等対策	105

◎処理業者等に対する立入検査実績	105
7 PCB廃棄物対策	106
◎保管及び処分状況等届出書の受理等	106
8 使用済自動車のリサイクル対策	107
◎使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく登録及び許可件数	107
◎使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく登録及び許可業者数	107
9 土砂堆積への対策	107

## **第9章 路上喫煙防止事業** . . . . . 108

1 概説	108
2 路上喫煙禁止地区	108
◎路上喫煙禁止地区の範囲	109
3 路上喫煙防止啓発活動	109

# 第1章 総説

## 1 川口市の概要

### (1) 位置・地勢

川口市は、北は県庁所在地であるさいたま市に、南は首都東京に隣接し、埼玉県の南の玄関口として都心から10～20 km圏内に位置している。

市内には国道122号や東北自動車道、首都高速川口線が南北を縦断、東京外環自動車道が東西を横断している。さらに、JR京浜東北線・JR武蔵野線・埼玉高速鉄道線がほぼ三角形を形成するように通っており、経済活動や市民生活の面で利便性の高い立地環境となっている。

本市はかつて、川口駅周辺に鋳物工場などが集中して立地していたが、昭和40年代後半の第一次オイルショック以降、工場の移転や廃業が相次ぎ、その跡地には都心へのアクセスの良さからマンションが建設され、さらに市街地は川口駅周辺から郊外に広がっていった。このような状況から、本市ではベッドタウン化が進み、人口が集積していき、平成23年10月には、旧鳩ヶ谷市と合併し、現在の市域を形成している。



## (2) 交通

鉄道路線は、市の南西部を北西に J R 京浜東北線が通っており、東京駅から川口駅までは快速で 9 駅、25 分で達する。市の北部には東西に J R 武蔵野線が通っており、東川口駅で市の中央部を南北に走る埼玉高速鉄道線（S R 線）と交わっている。

バス路線は、市内および市周辺の J R ・ S R 各駅を基点として約 100 系統あり、市役所、支所、社会福祉施設等の公共施設や駅、医療機関等を結ぶコミュニティバスも運行されている。

さらに、自動車道路網は、市中央を南北に産業道路、国道 122 号、東北自動車道および首都高速川口線が、市北部を東西に国道 298 号および外かく環状道路が貫通しており、なかでも川口ジャンクションは東西南北を結ぶ首都圏における高速道路網の要衝となっている。

## (3) 産業

大消費地である首都東京に隣接していることを背景に、鋳物や木型・機械を中心とする「ものづくり」の伝統が根付き、関連する様々な金属加工技術などの基盤的技術産業が集積している。近年は、産業構造の変化や国際的な競争の激化等の状況下、伝統的な産業都市として、日本のものづくりにおいて、重要な役割を求められている。

また、植木など花き生産や造園の緑化産業は本市の特徴ある産業の一つであり、特に安行植木は海外への普及にも努め、国内外での知名度が高い。さらに、伝統的な鋳物工業をはじめ、機械工業、木型工業などによる「ものづくりのまち」として、産業界と行政が緊密に連携しながら発展し、中小企業の集積が進んだ。他方、医療・福祉産業をはじめとした市民生活に密着したサービス産業の増加など、本市の産業構造は大きく変化しつつあり、映像関連産業を核とした次世代産業の創出・集積も進展している。

## (4) 人口

明治時代末期から鋳物産業の隆盛に伴い、地域が飛躍的発展をとげ、「鋳物の街川口」として全国に知られるようになり、とりわけ昭和 8 年の市制施行以降、産業を支える労働者等の転入により、人口は増加を続ける。

昭和 40 年代後半の第一次オイルショックの後、川口駅周辺に集中していた鋳物工場は、工場移転や廃業が相次いだ。その工場跡地には都心へのアクセスの良さからマンションが建設され、さらに市街地は川口駅から郊外に広がり、ベッドタウン化が進む。

近年では、川口駅周辺をはじめとして、タワーマンションなども建設され、本市の人口は平成 30 年には 60 万人を突破した。

## ◎人口の推移

年	世帯	人口			面積 (K m <sup>2</sup> )	1平方km当たり		資料
		計	男	女		世帯	人口	
昭和8年4月	9,103	45,573	—	—	19.4	469	2,349	市制施行時
10 10	10,245	53,716	29,085	24,631	〃	528	2,769	国勢調査
15 10	18,439	97,115	51,665	45,450	48.64	379	1,997	〃
20 10	21,168	97,709	47,550	50,159	〃	435	2,009	終戦時
22 10	24,943	116,007	58,140	57,867	〃	513	2,385	国勢調査
25 10	26,024	124,783	62,593	62,190	〃	535	2,565	〃
30 10	26,901	130,599	66,372	64,227	42.44	634	3,077	〃
35 10	38,157	170,066	87,935	82,131	48.04	794	3,540	〃
40 10	64,015	249,112	129,233	119,879	55.66	1,150	4,476	〃
45 10	85,639	305,886	157,290	148,596	〃	1,539	5,496	〃
50 10	104,301	345,538	176,587	168,951	〃	1,874	6,208	〃
55 10	122,400	379,360	192,830	186,530	〃	2,199	6,816	〃
60 10	131,910	403,015	204,587	198,428	〃	2,370	7,241	〃
平成2年10月	155,190	438,680	224,779	213,901	55.71	2,786	7,874	〃
7 10	166,284	448,854	229,073	219,781	55.75	2,983	8,051	〃
12 10	179,023	460,027	235,011	225,016	〃	3,211	8,252	〃
17 10	193,641	480,079	246,310	233,769	〃	3,473	8,611	〃
22 10	209,534	500,598	255,780	244,818	〃	3,758	8,979	〃
27 10	245,830	578,112	292,067	286,045	61.95	3,968	9,332	〃
令和2年10月	267,141	594,274	299,238	295,036	〃	4,312	9,593	〃

## ◎住民基本台帳に外国人登録を加えた人口の推移

年	世帯	人口			面積 (K m <sup>2</sup> )	1平方km当たり		資料
		計	男	女		世帯	人口	
平成14 4	197,954	476,741	244,140	232,601	55.75	3,551	8,551	総人口
15 4	202,437	481,900	246,854	235,046	〃	3,631	8,644	〃
16 4	207,192	487,670	249,455	238,215	〃	3,716	8,747	〃
17 4	210,352	491,366	251,272	240,094	〃	3,773	8,814	〃
18 4	214,353	495,639	253,464	242,175	〃	3,845	8,890	〃
19 4	219,152	502,107	256,716	245,391	〃	3,931	9,006	〃
20 4	223,796	507,350	259,259	248,091	〃	4,014	9,100	〃
21 4	228,435	513,000	261,984	251,016	〃	4,097	9,202	〃
22 4	231,097	515,779	263,185	252,594	〃	4,145	9,252	〃
23 4	233,165	517,315	263,628	253,687	〃	4,182	9,279	〃
24 4	261,535	579,308	294,881	284,427	61.97	4,220	9,348	〃
25 4	259,860	581,170	295,309	285,861	〃	4,193	9,378	〃
26 4	264,042	585,503	297,343	288,160	〃	4,260	9,448	〃
27 4	268,367	590,209	299,799	290,410	61.95	4,332	9,527	〃
28 4	272,472	593,485	301,285	292,200	〃	4,398	9,580	〃
29 4	276,461	596,505	302,811	293,694	〃	4,463	9,629	〃
30 4	281,681	601,055	304,895	296,160	〃	4,547	9,702	〃
31 4	286,887	604,675	306,593	298,082	〃	4,631	9,761	〃
令和2年4月	292,000	608,390	308,513	299,877	〃	4,713	9,821	〃
3 4	295,489	607,750	308,107	299,643	〃	4,770	9,810	〃
4 4	296,539	605,067	306,129	298,938	〃	4,787	9,767	〃
5 4	299,580	604,894	306,016	298,878	〃	4,835	9,764	〃
6 4	304,393	607,279	307,456	299,823	〃	4,913	9,802	〃
7 4	308,606	607,943	308,194	299,749	〃	4,981	9,813	〃

※平成23年10月、旧鳩ヶ谷市と合併した。

※「住民基本台帳法」の一部改正および「外国人登録法」の廃止に伴い、平成24年7月9日から、外国人住民は住民基本台帳の適用対象となった。また、2世帯分として集計されていた、日本人と外国人から構成される「複数国籍世帯」が1世帯として整理されたこと、および短期滞在者など住民基本台帳の登録要件を満たさない外国人住民の登録が削除されたことにより、世帯数が大幅に減少した。

※平成26年10月、国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」により面積が変更となった。

## 2 川口市の廃棄物行政の沿革

年月	機構・法令等	ごみ	し尿
明治 33. 3	汚物掃除法制定公布		
4	汚物掃除法施行		
昭和 5. 5	汚物掃除法の一部改正 (し尿処理・処分は市町村の義務となる)		
8. 5	川口市衛生組合設立(市庶務課内)		金山町に公衆便所設置
12.			
13. 3	厚生課衛生係に川口市衛生組合を移管	青木清掃工場竣工 (固定炉 17.5 t/日 1号炉)	川口神社裏公衆便所設置
10			
15.			
21. 5	衛生係は衛生課として独立 (保健防疫および清掃の2係)		
22. 5	衛生行政の一部が警察行政から移管		銀座マーケット公衆便所設置
7			
8	保健、防疫を分離し清掃を加えて3係となる		
23. 3			栄町3丁目、大踏切前公衆便所設置
8	川口市衛生組合解散		
9	川口市清掃条例を制定		
24. 3			川口駅前公衆便所設置
26. 4		ごみ箱収集から各戸収集に変更、週1回 の手引車収集を実施し一定の場所から自 動車運搬	
28.			し尿処理施設について国庫補助 開始
29. 7	清掃法施行(汚物掃除法廃止)		
10		箱型手引車からリヤカー籐籠による作業 に切り替え	
30. 6		ごみ搬出用自動車購入	し尿車購入
31. 6		厨芥処理車購入、本町1・3・4丁目、 金山町の4地区をモデルケースとして6 月26日から作業開始。この4地区を厨 芥と雑芥に区別して処理を実施	
32. 6		青木清掃工場拡張竣工 (固定炉 17.5 t/日 2号炉)	
8		バケット式ダンプカー購入 (県内初)	
33. 12		青木1・3丁目、飯塚1・2丁目、仲町 1丁目、錦町を普通ごみと厨芥に区別し て収集	
34. 4		全国都市清掃会議評議員に就任	
35. 5			汚物取扱業許可 汲み取り地区を区分して収集
11			
36. 4		犬・猫の霊を弔う供養塔を設置(青木2 丁目ごみ焼却場)	
6		回収車を2台購入し、オルゴール呼びか け収集実施	
38. 7			栄町3丁目、大踏切前公衆便所 撤去
8	川口市部課設置条例が施行され民生部清掃課(清掃第1 係、清掃第2係)となる		
39. 4			汲み取り地区を指定
6		青木清掃工場固定炉1号炉を廃止し、デ ュッセルドルフ式ストーカー炉(全連 式・150 t/日)の1号炉設置	
9			川口神社裏公衆便所改築
40. 3			金山町公衆便所撤去、川口駅前 公衆便所改築
41. 3		一部夜間作業を実施	
42. 4	民生部清掃課を民生部清掃事務所に改める(清掃第1係、 清掃第2係)		
昭和 42. 8	清掃施設整備緊急措置法公布	芝地区の一部で、試験的にダストボック ス車収集を開始	

年月	機 構 ・ 法 令 等	ご み	し 尿
昭和 44. 4	管理課を新設し清掃第1係、清掃第2係、管理係の3係となる		
11		青木清掃工場固定炉2号炉を廃止し、全連式150t/日の2号炉設置	
45. 3	青木環境センター 厚生福祉施設（青南会館）完成		
4	衛生部を新設し、清掃事務所を環境整備課に改め、清掃第1係、清掃第2係を業務第1係、業務第2係に改める		
7			都市計画課より西川口駅前広場（西口）公衆便所維持管理の移管を受ける
8			銀座マーケット公衆便所撤去
12	廃棄物の処理および清掃に関する法律制定公布		
46. 4	環境整備課に施設係を新設		
5		ダストボックス対象地域52%完了	
9	廃棄物の処理および清掃に関する法律施行（清掃法廃止）		
12	川口市清掃条例廃止		
47. 1	川口市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行		
4		一般廃棄物処理業（許可）制定	浄化槽清掃業（許可）制定 し尿処理施設100kℓ/日新設（嫌気性処理） 運転管理委託開始
6	廃棄物処理施設整備緊急措置法公布		
8	環境整備課を2課に分離、環境管理課に管理係、指導係、環境業務課に収集係、機械係、施設第1係、施設第2係と改める		
9		青木清掃工場に環境管理事務所落成	
12		清掃車第2車庫完成	
48. 3			し尿処理場内にし尿車庫完成
4		ごみ追放運動開始	
7		側溝ごみ収集実施（保健衛生課が担当） 一般ごみステーション収集開始（青木町4丁目、鶴ヶ丸町会）	
8		青木清掃工場に電気集塵器2基完成	
10		戸塚清掃工場建設工事開始	
49. 6	川口市廃棄物処理事業運営審議会設置条例制定		
7	川口市廃棄物処理事業運営審議会設置条例施行		
9			浸水時の応急汲み取り対策と料金の基準制定
50. 3		粗大ごみ処理施設完成	
4	環境業務課に施設第3係を新設	粗大ごみの定期収集実施（年2回）町会単位	し尿処理事業助成金制度実施 し尿応急汲み取り助成金制度実施
5		呼掛け収集地区のうち83%をステーション方式に切り替え	
10	環境業務課の収集係を収集第1係、収集第2係、収集第3係、収集第4係に分離		
51. 3		環境整備センター（戸塚清掃工場および付属施設）完成（焼却能力150t×24h×2基） 家庭系一般ごみの収集運搬業務を一部委託 環境整備センター稼動に伴い青木清掃工場一時休止	直営の市有公共施設の汲み取り委託開始
4	環境整備センター課新設 環境管理課管理係を庶務係に改め、環境業務課に環境業務係を新設し収集第4係、施設第1係、施設第2係、施設第3係を廃止し、環境整備センターに施設管理係、機械操作係、処理係を設置		
6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部改正公布		
10		環境整備センター職員住宅完成	
12		厚生会館、熱帯温室完成	
昭和 52. 3	川口市厚生会館設置及び管理条例制定 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の命令（共同命令）公布		

年月	機構・法令等	ごみ	し尿
昭和 53. 4	川口市厚生会館設置及び管理条例施行 環境管理課、環境業務課、環境整備センターを統合し、環境整備センター環境管理課、環境業務課に改め、環境整備センター課を廃止し施設管理係と機械操作係を環境管理課に統合し、処理係を環境業務課に統合		
10		青木清掃工場焼却再開 資源回収（モデル地区）運動開始	
54. 4		粗大ごみ収集体制変更（年3回、軒先収集） 集団資源回収運動全域実施	公衆便所清掃を委託開始
8		びん、かん回収ステーション50カ所を設け、テスト収集開始	
55. 1			し尿処理施設100kℓ/日新設（好気性処理）
4		びん、かん収集を市内全域実施	
56. 4		粗大ごみ年4回収集を実施	
6	広域臨海環境整備センター法公布		
57. 4	衛生部から環境部に名称変更		海洋投入を開始
6			
10		リサイクルセンター操業開始	
58. 5		びん、かん回収団体事業推進協力団体交付金制度開始	
59. 3			脱臭設備完成
4		ステーション監視員設置	直営収集（朝日2・3丁目） 川口市家庭雑排水吸込み下水施設の掘替え工事助成金要綱制定 川口市し尿収集脱臭機器設置費助成金制度実施
8		廃乾電池回収実施	
60. 7		焼却灰の処分委託実施	
10	浄化槽法全面施行		
61. 4	廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律公布	小動物の処分委託実施 グリーンセンター内に空き缶回収機を設置し、デポジット作戦開始	
7			
8	戸塚清掃工場増設工事事務所新設		
62. 6		戸塚清掃工場西棟増設工事開始	
63. 3			新郷交通広場公衆便所設置 東川口駅北口公衆便所設置
4		戸塚清掃工場ごみクレーン運転委託開始	
10		側溝ごみを委託から直営に変更 粗大ごみ収集を全面委託する びん、かん収集を一部委託	直営地区を委託 川口神社裏公衆便所改築 川口市家庭雑排水吸込み下水施設の掘替え工事助成金要綱廃止 川口市家庭雑排水吸込み下水施設工事助成金制度実施
平成 元. 4			
2. 1		戸塚清掃工場西棟150t/日4号炉竣工	
3	戸塚清掃工場増設事務所解散	一般廃棄物処理基本計画（第1次・ごみ処理）策定	
4	環境整備センター組織を廃止し環境管理課、環境業務課、戸塚清掃工場、青木清掃工場、領家処理場の5課体制となる		
11			東川口駅南口公衆便所設置
3. 1		ごみ減量キャンペーン（リサイクリング川口）の展開	
3. 4	戸塚清掃工場、青木清掃工場および領家処理場をそれぞれ戸塚環境センター、青木環境センターおよび領家衛生センターに名称変更する 再生資源の利用の促進に関する法律公布 廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正公布 再生資源の利用の促進に関する法律施行	紙バック拠点収集と有害ごみ（蛍光管、水銀式体温計）ステーション収集開始	合併処理浄化槽設置整備事業補助金制度実施 西川口駅西口公衆便所改築
4. 3			一般廃棄物処理基本計画（第1次・生活排水処理）策定
4. 4		生ごみ処理容器購入費補助金制度実施	

年月	機 構 ・ 法 令 等	ご み	し 尿
平成 4. 7	廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正施行		
5. 1		金属類収集を実施（缶詰の缶は「かん」から「金属類」に変更）	
2		一般ごみ、有害ごみの祝日収集を実施	領家衛生センター事務所移転
3		一般廃棄物処理基本計画（第2次・ごみ処理編）策定 第1次ごみ減量化行動計画策定	
4	環境管理課減量推進係を設置、環境管理課管理係、計画係、減量推進係の3係体制となる		
6		一般ごみ、有害ごみの収集地区割の全面変更	
11		クリーンリサイクルタウン選定	
6. 2		ペットボトル、繊維類モデル収集の実施	
3		戸塚環境センター西棟 150 t / 日 3 号炉竣工	
4	朝日環境センター建設室新設		
7		ペットボトル、繊維類収集も全域で実施	
7. 1		フロンガス試験回収開始	
2		クリーン推進員制度実施	
4	公害課を環境保全課に名称変更する	事業系一般ごみの黄色半透明袋実施 家庭系一般ごみの無色透明、白色半透明袋実施	
6	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律制定公布		
7	川口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例廃止 川口市廃棄物処理事業運営審議会設置条例廃止 川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行 川口市廃棄物対策審議会設置 川口市エコリサイクル推進委員会設置		
10		エコリサイクル推進事業所登録制度開始	
11		カレット粉砕設備導入	
8. 4		生ごみ処理容器等購入費補助金制度実施 （補助金額を従来の 4,000 円/基を補助金額の半額、ただし上限を 50,000 円に変更）	
6		第1期分別収集計画策定	
9. 3		一般廃棄物処理基本計画（第3次・ごみ処理編）策定 第2次ごみ減量化行動計画策定	
4	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律制定施行		
12			海洋投入を終了
10. 4	環境管理課を2課に分離および朝日環境センター建設室を廃止し、環境企画課、環境対策課を設置する 環境業務課を収集業務課に名称変更する		川口市し尿収集車脱臭機器設置 費助成金交付要綱の廃止 川口市家庭雑排水吸込み下水道設置工事費の助成金交付要綱の廃止
5	特定家庭用機器再商品化法制定（6月公布）		
6	川口市が設置する一般廃棄物処理施設に係る維持管理の記録及び閲覧の手続きに関する要綱制定		
9	川口市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行		
10	地球温暖化対策の推進に関する法律制定		
11. 3			一般廃棄物処理基本計画（第2次・生活排水処理編）を策定
4	川口市環境基本条例施行 環境企画課を分離し、朝日環境センター建設室を再設置 環境企画課内に環境マネジメントシステム担当を設置		
6		第2期分別収集計画策定	
8		仮称朝日環境センターごみ焼却処理施設建設着工	
9	川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例制定		

年月	機構・法令等	ごみ	し尿
平成 11. 12		仮称朝日環境センターリサイクルプラザ 棟建設着工	
12. 2	ISO14001 規格認証登録 (本庁舎・分庁舎・第2庁舎)		
3		生ごみ処理容器等購入費補助金の交付資 格変更(助成対象を1世帯2基から1基 に変更)	
4	川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例施行 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法 律完全施行		
5	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律制定公布 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律制定公 布		
6	循環型社会形成推進基本法制定公布・施行 廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正公布 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律制定公布 再生資源の利用の促進に関する法律改正(資源の有効な利 用の促進に関する法律に名称変更)公布、施行		
8		川口市まち美化促進プログラムに基づく 環境美化活動実施の合意締結	
9	川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例改正公布		
10	廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正施行	鳩ヶ谷市の事業系可燃ごみの中間処理受 託開始 第1回全市一斉クリーンタウン作戦開催 天然ガス塵芥車導入	
11	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行		
13. 1	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律施行		
3	川口市環境基本計画策定		
4	特定家庭用機器再商品化法施行 資源の有効な利用の促進に関する法律改正施行 川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例改正施行 収集業務課、収集第1係を廃止し、収集第2係を収集係に 変更 改正浄化槽法施行	粗大ごみ処理(収集運搬)有料化開始 鳩ヶ谷市の可燃ごみ全般の中間処理受託 開始	
5	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行		
12		カレット粉砕設備廃止	
14. 2	川口市地球温暖化対策実行計画策定 (川口市エコオフィスづくり行動計画)		
3		一般廃棄物処理基本計画(第4次・ごみ 処理編)策定	
4	環境企画課、環境対策課の2課を廃止し、環境総務課、廃 棄物対策課を設置		
5	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律完全施行		
6		第3期分別収集計画策定	
8		新分別収集に係るモデル収集(10地 区)開始	
9			西川口駅西口公衆便所廃止
11	朝日環境センター、リサイクルプラザ設置 鳩ヶ谷市・川口市一般廃棄物の処分に関する事務の委託に 関する協議書締結	朝日環境センター、リサイクルプラザ竣 工 青木環境センターを廃止 戸塚環境センター東棟休止	
12	朝日環境センター建設室、青木環境センター廃止 リサイクルプラザ共用開始	新分別収集(4分別11品目)開始 鳩ヶ谷市より可燃ごみ処理の事務を受託 (可燃ごみの広域処理開始) 資源物の新分別収集全城開始 びん・飲料かんのカゴによる回収を終了 し、無色透明袋による収集を実施	
15. 4	資源の有効利用の促進に関する法律に基づく環境省令一部 改正(家庭系パソコンリサイクル)	プラスチック製容器包装の回収回数を2 回/月から毎週水曜日に変更	
6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正		
12	川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例改正	粗大ごみのインターネット受付開始 インターネットによるステーション検索 システム稼働	
16. 3	ISO14001 規格認証登録 (戸塚環境センター・朝日環境センター)		高度処理(凝集沈殿)設備設置

年月	機 構 ・ 法 令 等	ご み	し 尿
平成 16. 4	廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正		
11		「平成 1 6 年新潟県中越地震」に伴う川口町災害廃棄物処理支援実施	
17. 3		第 4 期分別収集計画策定	
5	廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正	乾電池の収集方法変更、拠点収集開始	西川口駅西口公衆便所設置 合併処理浄化槽設置整備事業 補助金制度から浄化槽設置整備事業補助金制度へ名称変更
	川口市路上喫煙の防止等に関する条例施行		
	川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例改正施行		
6		「平成 1 6 年新潟県中越地震」に伴う川口町災害廃棄物処理支援実施	
8		「平成 1 7 年川口市集中豪雨」に伴う災害廃棄物処理実施	
12	路上喫煙禁止地区の指定 (JR 川口、西川口駅周辺)		
18. 4		粗大ごみ受付業務委託実施	
6		全国ごみ不法投棄監視ウィーク実施	
11	路上喫煙禁止地区の変更 (JR 川口駅東口指定地区拡大)		
19. 3	川口市地球温暖化対策地域推進計画策定	一般廃棄物処理基本計画 (第 5 次・ごみ処理編) 策定	
4		3 R 推進活動等助成事業開始	
6		第 5 期分別収集計画策定	
8	第二次川口市地球温暖化対策実行計画策定		
9		「平成 1 9 年台風 9 号」に伴う災害廃棄物処理実施	
10	路上喫煙禁止地区の変更 (川口銀座通り商店街)		
20. 3	川口市レジ袋削減会議設置	川口市災害廃棄物処理計画策定	
	川口市環境基本計画改訂	戸塚環境センター東棟を廃止	
6			鳩ヶ谷市し尿処理施設改修工事 開始 (90k1/日から 140k1/ 日) (現鳩ヶ谷衛生センター)
7	川口市におけるレジ袋の大幅削減に向けた取り組みに関する協定締結		
11	川口市におけるレジ袋の大幅削減に向けた取り組みに関する協定締結事業者市内店舗においてレジ袋無料配布中止の取り組み開始		
21. 3	川口市・鳩ヶ谷市レジ袋削減会議設置		
	川口市環境学習指針策定		
4	環境施設課を設置し、領家衛生センターを同課に編入	家庭ごみ収集日情報メール配信 サービス開始	
	環境総務課推進係を地球高温化対策係に名称変更		
8		「平成 2 1 年川口市集中豪雨」に伴う災害廃棄物処理実施	
9		旧青木環境センター焼却施設解体工事開始	
10	川口市一般廃棄物の再生利用業の指定に関する規則施行	「平成 2 1 年台風 1 8 号」に伴う災害廃棄物処理実施	
22. 2	川口市・鳩ヶ谷市一般廃棄物の処分に関する事務の委託に関する協議書締結		
3		使用済み携帯電話モデル拠点回収開始 (リサイクルプラザ 3 階)	鳩ヶ谷市し尿処理施設改修工事 完了 (90k1/日から 140k1/ 日) (現鳩ヶ谷衛生センター)
4	環境総務課環境マネジメントシステム担当を地球高温化対策係に統合		鳩ヶ谷市にし尿処理の事務を委託 (し尿の広域処理開始) 領家衛生センター廃止
22. 6	川口市レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例施行	ふれあい収集開始	
	路上喫煙禁止地区の変更 (川口西公園)	第 6 期分別収集計画策定	
7			
9		旧鳩ヶ谷市環境センター焼却施設解体工事開始 (現鳩ヶ谷衛生センター内)	
12		戸塚環境センター西棟 3・4 号炉大規模改修工事開始	
		旧青木環境センター焼却施設解体工事完了	一般廃棄物処理基本計画 (第 3 次・生活排水処理編) を策定
23. 3	第 2 次川口市環境基本計画策定	「東日本大震災」に伴う災害廃棄物処理実施	
4	川口市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例改正施行		

年月	機 構 ・ 法 令 等	ご み	し 尿
平成 23. 8		使用済み携帯電話回収拠点拡大 (本庁舎、芝・新郷・神根・安行・戸塚支所)	
9	川口市地球高温化対策実行計画(区域施策編)策定	旧鳩ヶ谷市環境センター焼却施設解体工事完了(現鳩ヶ谷衛生センター内)	
10	第3次川口市地球高温化対策実行計画(事務事業編)策定 鳩ヶ谷市と合併	鳩ヶ谷市との可燃ごみの処理に関する事務の委託を廃止	鳩ヶ谷市とのし尿処理の事務の委託を廃止
24. 2		使用済み携帯電話回収拠点拡大 (鳩ヶ谷庁舎エントランスホール)	
3		インクカートリッジ里帰りプロジェクト参加	
4		塵芥車有料広告事業開始	
7	路上喫煙禁止地区の変更(JR・SR東川口駅周辺)		
8	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律公布		
25. 2		戸塚環境センター西棟3・4号炉大規模改修工事完了	
3		川口市一般廃棄物処理基本計画(第6次)策定	
4	路上喫煙禁止地区の変更(JR川口駅周辺指定地区変更)		
4	地球高温化対策室設置		
	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行		
5	地球高温化防止活動推進センター設置		
26. 2	ISO14001規格認証登録 (鳩ヶ谷庁舎・鳩ヶ谷衛生センター)		
3	川口市一般廃棄物処理施設整備基本計画策定		
4	川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例及び規則改正施行	特定処理廃棄物処分手数料の新設 第7期分別収集計画策定 剪定枝用破砕機の無料貸し出し開始 ハイブリッド塵芥車初導入	
7			
27. 2	ISO14001規格認証登録返上		
3		川口市災害廃棄物処理計画改訂 青木収集事務所車庫(新設)完成 (太陽光発電10kW導入) 第2車庫使用終了	
4		「ごみの分け方や出し方」等についての情報を知ることが出来るWebアプリケーションを公開	
9		EVトラック実証実験(平成28年2月まで)	
12		クリーンディーゼル塵芥車初導入	
28. 2		小型家電リサイクル法認定事業者リネットジャパン株式会社と協定を締結	
3	第4次川口市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)策定		
28. 4	地球高温化対策室を地球温暖化対策室に名称変更 地球高温化防止活動推進センターを地球温暖化防止活動推進センターに名称変更		
6		第8期分別収集計画策定	
11	災害協定の締結(収集業務課、鳩ヶ谷衛生センター)		
12		クリーンディーゼル平ボディ車初導入	
29. 3	川口市戸塚環境センター施設整備基本構想策定		旧領家衛生センター跡地(現状有姿)売却
4	廃棄物対策課より収集業務課にまち美化係移管		
10	旧青木環境センター厚生福祉施設(青南会館)解体工事完了		
30. 3	第3次川口市環境基本計画策定 川口市地球温暖化対策実行計画策定 川口市地球温暖化防止活動推進センター5年の指定期間終了	鳩ヶ谷衛生センター粗大ごみ分別場完成 (太陽光発電5.5kW導入)	
30. 4	組織改正(中核市移行に伴い、産業廃棄物対策課を設置) (廃棄物対策課を資源循環課に名称変更し、対策係を減量推進係に統合) (環境施設課に建設準備担当を設置)		

年月	機構・法令等	ごみ	し尿
平成 30. 4	川口市環境関係事務手数料条例施行 川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例及び規則改正施行 川口市が設置する一般廃棄物処理施設及び川口市から委託を受けて非常災害により生じた廃棄物の処分を行うための一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例及び規則改正 川口市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例施行 川口市土砂の堆積等の規制に関する条例施行 川口市浄化槽保守点検業者登録条例施行 川口市戸塚環境センター施設整備基本計画策定		
9	川口市レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例改正施行		
12	路上喫煙禁止地区の変更（JR・SR 東川口駅周辺）		
31. 4	組織改正（地球温暖化対策室を廃止し、環境総務課地球温暖化対策係に再編） （自然保護対策室設置） 川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例改正施行 路上喫煙禁止地区の変更（JR 川口駅周辺）		
令和 元. 6	川口市地球温暖化防止活動推進センターの再開	第9期分別収集計画策定 「令和元年東日本台風」に伴う災害廃棄物処理実施	
10			
12	廃棄物の処理及び清掃に関する法改正		
2. 3		川口市一般廃棄物処理基本計画（第7次）策定 川口市戸塚環境センター施設整備基本設計策定	
4	組織改正（環境施設課建設準備担当を廃止し、新戸塚環境センター建設室を設置） 改正浄化槽法施行 改正川口市浄化槽保守点検業者登録条例施行		
3. 4	川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則改正施行 川口市一般廃棄物の再生利用業の指定に関する規則改正施行 川口市レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例施行規則改正施行		
6	川口市路上分煙基本計画策定		
9			
10	路上喫煙禁止地区の指定（SR 川口元郷・南鳩ヶ谷駅周辺）	戸塚環境センター施設整備工事着工 「令和3年10月7日地震」に伴う災害廃棄物処理実施	
3. 12	川口市レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例廃止 川口市レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例施行規則廃止		
4. 3	川口市一般廃棄物処理施設整備基本計画（改訂）策定		
4	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行	一般ごみ収集の委託地域を拡大	
6	第10期分別収集計画策定		
10	路上喫煙禁止地区の指定（SR 鳩ヶ谷駅・新井宿駅周辺）		
6			
5. 2		第10期分別収集計画策定 家庭系ごみ自己搬入の事前予約制を開始 戸塚収集事務所棟新設	
3	第2次川口市地球温暖化対策実行計画策定		
4	自然保護対策室から自然保護対策課に名称変更		
6. 1	川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例改正施行 路上喫煙禁止地区の指定（SR 戸塚安行駅）及び変更（JR 西川口駅指定地区拡大）	家庭系ごみ自己搬入廃棄物処理手数料改定	
3	朝日環境センター施設整備基本構想策定		
4		一般ごみ収集の委託地域を拡大	
5	川口市路上分煙基本計画2024（改訂）策定		
12	川口市一般廃棄物の再生利用業の指定に関する規則改正施行		
7. 1		「朝日環境センター火災」に伴う外部委託処理実施	
3	環境保全課分析センター廃止		

年月	機構・法令等	ごみ	し尿
令和 7. 4	川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例改正施行 川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則改正施行	特定処理廃棄物処分手数料改定	

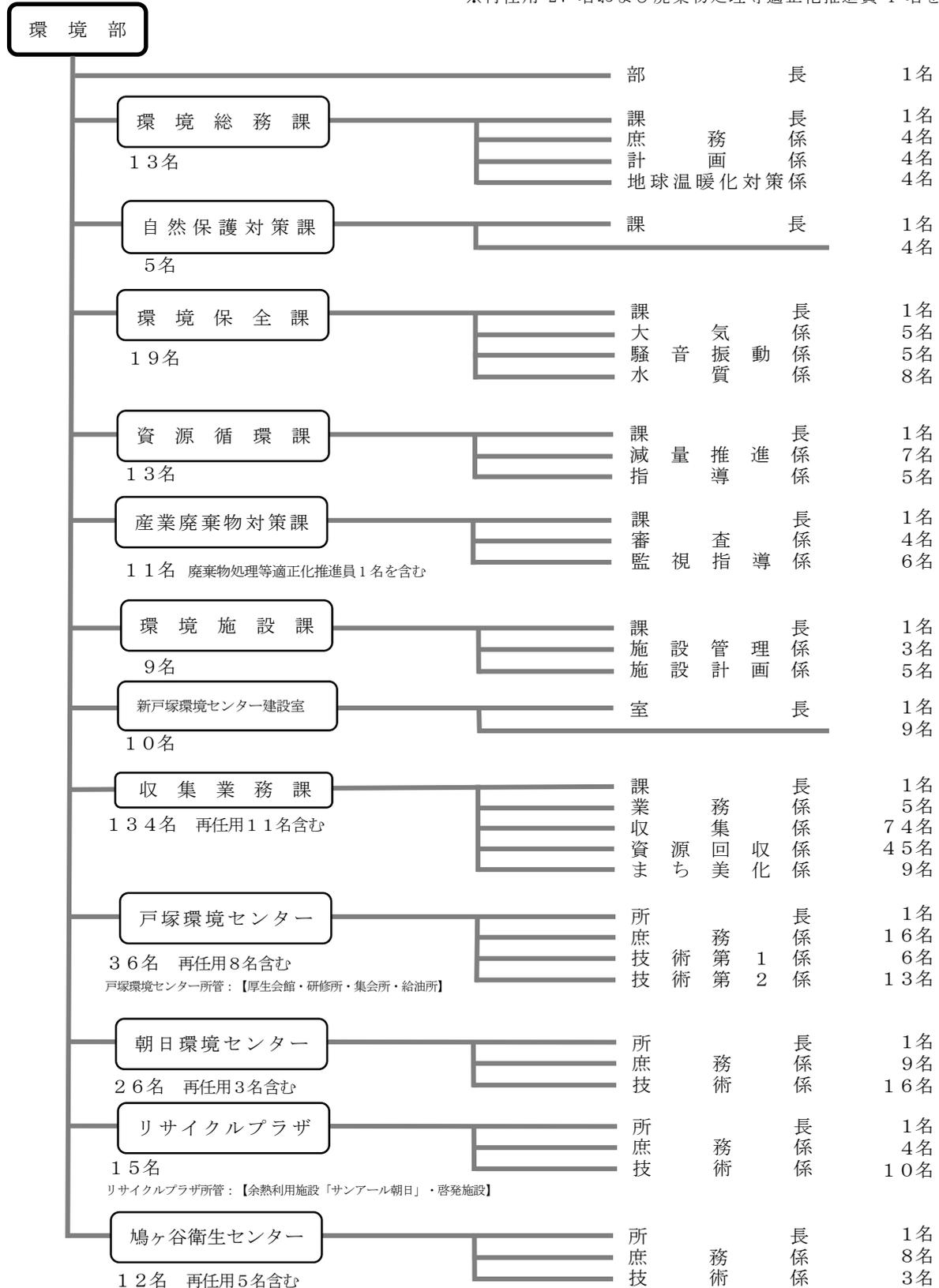
## 第2章 事業推進体制

### 1 組織

#### (1) 機構

総職員数 304 名（令和 7 年 4 月 1 日現在）

※再任用 27 名および廃棄物処理等適正化推進員 1 名を含む



## (2) 事務分掌

(令和7年4月1日現在)

### 環 境 部

- (1) 廃棄物の減量及び適正処理に関すること。
- (2) 環境保全に関すること。

### 環境総務課

- (1) 部内の連絡調整に関すること。
- (2) 地球環境保全及び快適な環境づくりに係る施策の企画及び推進に関すること。
- (3) 環境マネジメントシステムに関すること。
- (4) 地球温暖化対策の推進及び啓発に関すること。
- (5) 地球温暖化防止活動推進センターに関すること。

### 自然保護対策課

- (1) 生物多様性の保全及び啓発に関すること。
- (2) 鳥獣の捕獲の許可等に関すること。

### 環境保全課

- (1) 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の防止並びにダイオキシン類の対策等に関すること。
- (2) 公害関係法令に基づく届出等に関すること。
- (3) 浄化槽の届出等に関すること。
- (4) 浄化槽の維持管理の指導に関すること。
- (5) あき地の環境保全に関すること。

### 資源循環課

- (1) 廃棄物処理事業に係る企画、調整及び推進に関すること。
- (2) 廃棄物の減量啓発に関すること。
- (3) 一般廃棄物処理業に係る許可及び指導監督に関すること。
- (4) 浄化槽清掃業に係る許可及び指導監督に関すること。
- (5) 廃棄物処理及び事業系一般廃棄物の不法投棄に係る相談及び指導に関すること。
- (6) 路上喫煙の防止に関すること。

### 産業廃棄物対策課

- (1) 廃棄物処理施設の許可及び指導監督に関すること。
- (2) 産業廃棄物処理業の許可及び指導監督に関すること。
- (3) 使用済自動車の再資源化に係る事業者の登録、許可及び指導監督に関すること。
- (4) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の届出等に関すること。

- (5) 土砂の堆積の許可及び指導監督に関すること。
- (6) 建設リサイクルに係る再資源化に関すること。
- (7) 産業廃棄物の不適正処理に係る相談及び指導に関すること。

#### **環境施設課**

- (1) 廃棄物処理施設の連絡調整に関すること。
- (2) 廃棄物処理施設の建設計画に関すること。

#### **新戸塚環境センター建設室**

- (1) 新戸塚環境センターの整備に関すること。

#### **収集業務課**

- (1) 廃棄物の収集運搬に関すること。
- (2) 資源物の収集運搬に関すること。
- (3) 粗大ごみの受付及び収集運搬に関すること。
- (4) 動物の死体の受付及び収集運搬に関すること。
- (5) 共同住宅等に係るごみ置場の設置の協議に関すること。
- (6) 路上集積所における家庭系廃棄物の不法投棄に関すること。

#### **戸塚環境センター**

- (1) センターの運転管理に関すること。
- (2) センターの維持管理に関すること。
- (3) 廃棄物の受理及び搬入指導に関すること。
- (4) 焼却灰、不燃物及び汚泥に関すること。
- (5) 廃棄物焼却技術等の調査及び研究に関すること。
- (6) 廃棄物処理手数料に関すること。

#### **朝日環境センター**

- (1) センターの運転管理に関すること。
- (2) センターの維持管理に関すること。
- (3) 廃棄物の受理及び搬入指導に関すること。
- (4) 焼却灰、不燃物及び汚泥に関すること。
- (5) 廃棄物焼却技術等の調査及び研究に関すること。
- (6) 廃棄物処理手数料に関すること。
- (7) あさひコミュニティセンターに関すること。

#### **リサイクルプラザ**

- (1) プラザの運転管理に関すること。
- (2) プラザの維持管理に関すること。

- (3) 資源物の搬入、搬出及び処分に関する事。
- (4) 資源化技術の調査及び研究に関する事。
- (5) リサイクル啓発施設に関する事。
- (6) 集団資源回収運動の推進に関する事。

#### **鳩ヶ谷衛生センター**

- (1) センターの運轉管理に関する事。
- (2) センターの維持管理に関する事。
- (3) し尿及び市長が指定する廃棄物の受理及び搬入指導に関する事。
- (4) し尿処理汚泥に関する事。
- (5) し尿処理技術等の調査及び研究に関する事。
- (6) し尿の収集運搬に関する事。
- (7) 廃棄物処理手数料に関する事。
- (8) 公衆便所の維持管理に関する事。

## (3) 職員

## ◎職種別人員配置

(令和7年4月1日現在)

職別・職名 課・係別	行政職													現業職					合計					
	部長	理事	次長	参事	課所室長	主幹	課所室長補佐	副主幹	係長	主任	主事	技師	技師補	参事	小計	主任	班長	技師		技師	業務員	参事	小計	
環境部	1													1									1	
環境総務課			1				3		2	4	1		2		13								13	
庶務係						1			1	2				4									4	
計画係						1			1		1			4									4	
地球温暖化対策係						1				2		1		4									4	
自然保護対策課			1			1			1	1	1			5									5	
環境保全課			1			3			10	3	1		1	19									19	
大気係						1			3	1				5									5	
騒音振動係						1			3	1				5									5	
水質係						1			4	1	1	1		8									8	
資源循環課			1			2			2	3	2		2	12	1							1	13	
減量推進係						1			2	2	2			7									7	
指導係						1				1		2		4	1							1	5	
産業廃棄物対策課					1	1	1	1	2	4	1			11									11	
審査係						1				2	1			4									4	
監視指導係							1	1	2	2				6									6	
環境施設課			1			2			2	3	1			9									9	
施設管理係						1			1	1				3									3	
施設計画係						1			1	2	1			5									5	
新戸塚環境センター建設室			1			1			5	2	1			10									10	
収集業務課					1	4			3	6	1			15	93		5	9	1	11		119	134	
業務係						1				4				5									5	
収集係						1			1					2	55		4	5	1	7		72	74	
資源回収係						1				1				2	34		1	4		4		43	45	
まち美化係						1			2	1	1			5	4							4	9	
戸塚環境センター			1				3		4	6	1	1	5	21	10		1	1		3		15	36	
庶務係							1		2	2		1	5	11	2					3		5	16	
技術第1係							1		1	3	1			6									6	
技術第2係							1		1	1				3	8		1	1				10	13	
朝日環境センター			1				2		3	2	1	2	3	14	10			2				12	26	
庶務係							1		2				3	6	2							2	8	
技術係							1		1	2	1	2		7	8			2				10	17	
リサイクルプラザ			1				2		1	3	1			8	7							7	15	
庶務係							1			2	1			4									4	
技術係							1		1	1				3	7							7	10	
鳩ヶ谷衛生センター			1			1		1	1	2		1	2	9							3	3	12	
庶務係							1		1			1	2	5							3	3	8	
技術係						1				2				3									3	
合計	1	1	9		2	1	17	9	1	36	39	9	5	7	10	147	121		6	12	1	17	157	304

## (4) 安全衛生管理

環境部では、労働安全衛生対策をより充実していくために「川口市職員安全衛生管理規程」に基づき、職員の安全確保と健康の保持増進および快適な作業環境の形成を促進することを目的として「令和4年度戸塚・朝日環境センター職員安全衛生事業計画」を策定し、職員定期健康診断、全国安全・労働衛生週間の啓発活動、健康相談、破傷風予防接種、メンタルヘルス診断、安全パトロールなどの安全衛生事業を実施した。

しかしながら、環境部内における令和6年度の公務災害発生状況は、発生件数1件、負傷者数1名となっている。

環境部では有害・危険業務に携わる職員も多いことから、より一層の安全衛生対策を推進していく必要がある。

◎公務災害発生件数および負傷者数

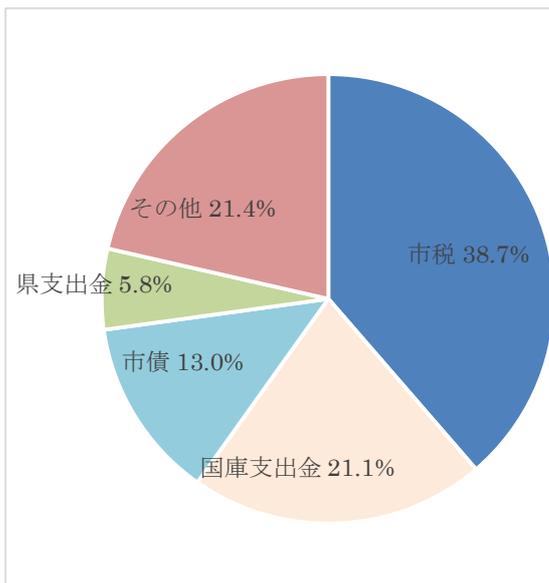
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
発生件数 (件)	3	4	3	8	1
負傷者数 (人)	3	4	3	8	1

## 2 予算・決算

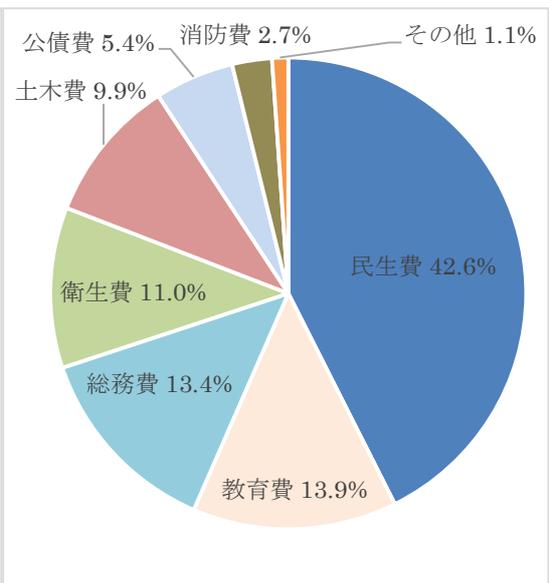
### (1) 令和7年度一般会計当初予算

令和7年度の一般会計は約2,737億円で、前年に比べ約183億円の増、対前年度比107.1%となっている。

◎歳入 2,737.2億円



◎歳出 2,737.2億円



◎予算の推移

会計年度	一般会計当初予算 (千円)	清掃関係当初予算 (千円)	一般会計に占める割合 (%)
令和3年度	209,640,000	10,022,181	4.78
令和4年度	219,820,000	12,656,856	5.76
令和5年度	233,580,000	13,387,841	5.73
令和6年度	255,460,000	16,825,985	6.59
令和7年度	273,720,000	19,296,676	7.05

◎一般会計予算人口・世帯当たり内訳表

歳 入				歳 出			
款別区分	当初予算額 (千円)	1人当たり (円)	1世帯当たり (円)	款別区分	当初予算額 (千円)	1人当たり (円)	1世帯当たり (円)
1 市税	105,834,761	174,229	345,121	1 議会費	904,376	1,489	2,949
2 地方譲与税	969,000	1,595	3,160	2 総務費	36,688,354	60,398	119,639
3 利子割交付金	80,000	132	261	3 民生費	116,579,460	191,917	380,159
4 配当割交付金	600,000	988	1,957	4 衛生費	30,228,822	49,764	98,574
5 株式等譲渡所得割交付金	1,100,000	1,811	3,587	5 労働費	287,760	474	938
6 法人事業税交付金	940,000	1,547	3,065	6 農業費	1,138,286	1,874	3,712
7 地方消費税交付金	13,200,000	21,730	43,044	7 商工費	629,178	1,036	2,052
8 ゴルフ場利用税交付金	7,500	12	24	8 土木費	27,123,188	44,651	88,447
9 自動車取得税交付金	1	0	0	9 消防費	7,407,495	12,194	24,156
10 環境性能割交付金	230,000	379	750	10 教育費	37,900,141	62,392	123,590
11 地方特例交付金	680,000	1,119	2,217	11 公債費	14,632,939	24,089	47,717
12 地方交付税	5,960,000	9,812	19,435	12 諸支出金	1	0	0
13 交通安全対策特別交付金	49,000	81	160	13 予備費	200,000	329	652
14 分担金及び負担金	1,035,270	1,704	3,376				
15 使用料及び手数料	5,408,415	8,903	17,637				
16 国庫支出金	57,658,095	94,919	188,020				
17 県支出金	15,991,623	26,326	52,148				
18 財産収入	4,355,320	7,170	14,202				
19 寄附金	133,051	219	434				
20 繰入金	15,789,145	25,993	51,488				
21 繰越金	2,500,000	4,116	8,152				
22 諸収入	5,653,219	9,306	18,435				
23 市債	35,545,600	58,516	115,912				
計	273,720,000	450,607	892,585	計	273,720,000	450,607	892,585

※総人口 607,447 人、総世帯数 306,660 世帯（令和 7 年 1 月 1 日現在）として算出

## (2) 清掃費予算

### ◎令和7年度・令和6年度清掃費当初予算総括比較

	科 目	予算額 (千円)		増減額 (千円)	増減率 (%)
		令和7年度	令和6年度		
歳入	使用料	7,908	39,958	△ 32,050	△80.2%
	手数料	1,035,211	1,043,039	△ 7,828	△0.8%
	国庫補助金	868,682	1,411,187	△ 542,505	△38.4%
	県補助金	1,030	0	1,030	皆増
	財産運用収入	44,350	21,400	22,950	107.2%
	寄附金	5,000	1,000	4,000	400.0%
	基金繰入金	1,389,000	1,803,000	△ 414,000	△23.0%
	雑入	900,031	856,452	43,579	5.1%
	市債	3,202,300	3,747,800	△ 545,500	△14.6%
	計	7,453,512	8,923,836	△ 1,470,324	△16.5%
歳出	清掃総務費	2,274,848	2,264,125	10,723	0.5%
	資源循環対策費	121,137	103,134	18,003	17.5%
	産業廃棄物対策費	9,963	8,253	1,710	20.7%
	収集業務費	2,347,751	1,917,686	430,065	22.4%
	環境施設費	318,397	281,300	37,097	13.2%
	戸塚環境センター整備事業費	3,985,562	5,770,731	△ 1,785,169	△30.9%
	環境センター費	8,995,678	5,323,744	3,671,934	69.0%
	リサイクル処理費	935,201	889,902	45,299	5.1%
	し尿処理費	308,139	267,110	41,029	15.4%
計	19,296,676	16,825,985	2,470,691	14.7%	

## (3) 清掃費決算

### ◎令和6年度・令和5年度清掃費決算総括比較

	科 目	決算額 (千円)		増減額 (千円)	増減率 (%)
		令和6年度	令和5年度		
歳入	使用料	22,780	19,554	3,226	16.5%
	手数料	1,019,605	1,022,723	△ 3,118	△0.3%
	国庫補助金	1,653,126	102,374	1,550,752	1,514.8%
	財産運用収入	17,152	11,963	5,189	43.4%
	寄附金	6,743	1,027	5,716	556.6%
	基金繰入金	1,616,236	2,022,485	△ 406,249	△20.1%
	雑入	828,381	830,070	△ 1,689	△0.2%
	市債	2,175,000	1,601,700	573,300	35.8%
	計	7,339,022	5,611,897	1,727,127	30.8%
歳出	清掃総務費	2,245,814	2,264,606	△ 18,792	△0.8%
	資源循環対策費	94,557	102,459	△ 7,902	△7.7%
	産業廃棄物対策費	6,460	7,134	△ 674	△9.4%
	収集業務費	1,975,013	1,793,784	181,229	10.1%
	環境施設費	282,443	51,827	230,616	445.0%
	戸塚環境センター整備事業費	3,309,615	2,161,578	1,148,037	53.1%
	環境センター費	4,743,991	5,270,737	△ 526,746	△10.0%
	リサイクル処理費	899,757	829,408	70,349	8.5%
	し尿処理費	258,885	243,362	15,523	6.4%
計	13,816,535	12,724,895	1,091,640	8.6%	

## ◎令和6年度清掃費歳入決算

(単位：円)

款	項	目	節	金額
使用料 及 手数	使用料	環境衛生使用料	環境センター等使用料	4,764,507
			厚生会館使用料	1,212,700
			リサイクルプラザ使用料	1,710,753
			朝日環境センター余熱利用施設使用料	14,986,590
			衛生センター使用料	105,004
	手数料	環境衛生手数料	清掃手数料等	1,019,604,880
国庫支出金	国庫補助金	環境衛生費国庫補助金	循環型社会形成推進交付金	696,363,000
			廃棄物処理施設整備交付金	956,763,000
財産収入	財産運用収入	利子及び配当金	基金利子	17,152,332
寄附金	寄附金	寄附金	衛生費寄附金	6,742,500
繰入金	基金繰入金	環境施設整備基金繰入金	環境施設整備基金繰入金	1,616,236,000
諸収入	雑収入	雑収入	環境衛生費雑入	828,535,601
市債	市債	環境衛生債	戸塚環境センター整備事業債	2,036,600,000
			リサイクルプラザ整備事業債	138,400,000
合計				7,339,176,867

## ◎令和6年度清掃費歳出決算

(款) 衛生費 (項) 清掃費

(単位：円)

	清掃総務費	資源循環対策費	産業廃棄物対策費	収集業務費	環境施設費	戸塚環境センター 整備事業費	環境センター費	リサイクル処理費	し尿処理費
報酬		1,632,960	1,378,140	1,841,506	478,200		5,669,805	1,355,940	
給料	1,087,641,943								
職員手当等	780,801,915	177,723	273,420	177,723			1,064,377	273,420	
共済費	377,346,390								
報償費		13,164,000			75,000		367,200	1,333,600	
旅費	23,562	288,256	282,059	830,664	1,208,831	444,907	1,108,536	73,730	38,086
需用費		1,114,589	1,012,699	78,844,185	460,864	341,457	1,040,574,202	98,379,852	73,923,332
役務費		287,826	121,467	2,274,514	396,140		3,288,881	2,409,266	400,759
委託料		64,388,631	2,759,585	1,888,831,901	110,858,000	48,653,000	2,346,895,686	413,898,691	163,299,829
使用料及び賃借料		977,536	512,042	1,674,032	681,848	420,380	7,582,014	3,382,300	992,992
工事請負費		12,100,000				3,219,100,000	1,320,327,910	221,114,000	15,959,900
原材料費									
備品購入費		19,250		373,340	42,790	67,672	12,035,760	147,730	
負担金・補助及び交付金		406,000	120,300	165,450	4,400	40,587,890	5,024,175	157,388,298	4,270,310
償還金・利子及び割引料									
積立金					167,914,735				
公課費					321,700		52,900		
小計	2,245,813,810	94,556,771	6,459,712	1,975,013,315	282,442,508	3,309,615,306	4,743,991,446	899,756,827	258,885,208
合計									13,816,534,903

## (4) 清掃費に対する市民負担額

### ◎予 算

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
清 掃 費	10,022,181,000 円	12,656,856,000 円	13,387,841,000 円	16,825,985,000 円	19,296,676,000 円
清掃費(し尿処理費を除く)	9,787,340,000 円	12,336,407,000 円	13,129,720,000 円	16,558,875,000 円	18,988,537,000 円
行政区域内人口※	607,750 人	605,067 人	604,894 人	607,279 人	607,943 人
行政区域内世帯※	295,489 世帯	296,539 世帯	299,580 世帯	304,393 世帯	308,606 世帯
清掃費に対し1人あたり	16,490 円	20,918 円	22,133 円	27,707 円	31,741 円
清掃費(し尿処理費を除く) に対し1人あたり	16,104 円	20,388 円	21,706 円	27,267 円	31,234 円
清掃費に対し1世帯あたり	33,917 円	42,682 円	44,689 円	55,277 円	62,529 円
清掃費(し尿処理費を除く) に対し1世帯あたり	33,123 円	41,601 円	43,827 円	54,400 円	61,530 円

※ 人口および世帯数は各年度4月1日現在

### ◎決 算

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
清 掃 費	9,118,658,049 円	11,571,001,794 円	13,404,857,370 円	12,724,894,405 円	13,816,534,903 円
清掃費(し尿処理費を除く)	8,874,063,652 円	11,350,435,695 円	13,085,188,468 円	12,481,532,676 円	13,557,626,000 円
行政区域内人口※	607,750 人	605,067 人	604,894 人	607,279 人	607,943 人
行政区域内世帯※	295,489 世帯	296,539 世帯	299,580 世帯	304,393 世帯	308,606 世帯
清掃費に対し1人あたり	15,004 円	19,124 円	22,161 円	20,954 円	22,727 円
清掃費(し尿処理費を除く) に対し1人あたり	14,602 円	18,759 円	21,632 円	20,553 円	22,301 円
清掃費に対し1世帯あたり	30,860 円	39,020 円	44,746 円	41,804 円	44,771 円
清掃費(し尿処理費を除く) に対し1世帯あたり	30,032 円	38,276 円	43,678 円	41,005 円	43,932 円

※ 人口および世帯数は各年度3月31日現在

# (5) 一般廃棄物会計基準

一般廃棄物会計基準とは、一般廃棄物処理事業に係るコスト分析の標準的手法で、「原価計算書」、「行政コスト計算書」、「資産・負債一覧」により、地方公共団体が行う一般廃棄物の処理に関する事業に係る会計を客観的に把握する指標である。

【資産の部】			
1	有形固定資産		
(1)	土地	21,083,168	
(2)	施設設備		
①	取得価額	43,211,716	
②	減価償却累計額	△ 29,819,334	13,392,382
(3)	車両等		
①	取得価額	101,513	
②	減価償却累計額	△ 55,432	46,081
(4)	建設仮勘定		0
有形固定資産合計			34,521,631
2	無形固定資産		
(1)	ソフトウェア		0
(2)	その他		0
無形固定資産合計			0
3	その他		10,793,830
資産合計 a			45,305,461
【負債の部】			
1	地方債		2,420,923
2	長期未払金		0
3	退職手当引当金		1,845,780
4	その他		171,633
負債合計 b			4,238,336
(差引)資産負債差額			41,067,125
( a - b ) = c			

【経常費用】			
1	処理原価		
(1)	人件費	2,121,656	
(2)	物件賃等	6,292,244	
(3)	移転費用	0	
合計			8,413,900
2	管理費用		
(1)	人件費	346,608	
(2)	物件賃等	0	
(3)	移転費用	0	
(4)	その他管理費用	0	
合計			346,608
経常行政コスト a			8,760,508
構成比率 (%)			
【経常収益】			
1	使用料及び手数料		
(1)	指定袋・シール等販売収入	89,650	
(2)	直接納入ごみ手数料	927,840	
(3)	その他	22,541	
合計			1,040,031
2	補助金等収入		
(1)	国庫等支出金(運営費補助金等)	0	
(2)	一部事務組合等 市区町村分団金(処理及び維持管理費)	0	
(3)	その他	0	
合計			0
3	その他		
(1)	資源物等売却収入	486,752	
(2)	売電等収入	163,896	
(3)	その他	2,214,889	
合計			2,865,537
経常収益合計 b			3,905,568
b/a (%)			44.58%
(差引)純経常行政コスト c			4,854,941
( a - b ) = c			
【経常外費用】			
1	移転費用		
(1)	組合分団金等(建設・改良費)	3,861,626	
(2)	その他	0	
合計			3,861,626
2	その他		
(1)	災害廃棄物処理事業経費	0	
(2)	資産売却損	0	
(3)	その他	0	
合計			0
経常外費用合計			3,861,626
【経常外収益】			
1	施設整備補助金等収入		
(1)	国庫等支出金(施設整備補助金)	102,374	
(2)	一部事務組合等 市区町村分団金(建設・改良費)	0	
(3)	その他	0	
合計			102,374
2	その他		
(1)	災害廃棄物処理事業収益	0	
(2)	資産売却益	0	
(3)	その他	0	
合計			0
経常外収益合計 d			102,374
(差引)純行政コスト e			8,614,183
( c + d - e )			

【処理原価】	総額	収集運搬			中間処理(焼却・資源化等)			最終処分(埋め立て)		
		生活系	事業系	小計	生活系	事業系	小計	生活系	事業系	小計
1. 人件費										
(1) 職員給与費(一般職)	537,751	132,370	0	132,370	299,538	105,843	405,382	0	0	0
(2) 職員給与費(技能職)	1,323,895	1,025,864	0	1,025,864	220,069	77,762	297,831	0	0	0
(3) 退職手当引当金繰入額	98,911	61,544	0	61,544	27,610	9,756	37,366	0	0	0
(4) その他	161,299	105,616	0	105,616	41,144	14,538	55,683	0	0	0
小計	2,121,656	1,325,394	0	1,325,394	588,362	207,901	796,262	0	0	0
2. 物件賃等										
(1) 処理費	1,447,605	73,521	0	73,521	1,015,317	358,767	1,374,084	0	0	0
(2) 委託費	4,844,639	1,715,224	0	1,715,224	2,007,648	709,413	2,717,061	304,690	107,664	412,354
(3) 減価償却費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(4) その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	6,292,244	1,788,745	0	1,788,745	3,022,965	1,068,180	4,091,145	304,690	107,664	412,354
3. 移転費用										
(1) 組合分団金等(処理及び維持管理費)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処理原価合計	8,413,900	3,114,139	0	3,114,139	3,611,327	1,276,081	4,887,407	304,690	107,664	412,354
構成比率 (%)		37.0%	0.0%	37.0%	42.9%	15.2%	58.1%	3.6%	1.3%	4.9%

## (6) 処理および維持管理費（環境省一般廃棄物処理実態調査結果）

### ◎ごみ処理事業の処理および維持管理費

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収集運搬費（千円）		2,823,799	2,855,818	2,887,920	2,896,291	2,948,770
中間処理費（千円）		4,305,652	4,315,057	4,423,410	4,670,257	5,100,462
最終処分費（千円）		432,482	427,689	439,709	423,376	412,354
合 計 A（千円）		7,561,933	7,598,564	7,751,039	7,989,924	8,461,586
総 量 B（t）		172,077	172,039	169,426	164,731	156,588
t 当たり単価 A/B （円）		43,945	44,168	45,748	48,502	54,037
内訳	収 集 運 搬 （円）	16,410	16,600	17,045	54,037	18,831
	中 間 処 理 （円）	25,022	25,082	26,108	28,350	32,572
	最 終 処 分 （円）	2,513	2,486	2,595	2,570	2,633

※ 令和5年度数値が最新版

### ◎し尿処理事業の処理および維持管理費

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収集運搬費（千円）		15,601	15,497	15,014	14,707	14,267
中間処理費（千円）		222,288	219,337	197,285	213,272	220,393
最終処分費（千円）		24,596	24,268	21,777	22,883	24,787
合 計 A（千円）		262,485	259,102	234,076	250,862	259,447
総 量 B（kℓ）		37,167	36,498	36,572	35,488	34,710
kℓ 当たり単価 A/B （円）		7,062	7,099	6,400	7,068	7,475
内訳	収 集 運 搬 （円）	419	424	410	414	411
	中 間 処 理 （円）	5,981	6,010	5,394	6,010	6,350
	最 終 処 分 （円）	662	665	596	644	714

※ 令和5年度数値が最新版

## (7) 一般廃棄物処理手数料の推移

### ア 廃棄物処理手数料

#### ◎し尿処理手数料の改定経過

区 分	単 位	S53.4.1	S56.4.1	S59.4.1	H元.4.1	H4.7.1	H8.7.1	H9.4.1
普通世帯	月額1世帯につき	210円	270円	420円	430円	440円	470円	480円
	月額1人につき	200円	210円	210円	210円	210円	210円	220円
生活保護法により生活扶助を受けている世帯	1人につき	40円	40円	40円	40円	40円	40円	40円
事業所、寮その他多数の者が利用する施設	36 <sup>畳</sup> につき	210円	230円	250円	250円	260円	260円	270円
改良便所 <sup>※1</sup>	1槽につき	220円	220円	240円	240円	250円	250円	260円

※ 汲み取りの回数は、原則として月2回とする。

※1 別に市長が指定する改良便所を使用する世帯については、便槽1槽につき、上記の金額を加算して徴収する。

#### ◎その他の廃棄物処理手数料の改定経過

区 分		単 位	手数料の種別	S53.4.1	S59.4.1	H元.4.1	H4.7.1	H9.4.1	H13.4.1	H26.4.1	
家庭系廃棄物	粗大ごみ <sup>※1</sup>		1個につき	収集及び運搬						310円	310円
	自己搬入 <sup>※2</sup>	重量100kgを超える場合、その越えるもの10kgにつき 容量1㎡を超える場合、その越えるもの1㎡につき	処分	20円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円
				600円	600円	610円	610円	630円	廃止		
	特定処理廃棄物 <sup>※3</sup>	スキー板、スノーボード、サーフボード、ウインドサーフィンボード	1個につき	収集及び運搬							310円
				処分							310円
		アコーディオンカーテン	1個につき	収集及び運搬							310円
				処分							930円
	スプリングマットレス、折り畳み式ベッド、電動式ベッド	1個につき	収集及び運搬								310円
			処分								1,550円
	事業系一般廃棄物および一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物		重量10kgにつき	処分	40円	50円	60円	120円	120円	150円	220円
容積1㎡につき			900円		900円	920円	1,840円	1,870円	廃止		

※1 市長の指定する粗大ごみで市が収集および運搬するもの(特定処理廃棄物を除く)

※2 市の処理施設に市民が直接搬入を行うもの(特定処理廃棄物を除く)

※3 市の処理施設では処理を行わない一般廃棄物のうち、上表中に掲げるもの

区 分		単 位	手数料の種別	R5. 4. 1	R7. 4. 1	
家 庭 系 廃 棄 物	粗 大 ご み※ <sup>1</sup>	1 個につき	収集及び運搬	310 円	310 円	
		自 己 搬 入※ <sup>2</sup>	重量100kgを超える場合、 その越えるもの10kgにつき	処 分	廃止	
			容量1 m <sup>3</sup> を超える場合、 その越えるもの1 m <sup>3</sup> につき			
		重量10kgにつき		100 円	100 円	
	特 定 処 理 廃 棄 物 ※ <sup>3</sup>	スキー板、 スノーボード、 サーフボード、 ウインドサーフィンボード	1 個につき	収集及び運搬	310 円	310 円
				処 分	310 円	310 円
		アコーディオン カーテン	1 個につき	収集及び運搬	310 円	310 円
				処 分	930 円	1,240 円
		折り畳み式ベッド	1 個につき	収集及び運搬	310 円	310 円
				処 分	1,550 円	2,170 円
	スプリングマット トレス	1 個につき	収集及び運搬	310 円	310 円	
			処 分	1,550 円	3,410 円	
電動式ベッド	1 個につき	収集及び運搬	310 円	310 円		
		処 分	1,550 円	7,440 円		
事業系一般廃棄物および一般廃棄物 と併せて処理する産業廃棄物		重量10kgにつき	処 分	220 円	220 円	
		容積1 m <sup>3</sup> につき				

※1 市長の指定する粗大ごみで市が収集および運搬するもの(特定処理廃棄物を除く)

※2 市の処理施設に市民が直接搬入を行うもの(特定処理廃棄物を除く)

※3 市の処理施設では処理を行わない一般廃棄物のうち、上表中に掲げるもの

## イ 動物死体処理手数料

### ◎動物死体処理手数料の改定経過

区 分	単 位	収集又は処分	S53. 4. 1 ※1	S59. 4. 1	H元. 4. 1	H4. 7. 1	H9. 4. 1	H26. 4. 1 ※2	R元. 10. 1 ※3
犬、猫及び その他の動物	1 回につき	収集運搬手数料	500 円	650 円	660 円	1, 100 円	1, 120 円	1, 120 円	1, 140 円
	1 体につき	処分手数料	500 円	650 円	660 円	1, 100 円	1, 120 円	4, 300 円	4, 380 円
	重量 20 キログラムを 超える場合は 20 キロ グラムにつき	処分手数料	1, 120 円	1, 120 円	1, 120 円	1, 120 円	1, 120 円	廃止	廃止

※1 重量の異なる動物でも処分手数料が同じという矛盾を解消するため、重量制を取り入れ、1 体あたりの重量が 20kg を越える場合は、超えた分 20kg につき 1, 120 円の処分手数料を加算することとした。

※2 愛玩用動物の死体は廃棄物処理法上の廃棄物には該当しないことから、同法の規定により市が処理責任を負う一般廃棄物とは異なること、また、民間事業者においても同様のサービスが行われていることを勘案し、市の負担している委託料に相当する 4, 300 円/体とし、委託契約の形態に合わせ重量による加算を廃止した。

※3 消費税増税に伴い手数料を改定した。

## ウ 一般廃棄物許可関係証明手数料

### ◎一般廃棄物許可関係証明手数料の改定経過

手 数 料 の 名 称	S51. 4. 1	S59. 4. 1
一般廃棄物処理業許可申請手数料	3, 000 円	4, 400 円
一般廃棄物処理業許可証再交付手数料	3, 000 円	1, 400 円

### 3 処理施設

#### (1) 各施設の位置



- |                     |                  |
|---------------------|------------------|
| ・ 川口市役所             | 川口市青木2丁目1番1号     |
| ・ 戸塚環境センター(焼却、破碎処理) | 川口市大字藤兵衛新田290番地  |
| ・ 朝日環境センター(焼却処理)    | 川口市朝日4丁目21番33号   |
| ・ 鳩ヶ谷衛生センター(し尿処理)   | 川口市八幡木3丁目18番地の11 |
| ・ リサイクルプラザ(資源化处理)   | 川口市朝日4丁目21番33号   |
| ・ 収集業務課(事務所)        | 川口市青木3丁目16番1号    |

## (2) ごみ焼却施設の概要

名 称	朝日環境センター	
所在地	川口市朝日4丁目21番33号	
敷地面積	31,025.27㎡(リサイクルプラザ棟含)	
建築規模	建物	地上5階・地下1階
	建築面積	9,542.97㎡
	延床面積	24,800.52㎡
焼却炉	A号炉・B号炉・C号炉	
工期	着工	平成11年 8月
	竣工	平成14年11月
総工事費	13,125,000千円	
焼却能力	420t/24h(140t/24h×3炉)	
形式	流動床式ガス化溶融炉	
ごみピット容量	10,500㎡	
ごみクレーン	2基	
ガス冷却設備	廃熱ボイラ	
有害ガス除去設備	湿式(苛性ソーダ溶液による洗浄)・触媒脱硝	
集塵装置	バグフィルタ	
煙突	外筒	鉄筋コンクリート造 高さ100m
	内筒	鋼製3本
排水処理設備	凝集沈殿および生物処理	
トラックスケール	3基(秤量50t×1基, 30t×2基)	
受電電圧	66kV	
余熱利用設備	発電場内	12,000kW
	給湯場内	給湯
	給湯場外	リサイクルプラザ棟給湯

名 称	戸塚環境センター		
所在地	川口市大字藤兵衛新田290番地		
敷地面積	51,865.8㎡		
建築規模	施設	西棟	
	建物	地上5階・地下1階	
	建築面積	4,714㎡	
	延床面積	11,885㎡	
焼却炉	3号炉	4号炉	
工期	着工	平成3年12月	昭和62年6月
	竣工	平成6年3月	平成2年1月
総工事費	4,398,100千円	7,216,905千円	
焼却能力	150t/24h	150t/24h	
形式	全連続燃焼式ストーカ炉		
ごみピット容量	4,000㎡		
ごみクレーン	2基		
ガス冷却設備	廃熱ボイラ		
有害ガス除去設備	半乾式(消石灰スラリー噴霧)		
集塵装置	バグフィルタ		
煙突	外筒	鉄筋コンクリート造 高さ59m	
	内筒	鋼製2本	
通風設備	平衡通風方式		
排水処理設備	凝集沈殿および生物処理(回転円板法)		
トラックスケール	3基(秤量30t×2基, 秤量50t×1基) ※破砕処理施設と共用		
受電電圧	66kV		
余熱利用設備	発電場内	2,200kW	2,200kW
	給湯場内	給湯・暖房	
	給湯場外	厚生会館給湯	
備考	平成22年12月から平成25年2月まで戸塚環境センター西棟3・4号炉大規模改修工事を実施。 総工事費: 6,324,150千円(クレーン改修工事含む)		

### (3) 資源化施設の概要

名 称	リサイクルプラザ							
所 在 地	川口市朝日4丁目21番33号							
規 模	建 物	地上5階・地下1階						
	建 築 面 積	3,551.16㎡						
	延 床 面 積	17,483.93㎡						
工 期	着 工	平成11年12月						
	竣 工	平成14年11月						
総 工 事 費	6,609,750千円							
資 源 化 処 理 施 設		びん類処理ライン		かん類処理ライン		ペットボトル 処理ライン	プラスチック製容器包装等 処理ライン	
	処 理 能 力	35t/5h		31t/5h		9t/5h	20t/5h	
啓 発 施 設	名 称	リサイクル ショップ	リサイクル 工房	展示ホール		実習室	図書・ビデオ ライブラリー	研修室
	面 積	240㎡	260㎡	240㎡		120㎡	160㎡	240㎡
	設 備 等			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ分別ゲーム</li> <li>・燃料電池</li> <li>・新エネルギー設備説明</li> <li>・3R展示</li> </ul>			DVD, VTR	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DVD</li> <li>・OHC, PC, MD</li> <li>・スライドプロジェクター</li> <li>・4面マルチモニター</li> </ul>
余 熱 利 用 施 設	20mプール、幼児プール、男女別浴室、男女別サウナ、ジャグジー ミストサウナ、露天風呂、リラクゼーション、休憩室（日本間）							
	設 備	男女別ロッカー（各120個）、TV、自動販売機、自動券売機						
屋 上	新エネルギー設備							
	設 備	太陽光発電装置		太陽光採光装置		太陽熱集熱装置		
	性 能 等	最大出力：5.01kW		1基		採湯量：400ℓ/4h 給湯温度：35℃		
そ の 他	談話室			駐車場				
	面 積 等	80㎡			100台			

#### (4) 破碎処理施設の概要

名 称	戸塚環境センター粗大ごみ処理施設	
所 在 地	川口市大字藤兵衛新田290番地	
敷 地 面 積	51,865.8㎡ (ごみ焼却施設を含む)	
建 築 模 式	施 設	管理事務所 工場棟
	建 物	地上2階
	建 築 面 積	633㎡
	延 床 面 積	969㎡
工 期	着 工	昭和49年1月
	竣 工	昭和50年2月
総 工 事 費	390,097千円	
破 碎 処 理 能 力	75t / 5h	
形 式	横型スイングハンマ方式	
ピ ッ ト 容 量	120㎡	
ク レ ー ン	1基	
供 給 設 備	エプロンフィーダ 1.8m巾×約17m長 1基	
押 込 供 給 装 置	コンプレッションフィーダ (防振装置付)	
集 塵 装 置	サイクロン, 濾過式集塵装置 (バグフィルタ) 併用	
選 別 設 備	ドラム回転式磁選機 1基 アルミ選別機 1基	
排 出 設 備	振動コンベヤ1基 可燃物コンベヤドラフ型3基 磁性物コンベヤドラフ型2基 アルミ搬出コンベヤ2基	
通 風 設 備	平衡通風方式	
貯 留 設 備	自立トラック直積式 (容量15㎡) 1基	
ト ラ ッ ク ス ケ ー ル	3基 (秤量30t×2基, 秤量50t×1基) ※焼却処理施設と共用	

## (5) し尿処理施設の概要

名 称	鳩ヶ谷衛生センター	
所在地	川口市八幡木3丁目18番地の11	
敷地面積	19,755.03㎡	
規 施 設	地上3階・地下1階	
模 建 築 面 積	1,272.337㎡	
延 床 面 積	2,115.776㎡	
処 理 方 式	前脱水＋標準脱窒素処理＋高度処理	
工 着 工	平成20年6月	
期 竣 工	平成22年3月	
総 工 事 費	1,272,600千円	
処 理 能 力	140kl/日（し尿28kl/日、浄化槽汚泥112kl/日）	
受 入 槽 容 量	し尿受入槽（25.8㎡）、浄化槽汚泥受入槽（86.0㎡）	
脱 臭 設 備	高濃度系：生物脱臭 中・低濃度系：薬剤洗浄＋活性炭吸着（3,400kg）	
脱 水 設 備	電気浸透式（144.8kg-DS/h×3基）	
放 流 水 質	p h : 5.8~8.6 BOD : 20mg/l以下 SS : 50mg/l以下 大腸菌群数 : 3,000個/c m <sup>3</sup> 以下（計画値）	
トラックスケール	1基（秤量25t）	

## (6) 鳩ヶ谷衛生センター粗大ごみ分別場の概要

名 称	鳩ヶ谷衛生センター粗大ごみ分別場	
所 在 地	川口市八幡木3丁目18番地の11	
敷 地 面 積	2,681.42㎡	
建 施 設 築 建 物 規 建 築 面 積 模	計量棟	分別場
	鉄骨造 平屋建て	鉄骨造 平屋建て
	165㎡	464㎡
竣 工	平成30年3月	
総 工 事 費	232,762千円	

## (7) 鳩ヶ谷ストックヤードの概要

名 称	鳩ヶ谷ストックヤード
所 在 地	川口市八幡木3丁目18番地の11
建 物	鉄骨造 平屋建て
建 築 面 積	384.85㎡
保 管 物	段ボール、再生粗大ごみ

## (8) 南ストックヤードの概要

名 称	南ストックヤード		
所 在 地	川口市朝日5丁目4番1号		
敷 地 面 積	7,118㎡		
建 築 規 模	施 設	A 棟	B 棟
	建 物	地上1階	地上1階
	建 築 面 積	2,087.5㎡	1,091.1㎡
保 管 物	金属類・段ボール		

# 4 車 両

## (1) 課別車両保有台数

令和7年3月31日現在

区分	車 種	保 有 台 数											合 計	用 途
		環 境 総 務 課	自 然 保 護 対 策 課	環 境 保 全 課	資 源 循 環 課	産 業 廃 棄 物 対 策 課	環 境 施 設 課	新 戸 塚 環 境 セ ン タ ー 建 設 室	収 集 業 務 課	戸 塚 環 境 セ ン タ ー	朝 日 環 境 セ ン タ ー	リ サ イ ク ル プ ラ ザ		
収 集 輸 送	塵芥車 (2 t)							7					7	一般ごみ収集車
	天然ガス自動車							6					6	
	DPF装着車							1					1	
	塵芥車 (3 t)							25					25	一般ごみ収集車
	天然ガス自動車							21					21	※クリーンディーゼル自動車
	DPF装着車							2					2	1台 (平成29年度導入)
	ハイブリッド自動車							1					1	
	クリーンディーゼル自動車							1					1	
	塵芥車 (2 t)							21					21	資源物 (びん・飲料かん等) 回収
	天然ガス自動車							7					7	※クリーンディーゼル自動車
	DPF装着車							1					1	4台 (平成27年度導入)
	ハイブリッド自動車							3					3	2台 (平成28年度導入)
	クリーンディーゼル自動車							10					10	4台 (平成29年度導入)
	塵芥車 (2 t)							1					1	不法投棄収集
	ハイブリッド自動車							1					1	
平ボディ (2 t)							5					5	ふれあい収集	
ハイブリッド自動車							2					2		
クリーンディーゼル自動車							3					3		
ダンプ (2 t)							2					2	不法投棄収集	
ハイブリッド自動車							2					2		
DPF装着車														
軽トラック				1			1					2	不法投棄収集	
軽ダンプ							2					2	実地調査用	
軽バン							2					2		
電気自動車							2					2		
バキューム											1	1	し尿汲み取り (リース)	
中 間 処 理	塵芥車 (4 t)								1		1	2	残さ運搬	
	DPF装着車								1			1		
	軽トラック										1	1	資源物運搬	
	ダンプ (2 t)											1	粗大ごみ等運搬 (リース)	
	ダンプ (4 t)								1			1	粗大ごみ等運搬	
	脱着装置付コンテナ専用車 (4 t)								2		1	1	残さ運搬、粗大ごみ等運搬 (うち1台はリース)	
	脱着装置付コンテナ専用車 (3.5 t)									1		1	残さ運搬、粗大ごみ等運搬	
	汚泥吸引車								1			1	汚泥運搬	
	スキットステアローダー								2			2	荷物積上運搬	
	ホイルローダー									3	2	5	(リサイクルプラザのショベルローダー5台中2台はリース)	
	ショベルローダー										5	5	(リサイクルプラザのフォークリフト8台中1台はリース)	
	ミニローダー									1		1		
フォークリフト								1	1	8	1	11		
油圧ショベル									1			1		
庁 用 車	乗用車	1			1	2	1	1	1	2		9	事務連絡	
	ハイブリッド自動車					1		1	1	2		5		
	プラグインハイブリッド自動車						1					1		
	電気自動車				1							1		
	燃料電池車	1										1		
	ライトバン			2								1	3	
	事務連絡、点検機材運搬													
軽自動車	1	1	3	1				1		1	1	10		
ハイブリッド自動車			2					1				3		
電気自動車	1											1		
保有車両合計	2	1	5	3	2	1	1	68	12	6	19	6	126	
環境対応車両	環境対応車両	2	1	4	1	1	1	65	3		3		82	
	DPF装着車							4	1				5	
	天然ガス自動車							34					34	
	アイドリングストップ装置装着車		1	2									3	
	ハイブリッド自動車			2		1		1	11	2			17	
	プラグインハイブリッド自動車						1						1	
	クリーンディーゼル自動車								14				14	
	電気自動車	1			1				2		1		5	
	燃料電池車	1											1	
その他の環境対応										2		2		

・環境保全課保有のハイブリッド自動車2台はアイドリングストップ装置装着車でもあるが台数集計のため、アイドリングストップ装置装着車台数には含めていません。

## 第3章 ごみ処理事業

### 1 概 説

現在、川口市では、市内で発生する一般廃棄物（併せて処理する産業廃棄物の木くず、繊維くず、動物の死体の特定部位、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類を含む）を処理している。

本市の一般廃棄物の排出量は、平成7年度に一時的に減少してからは、人口・世帯数の増加、小型焼却炉の廃止、ダイオキシン類対策等の理由から増加傾向にあったが、平成13年度に開始した粗大ごみ収集の有料化、「家電リサイクル法」の施行、および平成14年12月に開始した新分別収集などのごみ減量化の取り組みが効果をあげ、概ね減少傾向が続いた。しかし、経済の回復や本市の人口増加の影響等により、ごみ減量の手度は鈍化し、近年のごみ排出量は横ばいに近い状態となっている。なお、平成23・24年度の排出量については、平成23年10月の旧鳩ヶ谷市との合併による人口増等により増加した。令和6年度の排出量は163,498tであり、対前年度比98.4%であった。

家庭系一般廃棄物は、「一般ごみ」、「粗大ごみ」、「資源物」（びん、飲料かん、金属類、ペットボトル、繊維類、紙類、プラスチック製容器包装）、「有害ごみ」（蛍光管、水銀体温計など）、および「乾電池」の分別収集を実施しており、特に一般ごみおよび有害ごみの収集については、平成5年2月より定曜日の収集を実施している。

「一般ごみ」は、戸塚環境センターおよび朝日環境センターで焼却処理を行っている。戸塚環境センターでは、焼却灰をリサイクル可能な民間業者に処理を委託することで、セメントの原料や再生路盤材として活用している。また、朝日環境センターでは一般ごみと共に戸塚環境センターの焼却主灰（他所灰）を熔融スラグ化し、路盤材等の土木資材として再生利用することで、最終処分量の削減を図っている。有効利用できない焼却灰等については市内に最終処分場を保有していないことから、県内および県外の最終処分場に埋め立て処分を行っている。

「粗大ごみ」は、戸塚環境センター破砕処理施設で破砕処理後、破砕可燃物（残さ）については焼却処理を行っている。破砕処理の前には手選別により、小型家電、鉄、アルミ等の回収を行っている。破砕後は磁力等による機械選別により、鉄、アルミの回収を行っている。なお、再使用可能な粗大ごみはリサイクルプラザにて修理・再生の後、販売（オークション形式）を行っている。

「資源物」のうち、「びん」は、リサイクルプラザに搬入後、生きびん・白色びん・茶色びん・その他の色びんの4種類に選別し、生きびん・白色びん・一部茶色びんは再生資源業者に売却し、一部茶色びん・その他の色びんについては、指定法人である(公財)日本容器包装リサイクル協会に再商品化を委託している。また、選別しきれないガラスカレットについても資源として利用するため、市が独自に再商品化を委託しており、主に埋め戻し材など、砂の代替品として利用されている。

「飲料かん」は、リサイクルプラザに搬入後、スチールかん・アルミかんに選別し、圧縮処理後、再生資源業者に売却している。

「ペットボトル」、「プラスチック製容器包装」は、リサイクルプラザに搬入後、選別・圧縮して指定法人に再商品化を委託し、「ペットボトル」の一部については再生資源業者に売却している。

「紙製容器包装」は、リサイクルプラザに搬入後、選別・圧縮して再生資源業者に売却している。

「新聞紙」、「雑誌・雑紙」、「紙パック」は、リサイクルプラザに搬入後、選別し、それぞれ圧縮梱包して再生資源業者に売却している。

「繊維類」、「段ボール」は、リサイクルプラザに搬入し一時保管した後、再生資源業者に売却している。

「金属類」は、リサイクルプラザに搬入後、手選別により「小型家電」とその他の「金属類」に分別し、さらに、小型家電からは二次電池を取り除き、すべて再生資源業者に売却している。

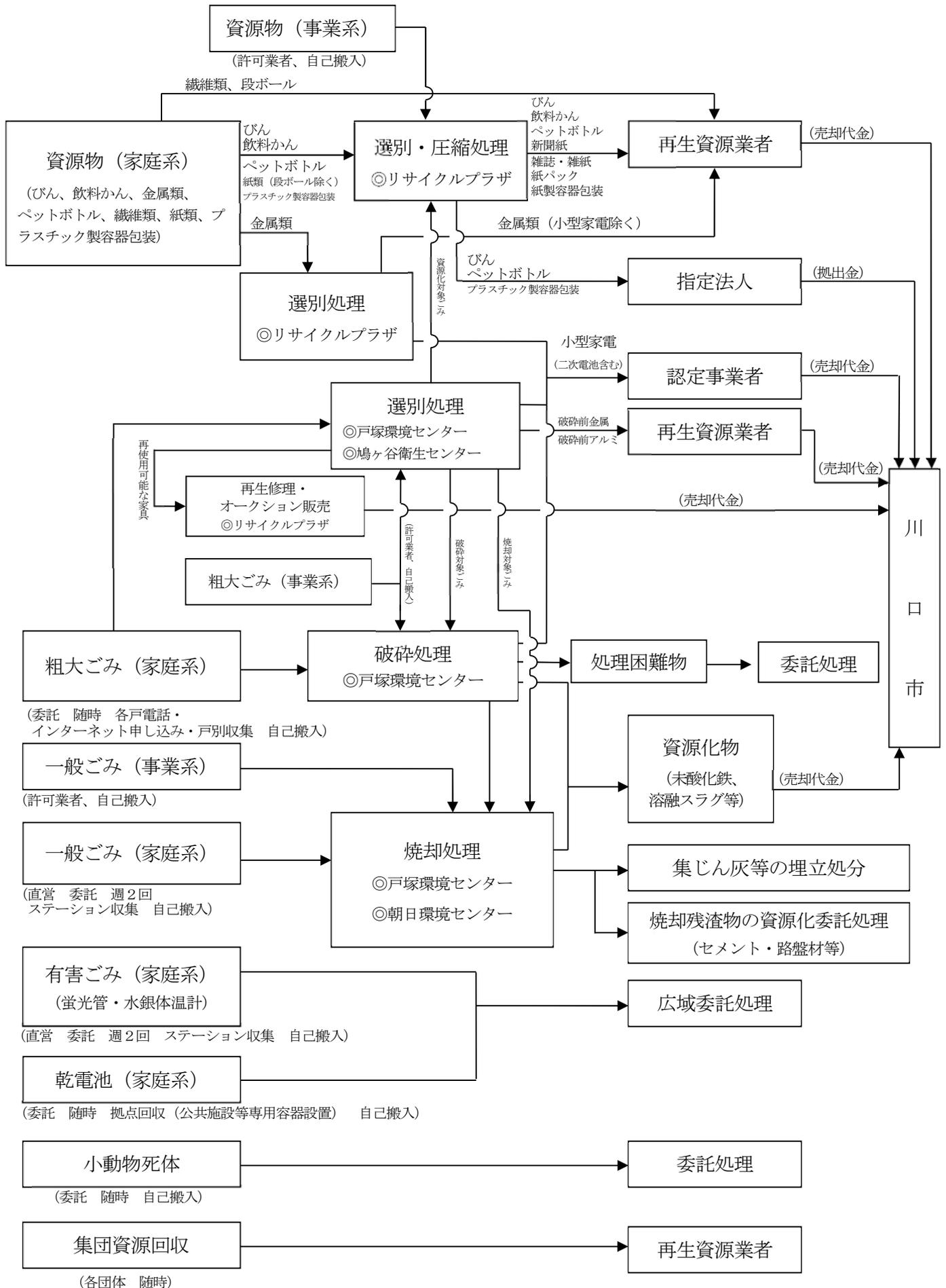
「有害ごみ」および「乾電池」は、県内他自治体と共に広域化委託処理を行っている。

鳩ヶ谷衛生センターに自己搬入された「粗大ごみ」は、その大きさや性状等により「破砕対象ごみ」「焼却対象ごみ」「破砕前金属」「小型家電」等に選別している。「破砕対象ごみ」は戸塚環境センターに搬入し、破砕処理を行っている。「焼却対象ごみ」は戸塚環境センターに搬入し、焼却処理を行っている。「破砕前金属」「小型家電」等は直接再生資源業者等に売却している。

なお、事業系一般廃棄物は、事業者が自らの責任によって適正に処理することになっているが、家庭系廃棄物と同様の分別体系で、自己搬入もしくは許可業者による収集運搬によって市の処理施設に受け入れている。受け入れに際しては10キログラムにつき220円の処理手数料を徴収している。

# 2 ごみ処理の工程概要

令和7年4月1日現在



# 3 令和6年度ごみ処理実績フローシート

単位：トン

人口(人)	607,943
(100.1%)	
世帯数(世帯)	308,606
(101.4%)	

## 【収集運搬】+【直接搬入】

一般ごみ	129,750.91	(98.6%)
家庭系	89,368.91	
事業系	40,382.00	
一般廃棄物	39,960.16	
併せ産廃	421.84	

粗大ごみ	5,129.61	(105.3%)
家庭系	5,076.72	
事業系	52.89	

資源物	19,333.01	(97.0%)
びん	3,141.92	
家庭系	3,138.68	
事業系	3.24	
飲料かん	1,252.56	
家庭系	1,247.61	
事業系	4.95	
金属類	1,195.61	
家庭系	1,191.85	
事業系	3.76	
ペットボトル	2,497.64	
家庭系	2,486.21	
事業系	11.43	
繊維類	2,000.95	
家庭系	2,000.89	
事業系	0.06	
紙類	5,898.65	
家庭系	5,894.01	
事業系	4.64	
プラスチック製容器包装	3,345.68	
家庭系	3,345.54	
事業系	0.14	

有害ごみ	3.33	(57.0%)
蛍光管	3.33	

乾電池	122.45	(130.8%)
乾電池	122.45	

災害廃棄物	0.02	(0.3%)
災害廃棄物	0.02	

広域化等委託処理	0.00	(-)
	0.00	

排出量	154,339.33	(98.6%)
(集団資源回収を除く)		

排出量	163,497.55	(98.4%)
-----	------------	---------

集団資源回収	9,158.22	(95.8%)
--------	----------	---------

## 【中間処理】

処理施設：朝日環境センター、戸塚環境センター

焼却処理	123,342.97	(89.7%)
焼却対象ごみ	962.59	
リサイクル残さ	1,968.42	
破砕可燃物	3,129.74	
乾電池	122.45	
二次電池	0.00	
蛍光管	3.33	

処理施設：戸塚環境センター

破砕処理	3,799.70	(93.9%)
破砕可燃物	3,129.74	
再生粗大ごみ	7.41	
破砕前金属	22.29	
破砕後金属	613.84	
破砕前アルミ層	1.50	
破砕後アルミ層	24.92	
保管	179.69	
特定家庭用機器	5.94	
小型家電	6.70	
処理困難物	167.05	

処理施設：リサイクルプラザ

資源化処理	19,335.17	(97.0%)
びん選別	3,141.92	
生きびん	16.89	
白カレット	860.63	
分別基準適合物	0.00	
独自資源化量	860.63	
茶カレット	691.57	
分別基準適合物	321.97	
独自資源化量	369.60	
その他カレット	530.00	
カレット残さ	888.00	
リサイクル残さ	154.83	
飲料かん選別・圧縮	1,252.56	
アルミ	872.82	
スチール	167.51	
リサイクル残さ	212.23	
金属類選別・保管	1,195.61	
売却金属	869.42	
破砕金属	2.91	
小型家電	186.80	
金属処理困難物	0.00	
リサイクル残さ	136.48	
ペットボトル選別・圧縮	2,497.64	
分別基準適合物	1,836.07	
独自資源化量	239.33	
リサイクル残さ	422.24	
繊維類選別・保管	2,000.95	
売却繊維類	1,404.82	
リサイクル残さ	596.13	
紙類選別・梱包	5,900.81	
新聞紙	411.55	
雑誌・雑紙	1,330.43	
段ボール	3,099.80	
紙バック	16.86	
紙製容器包装	834.74	
分別基準適合物	0.00	
独自資源化量	834.74	
リサイクル残さ	207.43	
プラスチック製容器包装選別・圧縮	3,345.68	
分別基準適合物	3,106.60	
リサイクル残さ	239.08	

処理施設：鳩ヶ谷衛生センター

選別処理	1,237.03	(130.1%)
焼却対象ごみ	962.59	
破砕対象ごみ	83.88	
資源化対象ごみ	2.16	
破砕前金属	146.03	
破砕前アルミ	0.00	
小型家電	42.37	

## 【最終処分】

埋立処分	7,207.57	(106.9%)
焼却残さ物	7,207.57	

資源化物	25,533.71	(92.7%)
焼却残さ金属	0.00	
未酸化鉄	417.52	
未酸化アルミ	36.57	
熔融スラグ	4,617.35	
焼却残渣物(セメント資源・路盤材資源)	2,101.65	
再生粗大ごみ	7.41	
破砕前金属	168.32	
破砕後金属	613.84	
破砕前アルミ層	1.50	
破砕後アルミ層	24.92	
びん	2,987.09	
生きびん	16.89	
白カレット	860.63	
茶カレット	691.57	
その他カレット	530.00	
カレット残さ	888.00	
飲料かん	1,040.33	
アルミ	872.82	
スチール	167.51	
金属類	869.42	
売却金属	869.42	
スプレー缶	0.00	
ペットボトル	2,075.40	
繊維類	1,404.82	
紙類	5,693.38	
新聞紙	411.55	
雑誌・雑紙	1,330.43	
段ボール	3,099.80	
紙バック	16.86	
紙製容器包装	834.74	
プラスチック製容器包装	3,106.60	
特定家庭用機器	5.94	
小型家電	235.87	
乾電池	122.45	
二次電池	0.00	
蛍光管	3.33	

処理困難物	167.05	(108.5%)
スプリング	130.97	
タイヤ	0.00	
バッテリー	0.00	
消火器	0.00	
バイク	0.00	
車部品等	0.78	
その他	35.30	

委託処理	12,468.69	
一般ごみ	12,468.69	
皆増	災害廃棄物	0.00

※ ( ) 内の数字は対前年度比  
 ※ リサイクル残さとは、資源物を処理する際に生じる不純物を示す  
 ※ 併せ産廃とは、一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を示す  
 ※ 災害廃棄物の内訳は、粗大ごみ0.02t  
 ※ 売却金属には、二次電池2.98tを含む

## 4 ごみの収集量・処理量

### (1) ごみの分別および収集回数

#### ◎ごみの分別について

種 類	内 容	
集団資源回収	古紙類、繊維類	
資源物	び ん	飲料、酒、調味料などのガラスびん
	飲 料 か ん	飲料かんのみ（ジュース、ビールなど）
	金 属 類	缶詰、ミルク、スプレーなどの缶、 ねじ、やかん、なべ、フライパン、包丁などの金属製品 トースター、炊飯器など小型の電気製品
	ペットボトル	飲料、酒、調味料などのペットボトル
	織 維 類	衣類、毛布など
	紙 類	新聞紙、雑誌・雑紙、紙パック、段ボール、紙製容器包装
	プラスチック製容器包装	プラマークがある、商品包装用のプラスチック製の容器・包装
粗 大 ご み	1辺が40cmを超える大きさのもの（家具類・寝具類・その他）	
一 般 ご み	料理くず、残飯、果物の皮、茶がら、貝がら、ティッシュ、油紙、 靴、ビデオテープ、木製・プラスチック製おもちゃ、 茶わん、皿、植木鉢、コップ、棒きれ、靴など	
有 害 ご み	蛍光管、水銀体温計などの水銀を含むもの	
乾 電 池	乾電池（ボタン型電池、充電式電池〔二次電池〕は除く）	

#### ◎収集回数一覧

（令和7年4月1日現在）

種 類	回 数	備 考
集団資源回収	随 時	町会・自治会等の登録団体が実施
資源物	び ん	月2回 透明袋で排出
	飲 料 か ん	
	金 属 類	
	ペ ッ ト ボ ト ル	
	織 維 類	
	紙類（新聞紙、雑誌・雑紙、 紙パック、段ボール、紙製容器包装）	月2回 直接ひもで縛って排出
プラスチック製容器包装	週1回 透明袋で排出	
粗 大 ご み	随 時	電話・インターネット申し込み、 各戸収集
一 般 ご み	週2回	透明又は白色半透明袋
有害ごみ（蛍光管、水銀体温計）	週2回	一般ごみと同時収集
乾 電 池	随 時	拠点施設開館時常時、設置した専用 ボックスに袋にいれずそのまま排出

## (2) ごみ収集形態別収集量

(単位：t)

令 和 2 年 度	収集形態		家庭系				事業系			合計	
	種類		直営	委託	自己搬入	拠点収集	小計	許可	自己搬入		小計
	一般ごみ		36,099.18	63,198.11	2,612.79	-	101,910.08	36,802.48	4,134.30	40,936.78	142,846.86
	粗大ごみ		133.68	3,044.53	4,171.64	-	7,349.85	18.43	61.83	80.26	7,430.11
	びん		1,460.28	2,118.33	1.07	-	3,579.68	0.44	2.41	2.85	3,582.53
	飲料かん		662.17	845.93	3.18	-	1,511.28	2.33	4.43	6.76	1,518.04
	金属類		3.32	1,651.92	11.85	-	1,667.09	0.00	0.00	0.00	1,667.09
	ペットボトル		992.68	1,340.89	3.71	-	2,337.28	4.51	1.45	5.96	2,343.24
	繊維類		985.88	1,369.80	71.53	-	2,427.21	0.00	0.02	0.02	2,427.23
	紙類		15.78	6,331.56	80.24	-	6,427.58	0.00	8.60	8.60	6,436.18
	プラスチック製容器包装		1,468.70	2,198.93	0.51	-	3,668.14	0.00	0.27	0.27	3,668.41
	有害ごみ		4.80	7.21	0.00	-	12.01	0.00	0.00	0.00	12.01
	乾電池		0.00	0.00	0.00	90.54	90.54	0.00	0.00	0.00	90.54
	計		41,826.47	82,107.21	6,956.52	90.54	130,980.74	36,828.19	4,213.31	41,041.50	172,022.24

(単位：t)

令 和 3 年 度	収集形態		家庭系				事業系			合計	
	種類		直営	委託	自己搬入	拠点収集	小計	許可	自己搬入		小計
	一般ごみ		35,305.42	61,708.27	2,573.20	-	99,586.89	37,405.03	4,003.30	41,408.33	140,995.22
	粗大ごみ		124.29	2,921.28	4,022.27	-	7,067.84	14.23	37.58	51.81	7,119.65
	びん		1,428.47	2,060.36	2.50	-	3,491.33	0.45	2.13	2.58	3,493.91
	飲料かん		633.16	811.94	2.85	-	1,447.95	0.40	4.67	5.07	1,453.02
	金属類		3.18	1,509.82	18.09	-	1,531.09	0.00	0.00	0.00	1,531.09
	ペットボトル		1,029.16	1,408.20	4.66	-	2,442.02	9.67	1.74	11.41	2,453.43
	繊維類		933.26	1,275.06	96.98	-	2,305.30	0.00	0.49	0.49	2,305.79
	紙類		17.64	6,195.10	92.59	-	6,305.33	0.00	4.94	4.94	6,310.27
	プラスチック製容器包装		1,474.37	2,179.38	0.49	-	3,654.24	0.00	0.33	0.33	3,654.57
	有害ごみ		4.84	7.27	0.00	-	12.11	0.00	0.00	0.00	12.11
	乾電池		0.00	0.00	0.00	91.58	91.58	0.00	0.00	0.00	91.58
	計		40,953.79	80,076.68	6,813.63	91.58	127,935.68	37,429.78	4,054.69	41,484.96	169,420.64

(単位：t)

令 和 4 年 度	収集形態		家庭系				事業系			合計	
	種類		直営	委託	自己搬入	拠点収集	小計	許可	自己搬入		小計
	一般ごみ		34,479.03	59,623.60	2,121.34	-	96,223.97	37,948.38	3,913.02	41,861.40	138,085.37
	粗大ごみ		97.42	2,797.26	3,572.19	-	6,466.87	17.32	37.32	54.64	6,521.51
	びん		1,369.00	1,965.54	1.43	-	3,335.97	0.15	2.21	2.36	3,338.33
	飲料かん		583.71	754.39	1.88	-	1,339.98	0.01	3.80	3.81	1,343.79
	金属類		3.80	1,333.17	16.10	-	1,353.07	0.00	0.37	0.37	1,353.44
	ペットボトル		1,029.08	1,400.53	4.63	-	2,434.24	11.75	0.90	12.65	2,446.89
	繊維類		880.98	1,201.11	83.99	-	2,166.08	0.00	0.09	0.09	2,166.17
	紙類		16.94	6,142.49	85.37	-	6,244.80	0.00	7.51	7.51	6,252.31
	プラスチック製容器包装		1,331.96	2,240.59	0.41	-	3,572.96	0.00	0.23	0.23	3,573.19
	有害ごみ		4.05	6.08	0.00	-	10.13	0.00	0.00	0.00	10.13
	乾電池		0.00	0.00	0.00	97.88	97.88	0.00	0.00	0.00	97.88
	計		39,795.97	77,464.76	5,887.34	97.88	123,245.95	37,977.61	3,965.45	41,943.06	165,189.01

(単位：t)

令 和 5 年 度	収集形態		家庭系				事業系			合計	
	種類		直営	委託	自己搬入	拠点収集	小計	許可	自己搬入		小計
	一般ごみ		33,033.27	57,052.83	789.70	-	90,875.80	37,312.93	3,488.83	40,801.76	131,677.56
	粗大ごみ		59.37	2,877.38	1,891.19	-	4,827.94	20.18	23.88	44.06	4,872.00
	びん		1,315.34	1,882.79	0.46	-	3,198.59	0.22	3.35	3.57	3,202.16
	飲料かん		564.28	725.84	0.31	-	1,290.43	0.84	3.58	4.42	1,294.85
	金属類		4.85	1,267.41	4.74	-	1,277.00	0.00	0.33	0.33	1,277.33
	ペットボトル		1,052.72	1,421.90	1.53	-	2,476.15	14.90	2.65	17.55	2,493.70
	繊維類		860.60	1,209.41	35.70	-	2,105.71	0.00	0.00	0.00	2,105.71
	紙類		17.68	6,066.48	27.87	-	6,112.03	0.02	5.72	5.74	6,117.77
	プラスチック製容器包装		1,288.48	2,151.64	0.06	-	3,440.18	0.00	0.19	0.19	3,440.37
	有害ごみ		2.34	3.50	0.00	-	5.84	0.00	0.00	0.00	5.84
	乾電池		0.00	0.00	0.00	93.61	93.61	0.00	0.00	0.00	93.61
	計		38,198.93	74,659.18	2,751.56	93.61	115,703.28	37,349.09	3,528.53	40,877.62	156,580.90

(単位：t)

令 和 6 年 度	収集形態		家庭系				事業系			合計	
	種類		直営	委託	自己搬入	拠点収集	小計	許可	自己搬入		小計
	一般ごみ		38,814.16	49,932.31	622.44	-	89,368.91	36,797.84	3,584.16	40,382.00	129,750.91
	粗大ごみ		69.31	3,053.52	1,953.89	-	5,076.72	20.61	32.28	52.89	5,129.61
	びん		1,297.54	1,840.74	0.4	-	3,138.68	0.28	2.96	3.24	3,141.92
	飲料かん		549.42	697.95	0.24	-	1,247.61	1.43	3.52	4.95	1,252.56
	金属類		5.48	1,183.91	2.46	-	1,191.85	0	3.76	3.76	1,195.61
	ペットボトル		1,060.60	1,425.00	0.61	-	2,486.21	8.71	2.72	11.43	2,497.64
	繊維類		830.22	1,151.54	19.13	-	2,000.89	0.00	0.06	0.06	2,000.95
	紙類		17.14	5,863.42	13.45	-	5,894.01	0	4.64	4.64	5,898.65
	プラスチック製容器包装		1,196.27	2,149.22	0.05	-	3,345.54	0	0.14	0.14	3,345.68
	有害ごみ		1.33	2.00	0	-	3.33	0	0	0	3.33
	乾電池		0	0	0	122.45	122.45	0	0	0	122.45
	計		43,841.47	67,299.61	2,612.67	122.45	113,876.20	36,828.87	3,634.24	40,463.11	154,339.31

※各年度の収集量には、災害廃棄物を含まない。

### (3) 令和6年度月別ごみ収集量

															(単位: kg)		
	トシ表示	合計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
排出量(集団資源回収を除く)	154,339.33	154,339,330	14,050,950	13,821,380	12,554,680	13,727,570	13,048,800	12,533,330	13,387,100	12,699,650	14,048,940	11,966,840	10,665,060	11,835,030			
一般ごみ	129,750.91	129,750,910	11,786,020	11,519,030	10,480,230	11,740,830	10,980,100	10,606,310	11,275,070	10,643,210	11,869,710	10,097,360	8,821,610	9,931,430			
家庭系	89,368.91	89,368,910	8,344,360	7,977,080	7,092,310	8,021,440	7,512,440	7,142,290	7,688,340	7,286,510	8,316,130	7,138,020	6,071,550	6,778,440			
直営	38,814.16	38,814,158	2,972,934	2,840,290	2,505,120	2,823,080	2,650,320	2,503,800	2,699,366	2,549,140	2,895,530	4,764,750	4,682,090	4,927,738			
委託	49,932.31	49,932,312	5,309,606	5,067,640	4,504,860	5,145,800	4,804,860	4,583,620	4,920,664	4,655,280	5,331,340	2,368,480	1,389,460	1,850,702			
自己搬入	622.44	622,440	61,820	69,150	82,330	52,560	57,260	54,870	68,310	82,090	89,260	4,790	0	0			
事業系	40,382.00	40,382,000	3,441,660	3,541,950	3,387,920	3,719,390	3,467,660	3,464,020	3,586,730	3,356,700	3,553,580	2,959,340	2,750,060	3,152,990			
許可	36,787.84	36,787,840	3,220,270	3,217,840	3,011,680	3,346,620	3,109,690	3,067,190	3,162,800	3,009,910	3,263,170	2,792,280	2,619,170	2,977,220			
自己搬入	3,584.16	3,584,160	221,390	324,110	376,240	372,770	357,970	396,830	423,930	346,790	290,410	167,060	130,890	175,770			
うち併せ産廃	421.84	421,840	36,790	32,710	41,620	38,160	47,680	38,980	38,930	24,880	38,010	26,580	27,170	30,330			
粗大ごみ	5,129.61	5,129,610	484,340	501,360	428,570	420,730	443,670	379,930	467,700	447,400	493,550	333,920	322,850	405,950			
家庭系	5,076.72	5,076,720	477,200	497,300	424,630	417,920	439,080	374,070	462,050	441,980	490,210	329,620	319,050	403,610			
直営	69.31	69,310	6,860	5,790	5,240	6,870	5,110	4,520	5,280	4,430	5,280	7,510	7,090	5,330			
委託	3,053.52	3,053,520	266,550	282,940	254,010	247,080	251,300	227,660	282,030	256,910	259,810	228,100	214,000	283,130			
自己搬入	1,953.89	1,953,890	203,790	208,570	165,380	163,970	182,670	141,890	174,740	180,640	225,120	94,010	97,960	115,150			
事業系	52.89	52,890	7,140	4,060	3,940	2,810	4,590	5,860	5,650	5,060	3,340	4,300	3,800	2,340			
許可	20.61	20,610	3,330	1,400	1,680	1,120	2,210	1,840	2,190	1,300	1,630	0	2,710	1,200			
自己搬入	32.28	32,280	3,810	2,660	2,260	1,690	2,380	4,020	3,460	3,760	1,710	4,300	1,090	1,140			
資源物	19,333.01	19,333,010	1,742,210	1,800,990	1,645,880	1,565,990	1,625,030	1,547,090	1,603,280	1,609,400	1,685,680	1,535,560	1,520,600	1,451,300			
びん(残さ含)	3,141.92	3,141,920	256,150	266,390	268,600	236,350	270,790	262,110	244,450	257,200	268,240	308,520	271,640	231,480			
家庭系	3,138.68	3,138,680	255,860	266,090	268,450	236,000	270,580	261,940	244,190	256,970	267,960	308,190	271,440	231,010			
直営	1,297.54	1,297,540	105,790	110,310	110,180	97,730	112,600	108,150	101,270	106,220	109,610	129,260	111,150	95,270			
委託	1,840.74	1,840,740	149,950	155,730	158,260	138,270	157,940	153,720	142,880	150,710	158,320	178,930	160,290	135,740			
自己搬入	0.40	400	120	50	10	0	40	70	40	40	30	0	0	0			
事業系	3.24	3,240	290	300	150	350	210	170	260	230	280	330	200	470			
許可業者	0.28	280	0	60	0	0	0	0	0	0	0	60	40	120			
自己搬入	2.96	2,960	290	240	150	350	210	170	260	230	280	270	160	350			
飲料かん(残さ含)	1,252.56	1,252,560	104,230	109,320	112,000	102,250	117,410	110,510	103,340	103,400	98,520	100,410	99,530	91,640			
家庭系	1,247.61	1,247,610	103,660	108,720	111,600	101,870	117,100	110,250	102,730	103,100	98,000	100,190	99,240	91,150			
直営	549.42	549,420	45,470	47,190	48,420	44,410	51,420	48,410	45,200	46,060	43,280	44,890	44,200	40,470			
委託	697.95	697,950	58,170	61,500	63,140	57,450	65,670	61,820	57,500	56,970	54,710	55,300	55,040	50,680			
自己搬入	0.24	240	20	30	40	10	10	20	30	70	10	0	0	0			
事業系	4.95	4,950	570	600	400	380	310	260	610	300	520	220	290	490			
許可業者	1.43	1,430	210	150	130	50	60	20	70	90	220	90	160	180			
自己搬入	3.52	3,520	360	450	270	330	250	240	540	210	300	130	130	310			
金属類	1,195.61	1,195,610	105,850	109,210	101,540	85,720	98,280	93,370	95,860	99,740	113,410	98,840	104,530	89,260			
家庭系	1,191.85	1,191,850	105,850	108,420	101,340	85,720	97,780	93,140	95,610	99,740	112,520	98,360	104,530	88,840			
直営	5.48	5,480	470	510	410	530	390	460	470	460	430	430	560	360			
委託	1,183.91	1,183,910	105,160	107,410	100,790	84,950	97,110	92,540	94,930	99,060	111,590	97,920	103,970	88,480			
自己搬入	2.46	2,460	220	500	140	240	280	140	210	220	500	10	0	0			
事業系	3.76	3,760	0	790	200	0	500	230	250	0	890	480	0	420			
許可業者	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
自己搬入	3.76	3,760	0	790	200	0	500	230	250	0	890	480	0	420			
ペットボトル	2,497.64	2,497,640	192,970	210,040	231,700	221,930	266,820	246,070	213,380	199,240	182,280	178,570	184,670	169,970			
家庭系	2,486.21	2,486,210	191,890	209,230	230,900	220,810	265,910	245,140	212,300	198,140	181,550	177,910	183,860	168,570			
直営	1,060.60	1,060,600	82,130	89,050	97,040	93,810	113,510	103,550	90,690	85,110	77,510	76,860	78,760	72,580			
委託	1,425.00	1,425,000	109,720	120,140	133,790	126,960	152,350	141,480	121,470	113,000	103,950	101,050	105,100	95,990			
自己搬入	0.61	610	40	40	70	40	50	110	140	30	90	0	0	0			
事業系	11.43	11,430	1,080	810	800	1,120	910	930	1,080	1,100	730	660	810	1,400			
許可業者	8.71	8,710	910	780	750	880	580	770	790	810	630	510	590	710			
自己搬入	2.72	2,720	170	30	50	240	330	160	290	290	100	150	220	690			
繊維類	2,000.95	2,000,950	243,350	269,630	184,960	128,700	123,470	114,800	175,280	207,020	181,860	122,760	123,930	125,190			
家庭系	2,000.89	2,000,890	243,350	269,570	184,960	128,700	123,470	114,800	175,280	207,020	181,860	122,760	123,930	125,190			
直営	830.22	830,220	101,900	114,290	77,440	52,930	49,670	46,440	72,490	85,350	74,410	48,860	51,480	54,960			
委託	1,151.54	1,151,540	139,330	152,580	105,890	73,420	71,310	66,130	101,040	120,190	105,430	73,540	72,450	70,230			
自己搬入	19.13	19,130	2,120	2,700	1,630	2,350	2,490	2,230	1,750	1,480	2,020	360	0	0			
事業系	0.06	60	0	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
許可業者	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
自己搬入	0.06	60	0	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
紙類	5,898.65	5,898,650	570,710	502,850	485,320	465,000	485,760	464,600	445,810	482,600	575,790	471,450	477,260	471,500			
家庭系	5,894.01	5,894,010	570,010	502,600	484,190	464,750	485,030	464,420	445,660	482,340	575,740	471,400	476,720	471,150			
直営	17.14	17,140	1,500	1,550	1,210	1,450	1,300	1,370	1,470	1,470	1,770	1,620	1,180	1,250			
委託	5,863.42	5,863,420	566,460	498,970	481,680	461,960	482,780	461,970	443,170	479,260	572,000	469,730	475,540	469,900			
自己搬入	13.45	13,450	2,050	2,080	1,300	1,340	950	1,080	1,020	1,610	1,970	50	0	0			
事業系	4.64	4,640	700	250	1,130	250	730	180	150	260	50	50	540	350			
許可業者	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
自己搬入	4.64	4,640	700	250	1,130	250	730	180	150	260	50	50	540	350			
プラスチック製容器包装	3,345.68	3,345,680	268,950	333,550	261,760	326,040	262,500	255,630	325,160	260,200	265,580	255,010	259,040	272,260			
家庭系	3,345.54	3,345,540	268,940	333,540													

## (4) 令和6年度月別中間処理量・最終処分量

	トン表示			(単位: kg)										
	合計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
焼却処理	123,342.97	123,342.966	12,385.210	12,165.860	11,005.660	12,233.810	11,481.050	11,044.830	11,819.650	11,149.320	12,388.630	6,735.400	5,058.390	5,875.156
一般ごみ	120,750.91	129,750.910	11,786.020	11,519.030	10,480.230	11,740.830	10,980.100	10,606.310	11,275.070	10,643.210	11,869.710	10,097.360	8,821.610	9,931.430
うち併せ産廃	421.84	421.840	36.790	32.710	41.620	38.160	47.680	38.990	38.930	24.880	38.010	26.580	27.170	30.330
広域化等委託処理	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
焼却対象ごみ	962.59	962.590	72.710	76.820	64.960	62.840	67.520	58.890	66.920	69.120	87.240	93.800	124.220	117.550
リサイクル残さ	1,968.42	1,968.416	208.750	240.830	178.850	159.780	144.300	130.330	164.500	155.190	126.200	107.850	116.220	235.616
破砕可燃物	3,129.74	3,129.740	317.730	329.180	281.620	270.360	289.130	249.300	313.160	281.800	305.480	173.230	127.910	190.840
委託処理	△12,468.69	△12,468.690	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	△3,736.840	△4,131.570	△4,600.280
破砕処理	3,799.70	3,799.700	382.920	393.280	338.460	324.990	352.100	295.460	371.370	347.990	371.800	208.860	169.990	242.780
再生粗大ごみ	7.41	7.410	1.140	470.000	450.000	350.000	780.000	390.000	400.000	810.000	450.000	580.000	1,070.000	520.000
破砕前金属	22.29	22.290	2.290	2.600	1.740	0.000	0.000	7.700	2.550	0.000	1.450	3.960	0.000	0.000
破砕後金属	613.84	613.840	59.090	58.600	52.330	51.800	62.190	35.600	52.640	62.430	62.140	28.960	41.010	47.050
破砕前アルミ屑	1.50	1.500	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	1.500
破砕後アルミ屑	24.92	24.920	2.670	2.430	2.320	2.480	0.000	2.470	2.620	2.650	2.280	2.130	0.000	2.870
破砕可燃物	3,129.74	3,129.740	317.730	329.180	281.620	270.360	289.130	249.300	313.160	281.800	305.480	173.230	127.910	190.840
処理困難物	167.05	167.050	14.350	13.070	13.730	16.440	13.650	9.680	15.770	13.840	17.420	11.800	11.210	16.090
特定家庭用機器	5.94	5.940	0.000	0.000	0.000	1.000	0.000	0.000	1.030	1.140	0.000	1.080	0.000	1.690
小型家電	6.70	6.700	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	3.190	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	3.510
乾電池	122.45	122.450	37.490	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	39.940	0.000	0.000	0.000	0.000	45.020
二次電池	0.00	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
風光音	3.33	3.330	890.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	1.110	0.000	0.000	0.000	0.000	1.330
資源化処理	19,335.17	19,335.173	1,718.394	1,762.512	1,619.245	1,583.361	1,657.579	1,557.950	1,583.414	1,610.199	1,639.729	1,557.390	1,492.998	1,552.402
びん	3,141.92	3,141.921	238.158	289.785	260.514	257.231	252.721	256.937	253.993	257.797	246.218	288.200	280.829	259.538
生きびん	16.89	16.894	1.234	1.152	720.000	716.000	1.512	1.080	2.426	1.716	1.030	1.512	1.716	1.080
白カレット	860.63	860.630	72.660	80.870	61.200	72.310	62.690	66.650	63.310	74.680	73.860	74.120	82.300	75.980
分別基準適合物	0.00	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
独自資源化量	860.63	860.630	72.660	80.870	61.200	72.310	62.690	66.650	63.310	74.680	73.860	74.120	82.300	75.980
茶カレット	691.57	691.570	55.710	59.290	59.100	53.890	50.800	62.040	62.680	64.780	54.150	57.020	57.620	54.490
分別基準適合物	321.97	321.970	28.050	34.440	32.990	26.880	24.150	35.750	32.860	35.630	18.600	17.090	18.180	17.350
独自資源化量	369.60	369.600	27.660	24.850	26.110	27.010	26.650	26.290	29.820	29.150	35.550	39.930	39.440	37.140
その他カレット	530.00	530.000	36.300	45.940	47.210	36.600	37.580	38.810	35.960	37.770	47.650	57.500	59.740	48.940
加付残さ(資源化)	886.00	886.000	57.000	86.000	77.000	78.000	87.000	76.000	78.000	67.000	58.000	87.000	69.000	68.000
リサイクル残さ	154.83	154.827	15.254	16.533	15.284	14.715	13.139	12.357	11.617	11.851	11.528	11.048	10.453	11.048
飲料かん	1,252.56	1,252.561	98.680	114.503	112.311	96.261	120.400	115.289	101.984	103.355	100.262	97.354	94.008	98.154
アルミ	872.82	872.820	64.120	77.610	76.380	61.300	93.450	82.670	72.450	71.880	69.300	67.760	65.400	70.500
スチール	167.51	167.510	13.650	14.230	14.980	14.790	8.940	15.680	13.610	15.230	15.160	14.450	14.280	12.510
リサイクル残さ	212.23	212.231	20.910	22.663	20.951	20.171	18.010	16.939	15.924	16.245	15.802	15.144	14.328	15.144
金属類	1,195.61	1,195.611	94.566	120.224	90.593	99.972	99.482	96.563	87.860	101.887	107.532	98.519	85.264	113.149
金属類(売却)	869.42	869.420	69.220	86.590	64.740	71.360	75.300	66.780	65.070	73.940	78.990	72.110	62.210	83.110
金属類(破砕処理)	2.91	2.910	0.000	0.000	0.000	0.000	1.600	0.000	0.000	0.000	1.310	0.000	0.000	0.000
小型家電	186.80	186.800	11.900	19.060	12.380	15.640	11.000	18.890	12.550	17.500	17.070	16.670	13.840	20.300
金属処理困難物	0.00	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
リサイクル残さ	136.48	136.481	13.446	14.574	13.473	12.972	11.582	10.893	10.240	10.447	10.162	9.739	9.214	9.739
ペットボトル	2,497.64	2,497.640	197.050	188.549	215.322	240.481	259.212	237.681	214.841	200.530	180.188	191.510	190.066	182.210
分別基準適合物	1,836.07	1,836.070	137.120	112.810	142.930	169.300	204.550	185.090	170.920	150.090	136.930	143.250	143.320	139.760
独自資源化量	239.33	239.330	18.330	30.650	30.710	31.050	18.830	18.890	12.240	18.120	11.820	18.130	18.240	12.320
リサイクル残さ	422.24	422.240	41.600	45.089	41.682	40.131	35.832	33.701	31.681	32.320	31.438	30.130	28.506	30.130
繊維類	2,000.95	2,000.950	209.118	242.300	193.837	129.528	136.522	139.712	165.475	197.572	197.054	117.876	128.076	143.880
繊維類(売却)	1,404.82	1,404.820	142.020	164.890	136.350	78.170	90.140	97.820	112.600	147.690	156.490	83.210	90.720	104.720
リサイクル残さ	596.13	596.130	67.098	77.410	57.487	51.358	46.382	41.892	52.875	49.882	40.564	34.666	37.356	39.160
紙類	5,900.81	5,900.810	576.537	502.941	479.607	467.965	495.713	452.996	466.573	470.318	550.304	498.331	458.554	480.971
新聞紙	411.55	411.550	41.610	33.820	32.920	35.500	32.370	33.020	25.040	36.060	35.860	36.290	35.800	33.260
雑誌・雑紙	1,330.43	1,330.430	168.900	130.180	100.280	93.650	94.220	80.810	117.400	94.590	123.130	106.140	102.230	118.900
段ボール	3,099.80	3,099.800	266.170	251.810	259.850	253.780	273.280	256.830	242.140	256.470	297.200	265.690	240.710	235.870
紙パック	16.86	16.860	1.060	1.180	1.150	1.590	1.710	1.770	1.640	1.520	1.510	0.000	2.470	1.260
紙製容器包装	834.74	834.740	78.360	63.800	64.930	63.730	76.530	64.010	64.790	65.800	77.160	75.410	63.340	76.880
分別基準適合物	0.00	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
独自資源化量	834.74	834.740	78.360	63.800	64.930	63.730	76.530	64.010	64.790	65.800	77.160	75.410	63.340	76.880
リサイクル残さ	207.43	207.430	20.437	22.151	20.477	19.715	17.603	16.556	15.563	15.878	15.444	14.801	14.004	14.801
7つ折り製容器包装	3,345.68	3,345.680	304.285	304.210	267.061	291.923	293.529	258.772	292.688	278.740	258.171	265.600	256.201	274.500
分別基準適合物	3,106.60	3,106.600	280.730	278.680	243.460	269.200	273.240	239.690	274.750	260.440	240.370	248.540	240.060	257.440
リサイクル残さ	239.08	239.080	23.555	25.530	23.601	22.723	20.289	19.082	17.938	18.300	17.801	17.060	16.141	17.060
資源化物	25,533.71	25,533.714	2,421.374	2,351.542	2,073.320	2,166.986	2,465.232	2,027.962	2,043.726	2,218.546	2,181.450	1,951.992	1,749.596	1,881.990
焼却残さ金属	0.00	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
未炭化アルミ	417.52	417.520	68.240	56.060	21.300	46.210	55.							

## (5) 年度別排出量

### ◎分類別排出量の推移

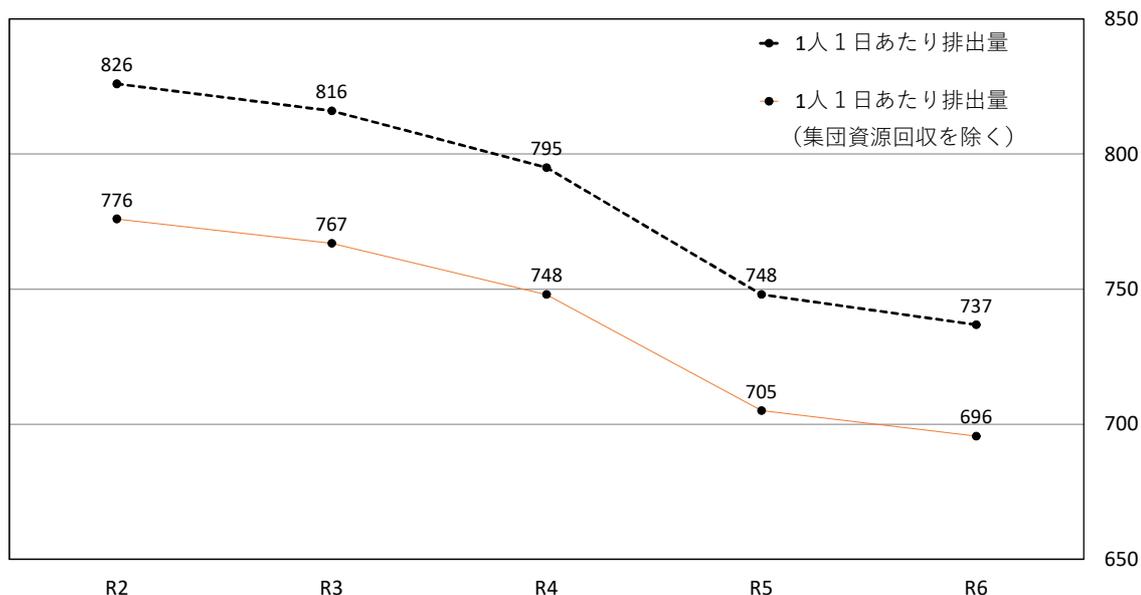
(単位：t)

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
排出量	183,142.39	180,204.75	175,568.33	166,145.99	163,497.55
排出量 (集団資源回収を除く)	172,039.11	169,425.94	165,189.01	156,587.62	154,339.33
一般ごみ	142,846.86	140,995.22	138,085.37	131,677.56	129,750.91
粗大ごみ	7,430.11	7,119.65	6,521.51	4,872.00	5,129.61
資源物	21,642.72	21,202.08	20,474.12	19,931.89	19,333.01
有害ごみ	12.01	12.11	10.13	5.84	3.33
乾電池(拠点収集)	90.54	91.58	97.88	93.61	122.45
災害廃棄物	16.87	5.3	0	6.72	0.02
集団資源回収	11,103.29	10,778.81	10,379.32	9,558.37	9,158.22
人口(人)	607,750	605,067	604,894	607,279	607,943
世帯数(世帯)	295,489	296,539	299,580	304,393	308,606
1人1日あたり排出量(g/人・日)	826	816	795	748	737
1人1日あたり排出量(g/人・日) (集団資源回収を除く)	776	767	748	705	696
1世帯1日あたり排出量(g/人・日)	1,698	1,665	1,606	1,491	1,451
1世帯1日あたり排出量(g/人・日) (集団資源回収を除く)	1,595	1,565	1,511	1,406	1,370

※ 人口、世帯数は次年度4月1日の値

### ◎1人1日あたり排出量の推移

(g/人・日)



◎家庭系・事業系排出量の推移

(単位：t)

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
排出量 (家庭系と事業系の合計)	183,142.39	180,204.75	175,568.33	166,145.99	163,497.55
排出量 (集団資源回収を除く)	172,039.11	169,425.94	165,189.01	156,587.62	154,339.33
一般ごみ	142,846.86	140,995.22	138,085.37	131,677.56	129,750.91
粗大ごみ	7,430.11	7,119.65	6,521.51	4,872.00	5,129.61
びん	3,582.53	3,493.91	3,338.33	3,202.16	3,141.92
飲料かん	1,518.04	1,453.02	1,343.79	1,294.85	1,252.56
金属類	1,667.09	1,531.09	1,353.44	1,277.33	1,195.61
ペットボトル	2,343.24	2,453.43	2,446.89	2,493.70	2,497.64
繊維類	2,427.23	2,305.79	2,166.17	2,105.71	2,000.95
紙類	6,436.18	6,310.27	6,252.31	6,117.77	5,898.65
プラスチック製容器包装	3,668.41	3,654.57	3,573.19	3,440.37	3,345.68
乾電池	90.54	91.58	97.88	93.61	122.45
蛍光管	12.01	12.11	10.13	5.84	3.33
災害廃棄物	16.87	5.3	0	6.72	0.02
集団資源回収	11,103.29	10,778.81	10,379.32	9,558.37	9,158.22
家庭系排出量	142,084.03	138,714.49	133,625.27	125,261.65	123,034.42
家庭系排出量 (集団資源回収を除く)	130,980.74	127,935.68	123,245.95	115,703.28	113,876.20
一般ごみ	101,910.08	99,586.89	96,223.97	90,875.80	89,368.91
粗大ごみ	7,349.85	7,067.84	6,466.87	4,827.94	5,076.72
びん	3,579.68	3,491.33	3,335.97	3,198.59	3,138.68
飲料かん	1,511.28	1,447.95	1,339.98	1,290.43	1,247.61
金属類	1,667.09	1,531.09	1,353.07	1,277.00	1,191.85
ペットボトル	2,337.28	2,442.02	2,434.24	2,476.15	2,486.21
繊維類	2,427.21	2,305.30	2,166.08	2,105.71	2,000.89
紙類	6,427.58	6,305.33	6,244.80	6,112.03	5,894.01
プラスチック製容器包装	3,668.14	3,654.24	3,572.96	3,440.18	3,345.54
乾電池	90.54	91.58	97.88	93.61	122.45
蛍光管	12.01	12.11	10.13	5.84	3.33
集団資源回収	11,103.29	10,778.81	10,379.32	9,558.37	9,158.22
事業系排出量	41,041.50	41,484.96	41,943.06	40,877.62	40,463.13
一般ごみ	40,936.78	41,408.33	41,861.40	40,801.76	40,382.00
粗大ごみ	80.26	51.81	54.64	44.06	52.89
びん	2.85	2.58	2.36	3.57	3.24
飲料かん	6.76	5.07	3.81	4.42	4.95
金属類	0	0	0.37	0.33	3.76
ペットボトル	5.96	11.41	12.65	17.55	11.43
繊維類	0.02	0.49	0.09	0	0.06
紙類	8.6	4.94	7.51	5.74	4.64
プラスチック製容器包装	0.27	0.33	0.23	0.19	0.14
災害廃棄物	16.87	5.3	0	6.72	0.02

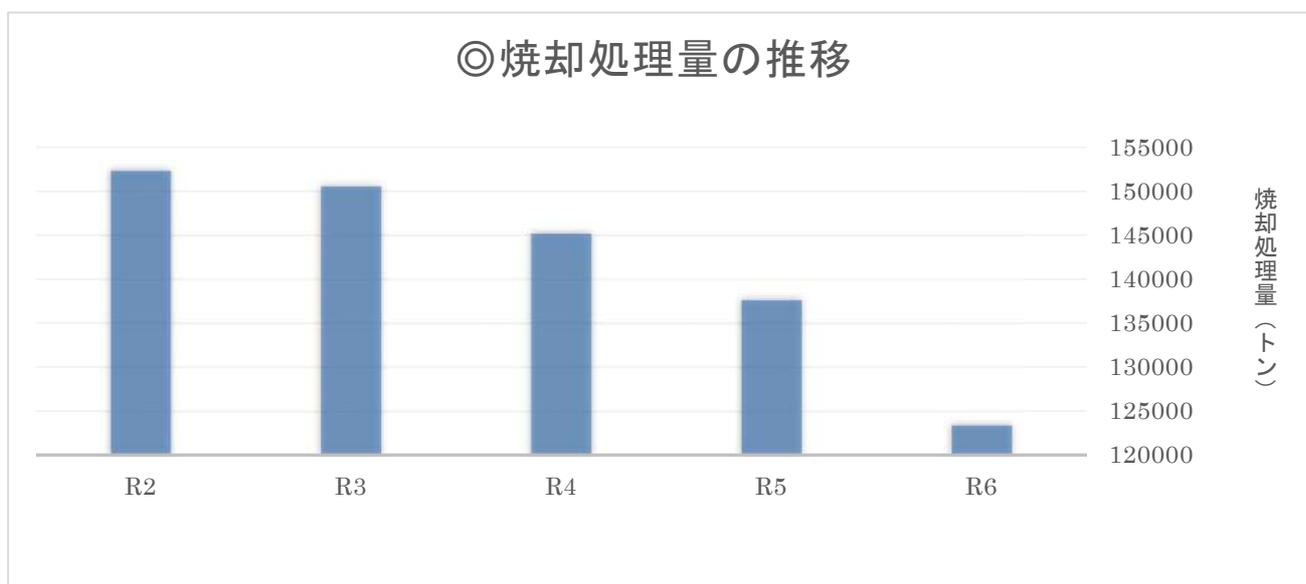
## ◎中間処理量・最終処分量の推移

(単位：t)

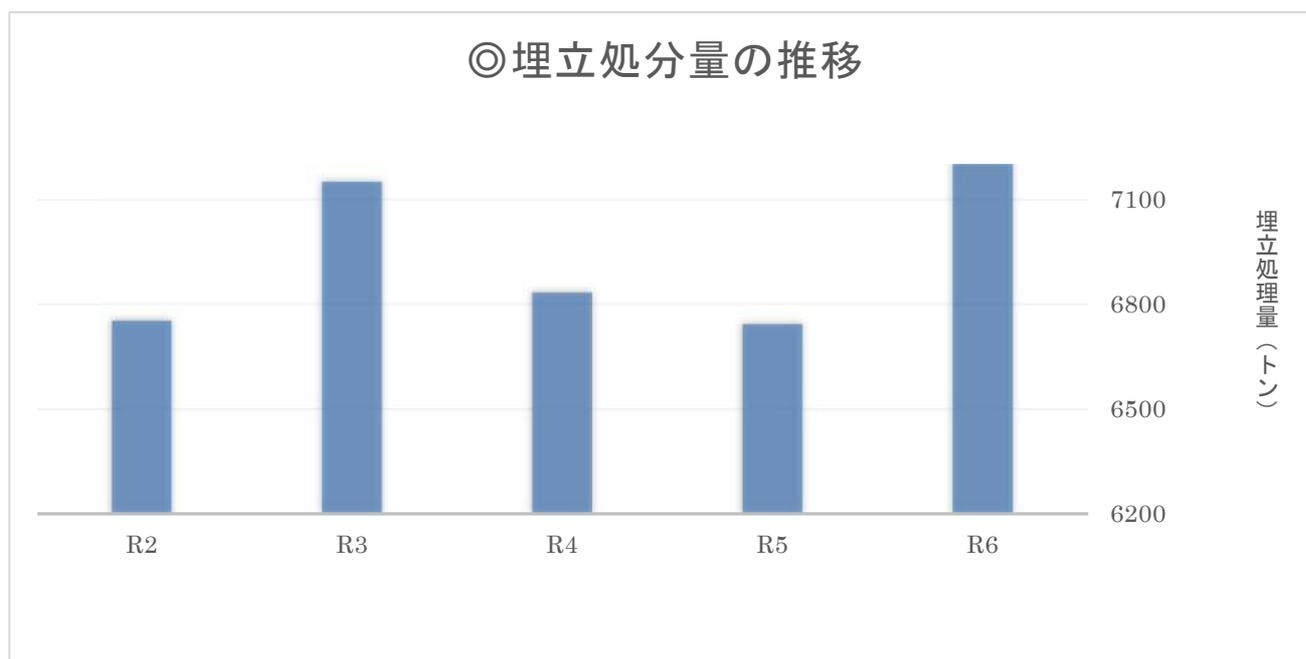
	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
焼却処理	152,297.67	150,485.04	145,167.02	137,611.37	123,342.97
一般ごみ	142,860.42	140,995.43	138,085.37	131,681.80	129,750.91
焼却対象ごみ	1,375.91	1,305.46	1,172.09	724.37	962.59
リサイクル残渣	2,088.12	1,977.02	1,779.86	1,913.46	1,968.42
破碎可燃物	4,660.51	4,452.87	4,129.70	3,291.74	3,129.74
委託処理	—	—	—	—	12,468.69
受託処理	1,312.71 <sup>※</sup>	1,754.26 <sup>※</sup>	0	0	0
破碎処理	5,801.44	5,555.87	5,119.33	4,045.83	3,799.70
資源化处理	21,646.89	21,205.53	20,477.04	19,933.54	19,335.17
埋立処分	6,751.66	7,149.58	6,832.60	6,742.20	7,207.57
資源化物	31,741.35	30,673.57	29,599.36	27,537.85	25,533.71
処理困難物	176.72	183.26	172.15	153.99	167.05

※ 蕨戸田衛生センター組合のごみ焼却施設延命化対策工事に伴い、蕨戸田衛生センター組合から可燃ごみ焼却処理を受託。  
(R元年度：438.32 t、R2年度：1,312.71 t、R3年度：1,754.26 t)

### ◎焼却処理量の推移



### ◎埋立処分量の推移



## (6) 最終処分について

焼却処理によって生じた焼却残さは、磁選機での金属類の回収および溶融スラグ化の後、有効利用できない残さについては、市外に搬出し、埋め立て処分を行っている。

本市では、昭和60年7月より処理の委託を開始し、令和6年度は、グリーンフィル小坂株など市外4カ所の処分場に処理を委託した。

### ◎焼却残さ処分量の推移

年 度	焼却残さ量 (t)	対前年度比 (%)
令和2年度	6,751.66	95.9
令和3年度	7,149.58	105.9
令和4年度	6,832.60	95.6
令和5年度	6,742.20	98.7
令和6年度	7,207.57	106.9

### ◎処分場別焼却残さ搬出量

委 託 先	処分場所在地	焼却残さ処分量 (t)		
		戸塚 環境センター	朝日 環境センター	計
グリーンフィル小坂(株)	秋田県鹿角郡小坂町小坂鉦山字杉沢96番地29	735.12	758.74	1,493.86
ジークライト(株)	山形県米沢市大字板谷字四郎右エ門沢773番地1~2	1,964.83	1,030.64	2,995.47
(株)ウィズウェイストジャパン	青森県三戸郡三戸町大字斗内字立花49番1外	—	1414.45	1,414.45
エコシステム花岡(株)	秋田県大館市花岡町字堤沢69番地 秋田県大館市花岡町字滝ノ沢82番1	1,303.79	—	1,303.79
計		4,003.74	3,203.83	7,207.57

## 5 収集車両・人員および収集業者一覧

(令和7年4月1日現在)

### (1) 収集車両台数および人員一覧

種 類	使用車両台数※ (台)			人員 (人)			
	直 営	委 託	合 計	直 営	委 託	合 計	
一 般 ご み	32	88	120	72	171	243	
粗 大 ご み	0	12	12	0	20	20	
資 源 物	び ん・飲料かん・ペットボトル・繊維類	21	21	42	33	38	71
	金 属 類	0	10	10	0	16	16
	紙 類	0	20	20	0	43	43
	プ ラ ス チ ッ ク 製 容 器 包 装	32	84	116	72	157	229
有 害 ご み ( 蛍 光 管 ・ 水 銀 体 温 計 )	32	88	120	72	171	243	
乾 電 池	0	2	2	0	3	3	
ふ れ あ い 収 集	5	0	5	10	0	10	
側 溝 ご み	32	0	32	72	0	72	
小 動 物 死 体	0	3	3	0	3	3	

※ 種類ごとの収集に使用する台数のことで、重複があるため実際に保有している収集車両の台数とは異なる。

### (2) ごみ収集運搬業務委託業者

名 称	住 所	電話番号	対 象
川口市清掃業協同組合	川口市本前川 2-11-18-103	048-268-9023	一般ごみ・有害ごみ・プラスチック製容器包装
鳩ヶ谷清掃協同組合	川口市南鳩ヶ谷 1-34-12	048-283-5101	一般ごみ・有害ごみ・プラスチック製容器包装 ・ペットボトル・金属類
川口トラック協同組合	川口市本蓮 4-2-39	048-284-4121	粗大ごみ・びん・飲料かん・ペットボトル ・繊維類・紙類
川口リサイクル事業協同組合	川口市東領家 2-31-9	048-227-2788	紙類
鳩ヶ谷環境整備(株)	川口市南鳩ヶ谷 1-34-12	048-283-5101	びん・飲料かん
(株)ホークリール	川口市南鳩ヶ谷 1-34-12	048-281-1973	金属類
アースカインドカンパニー 有限責任事業組合	川口市西立野 758-1	048-446-6800	乾電池・小動物死体

### (3) 川口市一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧（ごみ・粗大ごみ）

(令和7年4月1日現在 30社)

業者番号	業者名	許可項目		住所	電話番号
		ごみ・粗大	家電R		
第01号	烏川商事(有)	○	◎	川口市中青木3-3-7	048-255-5383
第02号	(有)木村商事	○	◎	川口市戸塚鉄町5-5	048-296-1567
第03号	(株)神原興産	○	◎	川口市上青木西5-13-24	048-265-7981
第07号	(有)飯塚商事	○	○	川口市柳崎2-10-16	048-269-3211
第08号	(有)金本商事	○	○	川口市上青木5-23-21	048-265-7167
第09号	(有)川口衛生	○	◎	川口市安行出羽2-11-3	048-294-0794
第10号	(有)木下商事	○	◎	川口市赤井4-15-21	048-283-7343
第11号	(有)矢作商事	○	◎	川口市大字伊刈172	048-266-0502
第24号	(有)金海清掃	○	◎	川口市西青木3-7-15	048-251-4001
第25号	(株)東運輸	○	◎	川口市大字西立野758-1	048-298-0011
第30号	環境衛生(株)	○	◎	川口市大字東本郷1595-6	048-298-2602
第33号	日本環境マネジメント(株)	○	○	川口市桜町3-21-31	048-288-7122
第34号	エスシーエス(株)	○	○	川口市前川1-26-36	048-262-4140
第36号	(有)杉田商店	○	○	川口市大字東本郷263-7	048-283-7590
第38号	(株)十河サービス	○	○	川口市戸塚東3-32-9-108	048-297-5711
第40号	(株)高橋産商	○	○	川口市戸塚1-4-29-405	048-287-3951
第43号	(株)西本商事	○	◎	川口市大字西新井宿396-1	048-284-9960
第44号	エコロジーク(株)	○	◎	川口市大字木曾呂738-1	048-299-9854
第45号	(株)マツモト	○	◎	川口市榛松2-6-25	048-286-3916
第49号	(株)遠山紙業	○	○	川口市柳崎4-7-34	048-269-8618
第51号	(有)照山商事	○	◎	川口市本蓮1-18-15	048-284-4974
第52号	(株)東武産興	○	○	川口市上青木西1-18-21-801	048-257-4100
第60号	太誠産業(株)	○	○	川口市領家1-19-7-A103	048-224-3651
第62号	銅鉄商事(株)	○	◎	川口市朝日4-21-38	048-222-4568
第63号	(有)KMR	○	○	川口市戸塚鉄町5-5	048-222-2234
第64号	金山商事(株)	○	○	川口市大字安行領根岸1324-5	048-281-7191
第66号	(株)エムエスティーカンパニー	○	◎	川口市北園町41-13-101	048-269-7370
第67号	(有)中村商事	○	○	川口市南鳩ヶ谷1-34-12	048-281-1973
第68号	(有)昌栄興業	○	◎	川口市大字赤芝新田333-1	048-296-4311
第74号	(株)トベ商事	○	◎	川口市大字西立野787-2	048-271-9700

※ 許可項目の「家電R」は特定家庭用機器（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機・衣類乾燥機）の収集運搬が可能であること。

※ 家電R欄◎の業者については、市内の指定引取場所の他、許可を有する市外の指定引取場所へも運搬可。

※ 家電R欄○の業者については、市内の指定引取場所への運搬可。

#### (4) 川口市一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧(処理困難物)

(令和7年4月1日現在 1社)

業者番号	業者名	許可項目	住所	電話番号
第01号	(株)クワバラ・パンぷキン	処理困難物	川口市領家5-14-40	048-291-8360

#### (5) 川口市一般廃棄物再生利用業指定業者一覧

(令和7年4月1日現在 1社)

業者番号	業者名	事業区分 取り扱う一般廃棄物	住所	電話番号
第02号	(株)クワバラ・パンぷキン	処分 木くず	川口市領家5-14-40	048-291-8360

## 6 ごみの組成およびダイオキシン類測定結果

### (1) 焼却対象ごみの組成

ベース			令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
			湿	乾	湿	乾	湿	乾	湿	乾	湿	乾
物理的組成	紙類	%	38.3	42.8	37.6	42.0	37.0	40.6	36.9	39.7	32.0	35.0
	プラスチック類	%	18.8	23.5	19.8	23.7	20.2	22.7	19.1	22.1	18.7	21.6
	繊維類	%	8.2	10.6	8.5	11.4	7.4	8.9	8.5	10.8	8.3	10.1
	木・竹・わら類	%	10.3	8.7	14.2	11.3	15.2	13.3	9.9	8.3	9.6	8.4
	ゴム・皮革類	%	0.1	0.2	0.2	0.2	0.4	0.6	1.1	1.4	0.3	0.4
	厨芥類・貝類・卵殻類	%	21.2	10.2	16.5	7.1	15.2	8.0	19.0	10.6	15.2	7.3
	金属類	%	0.8	1.2	1.0	1.5	1.0	1.6	1.2	1.8	0.8	1.1
	ガラス・陶器・土砂雑物類	%	1.2	1.9	1.3	1.9	2.2	3.1	2.5	3.8	1.5	2.2
	その他	%	1.4	1.2	1.1	1.1	1.5	1.2	1.9	1.6	1.3	1.3
化学的組成	総水分	%	41.2		41.2		39.3		37.3		35.4	
	総固形分	%	58.8		58.8		60.7		62.7		52.1	
	可燃分	%	52.7		52.5		53.8		55.0		47.2	
	灰分	%	6.1		6.4		6.9		7.7		5.0	
	高位発熱量	kcal/kg	3,018		2,826		2,866		2,992		2,557	
	低位発熱量	kcal/kg	2,537		2,345		2,423		2,548		2,157	
単位体積重量	kg/m <sup>3</sup>	127		118		121		129		125		

※ ごみ質の分析は、昭和52年11月4日環整第95号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知に準じて行っている。

なお、湿ベースおよび乾ベースの重量比の分析方法は、次のとおりである。

- ① ごみピットから取り出し、試料を採取する。
- ② 試料を床上で組成ごとに計量し、湿ベースの重量比を求める。
- ③ ②で用いた試料を乾燥機等で乾燥したうえで計量し、乾ベースの重量比を求める。

※ ごみの組成割合は戸塚環境センターと朝日環境センターの平均を足して2で割った数値。

小数点第2位を四捨五入しているため、合計値は必ずしも100%にならない。

## (2) 施設別焼却対象ごみの組成 (湿ベース・乾ベース)

令和6年度			戸塚環境センター											平均	
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月
物理的組成 (湿ベース)	紙類	%	47.7	28.6	51.7	26.5	30.7	45.1	31.0	18.0	51.8	30.9	46.2	33.6	36.8
	プラスチック類	%	15.4	12.9	21.0	19.7	32.1	14.5	12.8	13.5	16.9	26.7	14.4	16.6	18.0
	繊維類	%	25.2	12.6	6.5	3.7	9.9	6.4	5.7	6.7	5.6	3.0	6.0	5.7	8.1
	木・竹・わら類	%	5.6	33.8	6.6	34.0	5.2	4.1	16.5	22.4	9.7	6.6	3.0	26.0	14.5
	ゴム・皮革類	%	0.0	0.1	0.2	0.1	0.0	0.9	0.2	2.0	0.3	0.0	0.0	0.2	0.3
	厨芥類・貝類・卵殻類	%	4.8	8.9	11.4	13.4	21.6	26.5	33.1	35.2	11.4	31.9	21.2	11.5	19.2
	金属類	%	0.4	0.2	0.5	1.1	0.1	0.2	0.4	0.4	2.6	0.3	1.6	1.5	0.8
	ガラス・陶器・土砂雑物類	%	0.0	0.0	1.0	0.5	0.0	2.2	0.0	0.0	0.0	0.0	6.9	4.4	1.3
	その他	%	0.9	2.9	1.1	1.0	0.4	0.1	0.3	1.8	1.7	0.6	0.7	0.5	1.0
物理的組成 (乾ベース)	紙類	%	49.2	35.0	53.7	26.0	33.9	55.7	41.0	26.9	49.0	36.6	53.4	32.5	41.1
	プラスチック類	%	18.0	17.2	25.0	23.3	37.5	17.0	16.9	15.3	20.6	34.5	19.1	23.4	22.3
	繊維類	%	24.5	19.1	8.0	4.1	13.1	9.7	9.9	10.1	6.9	4.2	3.7	6.6	10.0
	木・竹・わら類	%	5.3	21.2	4.2	40.8	3.3	2.8	13.2	28.7	8.2	8.7	2.8	23.2	13.5
	ゴム・皮革類	%	0.0	0.2	0.0	0.2	0.0	0.7	0.4	3.3	0.3	0.0	0.1	0.3	0.5
	厨芥類・貝類・卵殻類	%	1.6	3.6	5.4	2.4	11.5	10.0	17.4	13.3	9.6	15.0	8.7	5.3	8.7
	金属類	%	0.6	0.5	0.9	1.6	0.2	0.2	0.8	0.4	4.1	0.4	2.2	2.2	1.2
	ガラス・陶器・土砂雑物類	%	0.0	0.0	1.8	0.8	0.0	3.9	0.0	0.0	0.0	0.0	9.5	6.2	1.9
	その他	%	0.8	3.2	1.0	0.8	0.5	0.0	0.4	2.0	1.3	0.6	0.5	0.3	1.0
化学的組成	総水分	%	34.6	46.0	46.5	39.6	42.7	43.8	49.7	41.3	35.4	37.8	27.0	30.7	39.6
	総固形分	%	65.4	54.0	53.5	60.4	57.3	56.2	50.3	58.7	64.6	62.2	73.0	69.3	60.4
	可燃分	%	62.7	50.9	49.8	54.7	54.8	50.9	47.8	54.9	59.4	59.0	58.7	60.6	55.4
	灰分	%	2.7	3.1	3.7	5.7	2.5	5.3	2.5	3.8	5.2	3.2	14.3	8.7	5.1
	高位発熱量	kcal/kg	3,320	2,330	2,910	3,110	2,760	2,900	2,620	3,200	2,970	3,710	3,020	3,390	3,020
低位発熱量	kcal/kg	2,890	1,890	2,440	2,660	2,290	2,440	2,110	2,720	2,510	3,230	2,640	2,910	2,561	
単位体積重量	kg/m <sup>3</sup>	158	140	157	162	122	147	137	144	135	124	125	145	141	

※ 組成割合については、小数点2位を四捨五入しているため、合計値は必ずしも100%にならない。

令和6年度		朝日環境センター													
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	
物理的組成 (湿ベース)	紙類	%	46.3	42.1	49.9	40.8	16.7	30.3	27.6	32.4	39.8	0.0	0.0	0.0	27.2
	プラスチック類	%	24.3	30.8	16.3	22.1	44.9	13.6	32.1	18.1	30.7	0.0	0.0	0.0	19.4
	繊維類	%	11.7	0.0	5.5	6.3	9.7	26.8	12.9	24.3	3.9	0.0	0.0	0.0	8.4
	木・竹・わら類	%	2.4	9.7	6.0	2.0	2.5	12.1	2.2	9.4	9.5	0.0	0.0	0.0	4.7
	ゴム・皮革類	%	2.2	0.0	0.0	0.0	0.4	0.3	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3
	厨芥類・貝類・卵殻類	%	5.9	9.8	15.0	21.1	24.0	15.7	20.2	11.1	10.4	0.0	0.0	0.0	11.1
	金属類	%	1.2	1.7	1.5	1.1	0.6	0.4	0.2	0.2	1.5	0.0	0.0	0.0	0.7
	ガラス・陶器・土砂雑物類	%	1.3	0.4	3.8	6.5	0.9	0.0	4.2	0.0	2.2	0.0	0.0	0.0	1.6
	その他	%	4.7	5.5	2.0	0.1	0.3	0.8	0.4	4.4	2.0	0.0	0.0	0.0	1.7
物理的組成 (乾ベース)	紙類	%	46.6	49.9	53.2	40.7	18.3	29.7	30.6	30.7	48.2	0.0	0.0	0.0	29.0
	プラスチック類	%	27.0	30.6	21.4	23.7	51.9	17.3	30.7	22.8	26.3	0.0	0.0	0.0	21.0
	繊維類	%	11.5	0.0	7.4	9.4	8.7	40.5	19.6	21.5	4.9	0.0	0.0	0.0	10.3
	木・竹・わら類	%	1.0	10.3	2.9	1.0	1.8	7.1	1.1	7.7	6.4	0.0	0.0	0.0	3.3
	ゴム・皮革類	%	3.1	0.0	0.0	0.0	0.6	0.5	0.3	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4
	厨芥類・貝類・卵殻類	%	3.3	2.3	4.8	13.5	15.7	3.3	10.2	10.1	6.5	0.0	0.0	0.0	5.8
	金属類	%	1.7	2.3	2.4	1.6	1.1	0.7	0.3	0.4	2.6	0.0	0.0	0.0	1.1
	ガラス・陶器・土砂雑物類	%	1.9	0.5	6.3	10.0	1.7	0.0	6.7	0.0	4.0	0.0	0.0	0.0	2.6
	その他	%	3.9	4.1	1.6	0.1	0.2	0.9	0.5	6.6	1.1	0.0	0.0	0.0	1.6
化学的組成	総水分	%	34.2	36.7	40.4	35.9	46.4	50.2	39.5	46.5	44.9	0.0	0.0	0.0	31.2
	総固形分	%	65.8	63.3	59.6	64.1	53.6	49.8	60.5	53.5	55.1	0.0	0.0	0.0	43.8
	可燃分	%	57.9	56.9	50.2	54.3	49.7	47.0	53.3	49.0	48.9	0.0	0.0	0.0	38.9
	灰分	%	7.9	6.4	9.4	9.8	3.9	2.8	7.2	4.5	6.2	0.0	0.0	0.0	4.8
	高位発熱量	kcal/kg	2,780	2,580	2,580	2,920	3,500	2,440	2,710	2,920	2,700	0	0	0	2,094
低位発熱量	kcal/kg	2,380	2,150	2,130	2,520	2,960	1,980	2,250	2,430	2,240	0	0	0	1,753	
単位体積重量	kg/m <sup>3</sup>	132	121	129	108	212	172	155	142	147	0	0	0	110	

※ 組成割合については、小数点2位を四捨五入しているため、合計値は必ずしも100%にならない。

### (3) ダイオキシン類測定結果

年 度		令和4年度				令和5年度					令和6年度					
測 定 業 者		東邦化研㈱				東邦化研㈱					中外テクノス株式会社					
測 定 月		4~6月	7~8月	9~11月	2月	4月	7月	9月	11月	1~2月	5月	8月	10月	12月	2月	
戸塚環境センター	排ガス	3号炉	0.077	0.039	0.1	0.0004	0	0	-	0.0018	0.00018	0.00073	0.02	-	0.0086	0.061
	$\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}$	4号炉	0.0007	0.022	0.0016	0.0071	-	0.0000012	0.0051	0.0028	0.0051	-	0.017	0.026	0.017	0.0092
	焼却灰	$\text{ng-TEQ}/\text{g}$	-	0.000003	-	0.0032	-	0.000056	-	-	0.0028	-	0.00005	-	-	0.00024
	集塵灰	$\text{ng-TEQ}/\text{g}$	-	0.059	-	0.11	-	0.071	-	-	0.11	-	0.12	-	-	0.13
	排水	$\text{pg-TEQ}/\text{l}$	-	0.0093	-	0.00011	-	0.000042	-	-	0.0027	-	0.0022	-	-	0.0047

年 度		令和4年度				令和5年度				令和6年度					
測 定 業 者		東邦化研㈱				東邦化研㈱				東邦化研㈱					
測 定 月		5月	7~8月	9~10月	1~2月	3月	4~5月	7~8月	11~12月	3月	4~5月	7~8月	11~12月	3月	
朝日環境センター	排ガス	A号炉	-	0.00005	0.001	0.00035	0.00088	0.00035	0.000000057	0.000058	0.000033	0.00063	0.00028	0.00000006	-
	B号炉	0.00052	0.000022	0	0	-	0.000026	0	0.001	0.0007	0.00031	0.00098	0.00069	-	
$\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}$	C号炉	0.00074	0.00017	0.00035	-	0.0054	0.00005	0.00002	0.00051	0.00021	0.000051	0.000022	0.000024	-	
固化灰	$\text{ng-TEQ}/\text{g}$	-	0.2	-	0.12	-	-	0.051	0.12	-	-	0.8	0.14	-	
排水	$\text{pg-TEQ}/\text{l}$	-	0.00018	-	0.0019	-	-	0.61	0.18	-	-	0.00031	0.000087	-	

## 7 小動物死体処理

### (1) 小動物死体処理の推移

(単位：体)

年 度	犬	猫	その他	合 計
令和2年度	306	1,561	760	2,627
令和3年度	275	1,343	834	2,452
令和4年度	228	1,222	849	2,299
令和5年度	241	1,059	905	2,205
令和6年度	238	876	930	2,044

### (2) 小動物死体受け入れ状況

(令和6年度)

(単位：体)

種 類	料金区分	自己搬入		収 集	合 計
		戸塚環境センター	朝日環境センター	収集業務課	
犬	有 料	71	90	74	235
	無 料	1	2	0	3
	小 計	72	92	74	238
猫	有 料	80	124	107	311
	無 料	18	83	464	565
	小 計	98	207	571	876
そ の 他	有 料	20	34	28	82
	無 料	11	129	708	848
	小 計	31	163	736	930
計	有 料	171	248	209	628
	無 料	30	214	1,172	1,416
合 計		201	462	1,381	2,044

※ 小動物死体は受け入れの翌日に処理（業者への引き渡し）を行っており、各年度の末日の受け入れ数については翌年度の処理数として計上され、また、収集後に飼い主による引取りがされる場合があるため、処理数と受け入れ数は必ずしも一致しない。

※ 料金区分の「無料」は、「川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」第37条及び同施行規則第30条の規定に基づき手数料を免除されたものを含む。

## 8 ごみ・資源物集積所への不法投棄（ルール違反）

### ◎不法投棄（ルール違反）・排出指導の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
不法投棄処理量（t）	231.08	232.08	299.89	300.54	342.79
不法投棄処理件数	10,608	10,476	21,302	28,720	31,200
市民からの通報による処理件数	7,632	7,545	7,678	5,294	4,857
委託による処理件数	—	—	10,996	16,887	21,216
排出指導件数	219	151	194	503	304
家庭系	135	107	134	446	241
事業系	84	44	60	57	63

※ 他部所との連携した件数を含む。

### ◎不法投棄回収状況（家電4品目）の推移

（単位：台）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ブラウン管テレビ	88	63	38	21	16
液晶・プラズマテレビ	314	242	210	178	174
冷蔵庫・冷凍庫	67	84	65	53	32
洗濯機	79	62	39	36	27
衣類乾燥機	—	1	0	0	0
エアコン	2	2	2	8	4

## 9 散乱防止と環境美化

平成12年度から「川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例」を施行し、飲料容器等の散乱ごみの投棄の防止を推進するとともに米国等で先進的に実施されている「アダプト・プログラム」の手法を取り入れた「川口市まち美化促進プログラム」を実施し、快適な都市環境の確保に努めている。

### ◎川口市まち美化促進プログラム実施状況（令和7年4月1日現在21団体）

名 称	活 動 場 所	長 さ	人 数
戸塚フットボールクラブジュニア	東川口駅周辺	970m	173
テプロ・ソリューションアドバンس（株） 埼玉ネットワーク業務センター	新オートレース通り	300m	44
安行慈林町会	安行慈林町会会館前通り	1,500m	74
地域美化推進チーム「らいぶ」	県道さいたま鳩ヶ谷線	300m	53
小谷場親和会（タウンクリーン作戦）	南陸橋通り	500m	24
ウォータースタンド（株）川口支店	国道第122号線	500m	17
ネットトヨタ東埼玉	県道川口上尾線・蕨鳩ヶ谷線	1,840m	101
ラッコの会バンラッコ	市道幹線第79号線・市道安行423号線	530m	18
家庭倫理の会川口市新郷支部	市道幹線第62号線・市道新郷245・246号線	500m	10
家庭倫理の会川口市青木支部	市道幹線第20号線	550m	13
さしまスローライフ	市道幹線第40号線・市道戸塚第84・95号線	450m	40
辻自治会	市道鳩ヶ谷852・855号線	795m	89
南鳩ヶ谷四丁目自治会	国道122号線・市道幹線第95・96号線・市道鳩ヶ谷673号線	1,120m	67
家庭倫理の会川口市鳩ヶ谷南支部	県道さいたま草加線	690m	10
埼玉高速鉄道株式会社	埼玉高速鉄道東川口駅・戸塚安行駅・新井宿駅・鳩ヶ谷駅・ 南鳩ヶ谷駅及び川口元郷駅周辺道路	4,170m	68
聖鳩国際カレッジ	市道幹線第98号線及び108号線並びに市道鳩ヶ谷第770号線	340m	休止中
情熱埼玉ピカピカ隊	市道幹線第6号及び市道横曽根第230号線	160m	68
One Peace Circle	市道幹線第31号線	300m	12
埼玉県済生会川口総合病院	県道110号線・市道横曽根第175・176号線	243m	21
快工房株式会社	市道幹線第40号線及び市道戸塚第37号線	170m	14
株式会社白興 川口工場	市道幹線第17・24号線 市道青木第42・43・44・45号線	1,470m	5

## 10 ふれあい収集

### (1) ふれあい収集について

高齢者および障害のある方の生活支援を目的として、家庭ごみを自らステーションに運び出すことが困難な市民を対象に戸別収集を実施するとともに、希望者には安否確認を行うふれあい収集を平成22年6月より開始している。

#### 対象世帯

○本人、親族等が最寄りのステーションまで家庭ごみを排出することが困難で、次の3項目のいずれかに該当する世帯

- ア 介護保険制度の認定が要介護度1以上で、65歳以上の単身者
- イ 障害者手帳を所持している単身者（但し、聴覚障害のみである者を除く。）
- ウ その他市長が認めるかた

### (2) ふれあい収集実績

#### ◎ふれあい収集実施状況

(単位：世帯)

年度	申請数	実施数	中止及び終了	取り下げ等	収集量 (kg)
令和2年度	263	659	175	30	163,310
令和3年度	266	724	168	21	184,280
令和4年度	306	778	236	35	202,550
令和5年度	315	831	239	26	211,590
令和6年度	390	979	306	30	197,230
事業開始(平成22年度)からの累計	3,220	7,902	2,142	235	2,012,520

※ 表中の数値は単年度の実績値

※ 実施数は各年度末時点における実施中の世帯数

#### ◎ふれあい収集による収集量の推移

(単位：kg)

年度	一般ごみ	びん	飲料かん	ペットボトル	繊維類	紙類	金属類	プラスチック製 容器包装	計
令和2年度	127,960	4,280	2,980	4,480	1,590	15,780	3,320	2,920	163,310
令和3年度	146,800	4,490	3,210	4,110	1,990	17,640	3,180	2,860	184,280
令和4年度	162,080	4,870	4,110	5,740	1,890	16,940	3,800	3,120	202,550
令和5年度	164,450	6,060	4,530	8,220	1,840	17,680	4,850	3,960	211,590
令和6年度	148,130	7,540	5,070	7,350	1,980	17,140	5,480	5,540	197,230
事業開始(平成22年度)からの累計	1,529,490	63,130	50,080	63,450	16,590	206,400	41,060	42,340	2,012,540

## 第4章 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進

### 1 概 説

人類は天然資源を利用することで文明を発展させてきたが、産業革命・工業化以降、自然環境が持つ自己修復性を超えて天然資源を利用することで、地球温暖化、資源の枯渇、生物多様性の減少など、環境問題を引き起こすこととなった。この環境問題を国際的課題として捉えた最初の会議であった1972年の「国連人間環境会議」以降、世界各国でさまざまな取り組みが展開されてきた。中でも廃棄物問題は住民に特に身近な問題として認知され、廃棄物による環境負荷を軽減する手段のひとつとして、「リサイクル」が世界各国で実施されてきた。

我が国においては、平成3年の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」の全面改正および「再生資源の利用の促進に関する法律（リサイクル法）」の制定、平成7年の「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」の制定、平成10年の「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」の制定と、廃棄物の減量と再資源化に向けた動きが強まってきている。このうち「容器包装リサイクル法」において、容器包装廃棄物についてのみではあるが、初めて消費者・事業者・行政の三者が一体となってリサイクルするシステムが法的に作り上げられ、また「家電リサイクル法」においては、事業者に対し法対象品目の再資源化を、消費者に対し再商品化費用等の負担を義務づけ、廃棄物処理と再資源化の責任分担を明確に位置づけている。

さらに、平成12年に「循環型社会形成推進基本法」が制定されると同時に、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」、「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」の相次ぐ制定、廃棄物処理法、リサイクル法の改正（資源有効利用促進法に名称変更）などにより、法レベルでの資源循環型社会経済システムの整備が図られてきており、「大量生産、大量消費、大量廃棄」というこれまでの「もの」の流れの概念を資源循環型へと大きくシフトさせるとともに、リサイクル優先の概念を一步進めた「廃棄物の発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、資源の再生利用（リサイクル）」、いわゆる3Rの推進へと、位置づけが変わってきた。

本市においては、市内に最終処分場が無いことから、昭和53年度の「集団資源回収運動」を皮切りに、びん・かん・金属類・ペットボトル・繊維類の「ステーション回収」、紙パックの「拠点回収」といった独自の分別収集方法の組み合わせ（川口方式）を確立し、早くからごみの減量化・資源化に取り組んできた。現在は「集団資源回収方式」（対象品目：古紙類・繊維類）、「ステーション収集方式」（対象品目：びん・飲料かん・金属類・ペットボトル・繊維類・紙類・プラスチック製容器包装）の2系統での資源分別収集を実施するとともに、焼却処理施設では焼却残さ金属・未酸化アルミ・未酸化鉄を、破砕処理施設では破砕前に小型家電を、破砕前後に金属を、資源化施設では金属類

から手選別で小型家電を回収している。さらに、これら物質回収（マテリアルリサイクル）の他に、廃棄物の焼却によって得られる熱エネルギーの回収（サーマルリサイクル）による発電等を実施しており、資源循環型の処理体制を推進している。

その他に、平成4年度から生ごみの減量化および資源化を促進するため、市民が生ごみ処理容器を購入する際に補助金を交付する「生ごみ処理容器等購入費補助制度」を実施し、廃棄物の発生抑制にも取り組むとともに、平成19年度から「3R推進活動等助成事業」として、市民の廃棄物問題に対する意識の向上を図り、循環型社会の構築および地域コミュニティ意識の醸成を目的として、町会および自治会が行う3R推進に関する研修、不法投棄対策等の活動に対して助成を行っている。

2016年に国連が「SDGs（持続可能な開発目標）」を掲げた中で、注目を集めたひとつが食品廃棄物で、食品自給率が50%に満たないわが国としては、看過できない項目である。とりわけ、まだ食べられる食品（規格品外、受け残り、食べ残し、過剰除去、直接廃棄等）は、国内で令和2022年度推計値、年間472万トンで、年間1人あたり約40kg、1日1人あたり約100gとなっている。国は、2019年「食品ロスの削減の推進に関する法律」を制定し、2025年3月の第2次基本方針では、2030年までに発生量が2000年度比半減（年間435万トン）、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%（2024年度74.9%）とし、食品ロス削減に向けた取り組みを進めている。本市では、2019年度推計値で食品ロス量を1日1人あたり78gとし、2030年度までに48gとする目標を第7次一般廃棄物処理基本計画で設定した。この一環として、市民への食品ロス削減の意識高揚を期待し、2020年度から市主催事業や市内公共施設でフードドライブを継続して実施している。

## 2 ごみの発生・排出抑制対策

### (1) 一般ごみ収集袋の透明・半透明化について

平成7年に事業系および家庭系一般ごみを排出する際の袋の基準を変更し、事業系一般ごみについては平成7年2月から黄色半透明袋、家庭系一般ごみについては平成7年4月から透明又は白色半透明と定めた。

サイズや材質・氏名記入等の規定はなく、市での有料袋の販売や無料配布等はないので、市販されているものを使用可能としている。透明度の基準については、新聞紙を袋に入れ、その新聞紙の文字を透かして読める程度としている。

平成14年12月からは、新たに資源物の分別品目を6品目から11品目に増やし、紙類についてはひもで結束、その他の資源物については透明袋で排出するよう改めた。

### (2) クリーン推進員について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の8に規定されている「廃棄物減量等推進員制度」に基づき、川口市でも平成7年2月より「川口市クリーン推進員制度」を導入し、地域住民代表等614名の市民を委嘱している（令和7年4月1日現在）。

活動内容は下記のとおりである。

- ①廃棄物の減量及び適正な処理の普及啓発
- ②廃棄物の分別及び排出指導等
- ③集団資源回収並びに環境美化活動の指導及び協力
- ④廃棄物及び再生利用対象物保管場所等の調査
- ⑤その他市の施策への協力

### (3) 共同住宅等の一般廃棄物等保管場所設置について

10戸以上の共同住宅、長屋及び一団の住宅を建設する場合は、川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第52条の規定に基づき一般廃棄物等の保管場所の設置を義務付けている。

また、10戸未満の共同住宅及び長屋を建設する際や、一般廃棄物等保管場所の設置がない既存の10戸以上の共同住宅及び長屋についても、保管場所の敷地内設置に努めるよう義務付けている。

## (4) 3R推進活動等助成事業について

町会および自治会が行う3R推進活動等を助成することで市民の廃棄物問題に対する意識の向上を図り、循環型社会の構築および地域コミュニティ意識の醸成に寄与するものであり、平成19年4月から実施している。

3R推進に関する研修会等の啓発活動や、一般ごみステーションにおける不法投棄防止対策活動、集積所周辺を含む清掃等の維持管理活動の3項目を必須項目とし、そのほか、地域清掃や資源物ステーションにおける不法投棄防止対策活動などの12項目のメニューから、団体の実情に合わせて4項目以上を選択していただき、合計7項目以上の3R推進活動等を自主的に実施する町会・自治会に対して助成する制度である。

なお、助成金額は1世帯あたり400円を上限額とし、この額に町会・自治会加入世帯数を乗じて得た額としている。

### ◎3R推進活動等助成状況

年度	交付団体数	助成金額(円)
令和2年度	231	67,370,000
令和3年度	230	67,349,000
令和4年度	231	66,776,000
令和5年度	230	65,955,000
令和6年度	230	65,711,000

### ◎3R推進活動等助成事業実施メニューおよび活動状況の推移

No.	項目	実施基準	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
			件数	割合	件数	割合	件数	割合
1	必須項目	一般廃棄物の減量化、再使用若しくは再資源化又は適正処理を推進するための研修会の実施、その他の啓発活動	231	100%	230	100%	230	100%
2		一般ごみステーションにおける不法投棄防止対策に関する活動	231	100%	230	100%	230	100%
3		一般ごみステーションおよびその周辺を含む清掃等の維持管理に関する活動	231	100%	230	100%	230	100%
4	選択項目	一般ごみステーションの設置に関する活動	44	19%	44	19.1%	44	19.1%
5		一般ごみステーションにおける鳥等の鳥獣対策に関する活動	199	86.1%	195	84.7%	202	87.8%
6		資源物ステーションの設置に関する活動	43	18.6%	39	16.9%	33	14.3%
7		資源物ステーションにおける鳥等の鳥獣対策に関する活動	112	48.4%	120	52.1%	129	56%
8		資源物ステーションにおける不法投棄防止対策に関する活動	215	93%	219	95.2%	211	91.7%
9		資源物ステーションおよびその周辺を含む清掃等の維持管理に関する活動	215	93%	216	93.9%	215	93.4%
10		乾電池収集拠点の設置に関する活動	8	3.4%	8	3.4%	8	3.4%
11		乾電池収集拠点における不法投棄防止対策に関する活動	116	50.2%	114	49.5%	127	55.2%
12		乾電池収集拠点およびその周辺を含む清掃等の維持管理に関する活動	83	35.9%	68	29.5%	73	31.7%
13		クリーン推進員の指導に基づく地域清掃に関する活動	194	83.9%	191	83%	179	77.8%
14		不法投棄の防止対策としての地域巡回に関する活動	205	88.7%	209	90.8%	208	90.4%
15		その他市長が3R推進活動等としてふさわしいと認める活動	17	7.3%	17	7.3%	21	9.1%

### 3 事業系ごみ対策

#### (1) エコリサイクル推進事業所登録制度について

本来の事業活動以外でごみ減量・リサイクル・地球温暖化対策など環境保全への取り組みを積極的に行っている市内の店舗・事業所を川口市で認定し、「川口市エコリサイクル推進事業所」として登録する制度を平成7年10月より実施している。登録された店舗・事業所は川口市ホームページに掲載されるほか、登録証および登録表示板が交付され、そのシンボルマークを店頭に掲げたり、広告や印刷物等に使用したりするなど事業活動に利用することで、ごみ減量・リサイクル活動に積極的な姿勢を消費者に対してアピールできるメリットがある。

令和7年4月1日現在、エコリサイクル推進事業所登録数は131事業所であり、その内訳はエコリサイクルショップ（店舗）27事業所、エコモーション（事務所等）104事業所となっている。

#### ◎登録対象となる取組み内容

1	Reduce (リデュース) ・ごみを出さない、ごみになりやすいものを使わない工夫。
2	Reuse (リユース) ・物を繰り返し使う、また、長く使うための工夫。
3	Recycle (リサイクル) ・使えなくなったものでも、ごみにしないで資源として活用できるようにしていること。 また、リサイクル製品を利用すること。
4	地球温暖化対策のために行っていること。

#### (2) 事業用建築物の建設に際して

事業用建築物（営利・非営利問わず。）を建設しようとする者は、「川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」第28条の規定に基づき、再生利用対象物及び事業系一般廃棄物の保管場所設置を義務付けている。さらに、同条例第17条第6項に基づき、再生利用対象物及び廃棄物の保管場所設置届の提出を義務付けている。

#### (3) 大規模建築物の所有者の義務に関して

事業用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以上の建築物の所有者においては、川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第17条第2項に基づき、廃棄物管理責任者を選任しその旨を市に届ける義務がある。また、同条第3項に基づき、廃棄物の減量に関する計画書を毎年一回、市に提出する義務がある。

## (4) 保管場所事前協議

### ◎事前協議件数の推移

(単位：件)

年度 \ 項目	家庭系 保管場所	事業系 保管場所
令和2年度	54	34
令和3年度	67	45
令和4年度	92	55
令和5年度	134	57
令和6年度	131	48

※「家庭系保管場所」は新築の10戸以上の共同住宅、長屋、一団の住宅の協議件数

## (5) 事業系ごみ適正処理啓発事業

7月に川口駅周辺の飲食店及び販売店（123業者）、11月に西川口駅周辺の飲食店（316事業者）、計449事業者へ訪問の上、事業系ごみの適正処理について啓発、周知を図った。

また、NTTのタウンページデータ（官公庁等を除く）のうち、一般廃棄物収集運搬業許可業者との契約が確認できていない民間事業者を対象に、「事業系ごみの適正処理の手引き」等を送付することにより、事業系ごみの適正処理の促進を図っている。

### ◎送付件数の推移

(単位：件)

年度	送付事業者
令和2年度	197
令和3年度	141
令和4年度	132
令和5年度	89
令和6年度	68

## 4 脱プラスチックに向けた取り組み

近年、自然界に放出されたプラスチック製品が、紫外線や波で劣化し、破碎・細分化され、マイクロプラスチックとなって海洋生態系に影響を及ぼすことが懸念されている。

本市では、プラスチック製容器包装の回収やレジ袋削減などに先進的に取り組んできたが、一方で、啓発用品・記念品等として、年間20万点を超えるプラスチック製品を配布していた。そこで、市民の脱プラスチックに向けた意識向上のため、市が率先して下記事業に取り組んでいく。

### ○令和元年度からの川口市の取り組み内容

- ① 本市が提供するうちわは、プラスチック製から竹、木、紙製等に切り替える。
- ② 本市が関係（主催・共催・後援等）するイベント等では、プラスチック製うちわの提供を自粛するように、出展者に協力を求める。
- ③ 本市が提供する啓発用品や記念品等は、代替が利かないプラスチック製品を除き、プラスチック製品の使用を極力抑制する。
- ④ 職員は、マイバッグ、マイカップ、マイスプーン等を使用して、脱プラスチックに率先して取り組む。

## 5 生ごみの減量化

生ごみの減量化および資源化を促進するため、平成4年度から市民が生ごみ処理容器を購入する際に支援金を交付している。平成8年度からは電気式も対象となった。平成22年度に、名称を「川口市地球高温化対策活動支援金」へと変更（平成28年度から「川口市地球温暖化対策活動支援金」へと変更）し、市内から排出される温室効果ガスの削減に有効な活動をされた方への支援制度として実施し、平成23年度からは、購入後の事後申請とした。

支援内容	交付対象	提出書類・添付書類
設置費に2分の1を乗じて得た額（100円未満切捨）とし上限まで。 ただし、市内業者を活用した場合1セット上限18,000円、市内業者以外による設置の場合1セット上限15,000円とする。	自宅において、家庭から排出される厨芥類（以下「生ごみ」という。）の自家処理により、生ごみの減量を図るため、生ごみ処理容器を購入し、容器を常に良好な状態で維持管理し、継続して当該容器を使用する活動（増設は対象外）  <b>【交付条件】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に住所を有し、申請者自らが居住する住宅で使用すること。</li> <li>・市税に滞納がないこと。</li> <li>・設置する機器等が転売目的または中古品でないこと。</li> <li>・容器等の内部で生ごみを減量する機能を有するもの</li> <li>・臭気等の発散の防止や雨水が流入しないフタがあるもの</li> <li>・代金の領収日が令和7年3月1日から令和8年2月28日までの間であること。</li> </ul>	①申請書兼請求書（様式第1号の1） ②領収書の写し ③設置状況の写真（設置後） ④機器の名称及び処理方法等がわかるカタログ等の写し ⑤発行日から1年以内の「法人登記事項証明書」（法人の市内業者による設置の場合） ⑥発行日から1年以内の「住民票」（個人事業主の市内業者による設置の場合） ⑦その他必要な書類

### ◎生ごみ処理容器等購入費補助（支援）金の改定経過

改定年月日	H4.4.1	H8.4.1	H12.4.1	H18.4.1	H27.4.1	H27.10.1	R7.4.1
補助額	購入額の1/2	購入額の1/2	購入額の1/2	購入額の1/2	購入額	購入額の1/2	購入額の1/2
上限額	4,000円	50,000円	50,000円	20,000円	市内：40,000円 市外：32,000円	市内：24,000円 市外：20,000円	市内：18,000円 市外：15,000円

※ 補助額は100円未満切捨て（H27年4月～9月は“元気”川口商品券による支援で1,000円未満切捨て）

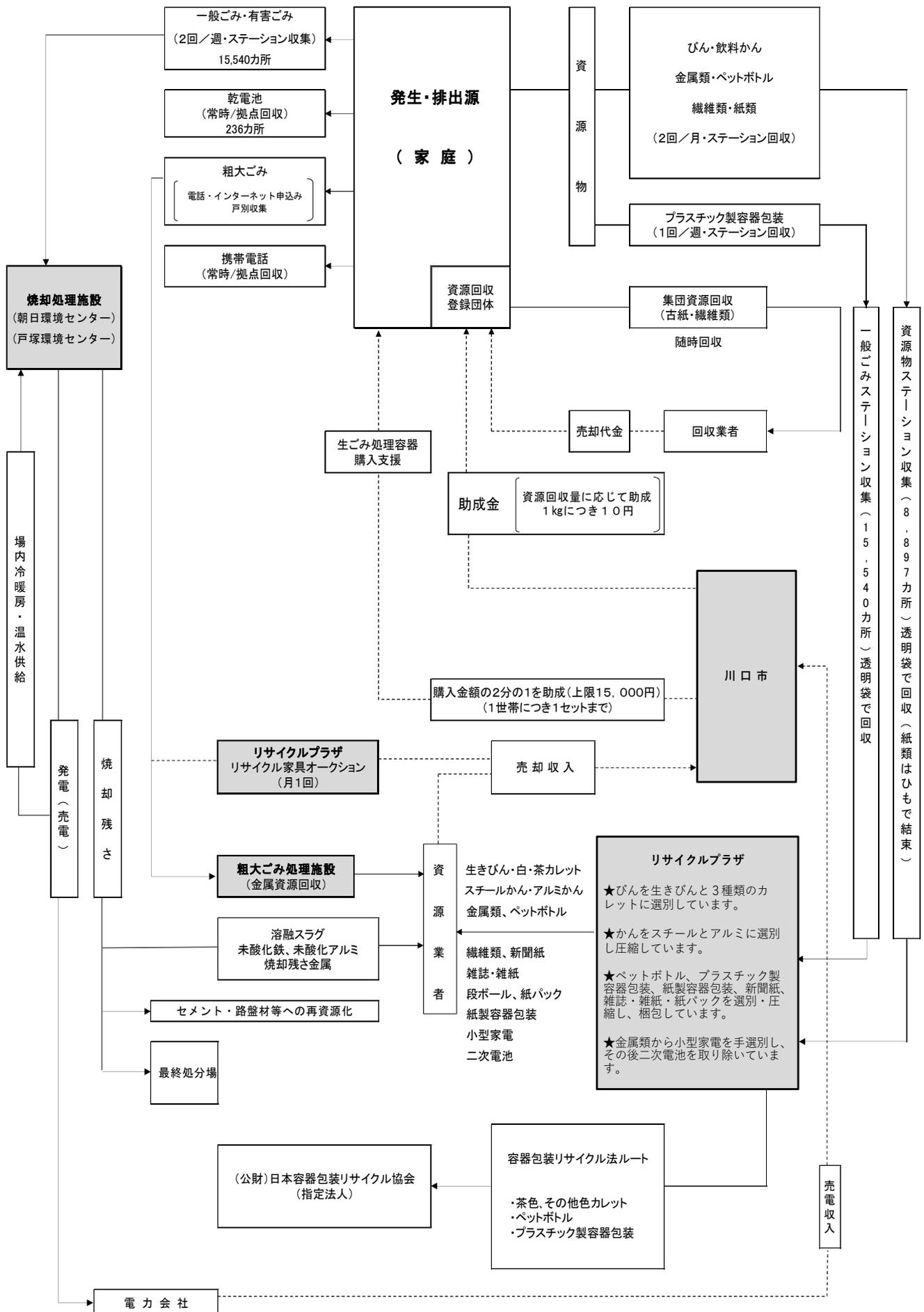
※ 上限額の市内は市内業者からの購入・設置の場合、市外は市内業者以外の場合

### ◎生ごみ処理容器等購入費補助（支援）状況の推移

年度	補助（支援）基数（基）				補助（支援）金額（円）			
	手動式 （コンポスト・バイオ）	電気式 （乾燥・バイオ）	ディスプレイ式	計	手動式 （コンポスト・バイオ）	電気式 （乾燥・バイオ）	ディスプレイ式	計
令和2年度	9	99	0	108	27,500	1,447,100	0	1,474,600
令和3年度	34	87	0	121	91,900	1,360,600	0	1,452,500
令和4年度	40	82	0	122	89,000	1,409,100	0	1,498,100
令和5年度	53	169	0	222	112,100	3,088,200	0	3,200,300
令和6年度	32	160	0	192	91,500	2,919,400	0	3,010,900
事業開始（平成4年度）からの累計	2,753	4,143	4	6,900	10,310,650	128,041,300	80,000	138,431,950

# 6 川口市資源リサイクルシステム

令和7年4月1日現在



## 7 資源化物の推移

### ◎資源化物量の推移

項 目		年 度				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
資 源 化 物  ( t)	びん	3,493.07	3,414.66	3,233.06	3,051.18	2,987.09
	飲料かん	1,267.15	1,206.09	1,113.58	1,072.56	1,040.33
	金属類	1,214.21	1,146.52	1,000.45	924.99	869.42
	ペットボトル	1,981.99	2,040.33	2,040.94	2,138.19	2,075.40
	繊維類	1,807.44	1,657.73	1,658.46	1,523.65	1,404.82
	紙類	6,212.87	6,115.15	6,075.37	5,923.32	5,693.38
	プラスチック製容器包装	3,279.79	3,374.01	3,336.37	3,164.72	3,106.60
	集団資源回収	11,103.29	10,778.81	10,379.32	9,558.37	9,158.22
	再生粗大ごみ	8.79	10.88	8.72	5.82	7.41
	破砕前金属	344.66	344.53	293.79	149.77	168.32
	破砕後金属	1,011.95	955.61	864.51	688.54	613.84
	破砕前アルミ屑	39.74	39.21	34.73	16.82	1.5
	破砕後アルミ屑	36.4	32.59	27.27	21.42	24.92
	焼却残さ金属	791.29	726.52	375.19	0	0
	未酸化鉄	748.74	709.7	623.75	565.36	417.52
	未酸化アルミ	56.88	66.35	55.71	47.61	36.57
	溶融スラグ	8,054.50	7,522.07	7,048.56	6,394.45	4,617.35
	焼却残渣物 (セメント資源・路盤材資源)	1,212.52	1,137.03	1,646.31	1,708.17	2,101.65
	特定家庭用機器	10.96	9.94	8.93	7.67	5.94
	小型家電	65.86	60.96	45.65	34.16	235.87
乾電池	90.54	91.58	97.88	93.61	122.45	
二次電池	0	0	0	0	0	
蛍光管	12.01	12.11	10.13	5.84	3.33	
合計	42,844.64	41,452.38	39,978.68	37,096.22	34,691.93	
前年比 (%)	104.1	96.8	96.4	92.8	93.5	
リサイクル率※ (%)	23.4	23.0	22.8	22.3	21.2	
1人当たり資源化量 (kg)	70.5	68.5	66.1	61.1	57.1	

※ リサイクル率＝資源化物量÷ごみ排出量×100

◎資源化物売却代金の推移

項目		年度				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
資源化物 (円)	びん	213,226	222,340	192,875	167,299	169,961
	飲料かん	128,889,879	227,053,968	249,912,039	218,581,014	270,005,164
	金属類	5,197,739	39,285,625	35,398,066	23,355,043	13,201,382
	ペットボトル	32,964,899 62,819,401*	32,096,361 64,180,427*	55,775,808 158,516,314*	22,744,638 174,054,087*	20,393,802 144,021,223*
	繊維類	9,092,581	28,273,086	64,677,171	108,149,978	92,877,814
	新聞紙	3,388,341	3,268,742	19,963,620	14,541,180	14,446,943
	雑誌・雑紙	2,766,670	3,543,562	32,636,519	34,920,537	37,524,692
	段ボール	6,277,914	8,185,000	39,368,169	21,265,603	25,862,204
	紙パック	99,748	85,624	239,536	295,948	354,425
	紙製容器包装	865,579	882,904	5,777,002	5,181,517	5,522,506
	プラスチック製容器包装	427,508*	0*	0*	0*	0*
	未酸化アルミ	31,165	130,510	22,049	57,604	88,497
	未酸化鉄	8,226	21,891	226,412	441,534	326,076
	破碎鉄	10,512,151	35,542,647	38,445,424	26,059,081	17,525,089
	破碎アルミ	2,906,213	4,056,150	4,421,770	3,641,856	4,572,700
	溶融スラグ	1,771,987	1,654,850	1,550,679	1,406,776	1,015,812
	小型家電	3,624,830	3,345,705	5,336,540	4,257,220	8,748,111
合計	271,858,057	451,829,392	712,459,993	659,120,915	656,656,401	

\* 指定法人からの再商品化合理化拠出金及び有償入札拠出金の合計金額

## 8 集団資源回収

ごみ減量化と資源の再利用を目的に、町会・自治会等登録団体に対し、対象品目（古紙類・繊維類）の回収量に応じて、昭和53年10月から助成金を交付している。回収日、回収場所等は団体ごとに決め、現在、助成金額は1kgにつき10円である。

### ◎集団資源回収状況の推移

年度	登録団体数	実施回数	回収重量 (kg)	助成金 (円)
令和2年度	430	10,573	11,103,285	111,032,850
令和3年度	425	10,276	10,778,813	107,788,130
令和4年度	422	10,528	10,379,319	103,793,190
令和5年度	416	10,392	9,558,367	95,583,670
令和6年度	418	10,557	9,158,217	91,582,170

### ◎助成金単価改定経過

改定年月日	昭和53年10月1日	昭和56年8月1日	昭和62年4月1日	平成2年4月1日
1kgあたりの助成金	1円	40kg未満：2円 40kg以上：3円	5円	10円

### ◎集団資源回収品目

(令和7年4月1日現在)

種類	品目	出し方のルール
古紙類	新聞紙類	<ul style="list-style-type: none"> <li>新聞紙と雑誌は別々にまとめ、紐などでしっかり縛る。</li> <li>袋、段ボール、箱等に入れない。</li> <li>段ボール箱はつぶして、紐などで縛る。</li> </ul>
	雑誌類	
	段ボール類	
繊維類	古生地、古服等	<ul style="list-style-type: none"> <li>集団資源回収で回収していない地域では、繊維類収集に出す。</li> </ul>

### ◎品目別集団資源回収量の推移

(単位：t)

項目 年度	新聞紙	雑誌	段ボール	繊維類	合計
令和2年度	3,310	2,974	4,443	376	11,103
令和3年度	3,294	2,801	4,348	336	10,779
令和4年度	3,032	2,802	4,253	292	10,379
令和5年度	2,709	2,563	4,018	268	9,558
令和6年度	2,499	2,456	3,941	262	9,158

### ◎集団資源回収登録団体種別団体数の推移

(単位：団体)

項目 年度	町会	子供会	婦人会	P T A	マンション 管理組合	その他	合計
令和2年度	175	29	3	27	146	50	430
令和3年度	174	27	3	26	147	48	425
令和4年度	173	26	2	27	147	47	422
令和5年度	174	26	2	25	147	42	416
令和6年度	174	26	1	25	150	42	418

## 9 びん

びんの分別収集は、昭和54年8月にステーション50カ所を設け、テスト収集したことに始まり、昭和55年4月からは市内全域でステーション収集を開始した。平成14年12月からは、びん、飲料かんを同一の日に、月2回の透明袋によるステーション収集で実施している。収集したびんは、リサイクルプラザに搬入し、中間処理（びんは白・茶・その他カレットおよび生きびんに選別）を行った後、生きびん・白カレット・一部茶カレットは売却、茶カレット・その他カレットは容器包装リサイクル法に基づき（公財）日本容器包装リサイクル協会（以下「指定法人」という。）に引き渡し、選別しきれないカレット残渣についても資源化業者にそれぞれ再商品化を委託している。

### ◎びん売却重量・売却代金の推移

年度	生きびん		白カレット		茶カレット		合計		
	売却重量 (kg)	売却代金 (円)	売却重量 (kg)	売却代金 (円)	売却重量 (kg)	売却代金 (円)	売却重量 (kg)	売却代金 (円)	売却代金(税込) (円)
令和2年度	23,806	77,900	1,064,410	106,441	330,320	16,511	1,418,536	193,852	213,226
令和3年度	24,156	73,120	1,111,390	111,139	357,640	17,879	1,493,186	202,138	222,340
令和4年度	20,350	67,650	984,280	108,265	308,480	16,960	1,313,110	175,350	192,875
令和5年度	15,878	47,820	870,510	87,051	344,680	17,231	1,231,068	152,102	167,299
令和6年度	16,894	54,978	860,630	94,664	369,600	20,319	1,247,124	154,519	169,961

### ◎びんの容器包装リサイクル法に基づく再商品化状況の推移

年度	茶カレット					その他カレット				
	引渡し量 (t)	市町村負担率 (%)	委託単価 (円/t)	再商品化委託料 (円)	再商品化合理化拠出金 (円)	引渡し量 (t)	市町村負担率 (%)	委託単価 (円/t)	再商品化委託料 (円)	再商品化合理化拠出金 (円)
令和2年度	442.37	16	5,900	—	0	650.16	10	13,700	979,788	—
令和3年度	409.64	14	6,400	—	0	664.83	7	17,500	895,855	—
令和4年度	422.68	12	7,200	—	0	579.27	8	23,600	1,203,011	—
令和5年度	340.65	12	8,200	—	0	544.46	8	16,100	771,391	—
令和6年度	321.97	12	13,500	—	0	530.00	8	21,400	998,069	—

### ◎びんの売却単価の推移

年度	月	びん(円/kg)	
		白カレット	茶カレット
令和2年度	4～3月	0.1	0.05
令和3年度	4～3月	0.1	0.05
令和4年度	4～3月	0.1	0.05
令和5年度	4～3月	0.1	0.05
令和6年度	4～3月	0.1	0.05

## 10 飲料かん

飲料かんの分別収集は、昭和54年8月にステーション50カ所を設け、テスト収集したことに始まり、昭和55年4月からは市内全域でステーション収集を開始した。平成14年12月からは、びん、飲料かんを同一の日に、月2回の透明袋によるステーション収集で実施している。収集した飲料かんは、リサイクルプラザに搬入し、スチール・アルミに選別後圧縮し、売却している。

### ◎飲料かん売却重量・売却代金の推移

年度	スチールかん		アルミかん		合 計		
	売却重量(kg)	売却代金(円)	売却重量(kg)	売却代金(円)	売却重量(kg)	売却代金(円)	売却代金(税込) (円)
令和2年度	260,670	4,945,026	1,006,480	112,227,596	1,267,150	117,172,622	128,889,879
令和3年度	223,140	7,558,624	982,950	198,854,083	1,206,090	206,412,707	227,053,968
令和4年度	201,780	7,581,790	911,800	219,610,977	1,113,580	227,192,767	249,912,039
令和5年度	188,480	7,844,086	884,080	190,865,933	1,072,560	198,710,019	218,581,014
令和6年度	167,510	6,273,608	872,820	239,185,639	1,040,330	245,459,247	270,005,164

### ◎飲料かん売却単価の推移

年度	月	飲料かん (円/t)	
		スチールかん	アルミかん
令和2年度	4～6月	10,000	105,105
	7～9月	19,010	97,655
	10～12月	20,001	112,000
	1～3月	27,500	132,300
令和3年度	4～6月	28,530	165,000
	7～9月	31,200	207,316
	10～12月	35,500	228,800
	1～3月	40,500	214,201
令和4年度	4～6月	44,000	283,000
	7～9月	32,500	235,100
	10～12月	35,000	212,121
	1～3月	40,100	231,111
令和5年度	4～6月	41,000	211,112
	7～9月	39,500	218,200
	10～12月	43,100	216,101
	1～3月	43,220	218,218
令和6年度	4～6月	42,600	236,236
	7～9月	43,300	293,100
	10～12月	32,310	260,500
	1～3月	32,000	306,500

## 11 金属類

金属類の分別収集は、平成5年1月から市内全域でステーション収集を開始した。平成14年12月からは、金属類、紙類を同一の日に、月2回の透明袋によるステーション収集で実施している。収集した金属類は選別処理をした後、資源業者へ売却している。

さらに、金属類として収集した小型家電から二次電池を取り除き、この二次電池も資源業者へ売却している。

### ◎金属類売却重量・売却代金の推移

年度	金属類		
	売却重量 (kg)	売却代金(円)	売却代金 (税込) (円)
令和2年度	1,114,880	4,725,219	5,197,739
令和3年度	1,146,520	35,714,209	39,285,625
令和4年度	1,000,450 (内、二次電池 1,770)	32,180,067 (内、二次電池 10,270)	35,398,066 (内、二次電池 11,297)
令和5年度	924,989 (内、二次電池 3,909)	21,231,862 (内、二次電池 32,000)	23,355,043 (内、二次電池 35,200)
令和6年度	869,420 (内、二次電池 2,980)	12,001,262 (内、二次電池 33,990)	13,201,382 (内、二次電池 37,389)

### ◎金属類売却単価の推移

年度	月	金属類 (円/t)
令和2年度	4～6月	3,000
	7～9月	3,500
	10～12月	3,000
	1～3月	7,770
令和3年度	4～6月	18,710
	7～9月	30,000
	10～12月	41,110
	1～3月	37,370
令和4年度	4～6月	42,210 (金属類) ・ 46,000 (スチール缶プレス) ・ 61,000 (アルミ缶プレス)
	7～9月	33,300 (金属類) ・ 33,300 (スチール缶プレス) ・ 51,000 (アルミ缶プレス)
	10～12月	26,100 (金属類) ・ 33,000 (スチール缶プレス) ・ 41,000 (アルミ缶プレス)
	1～3月	26,200 (金属類) ・ 26,200 (スチール缶プレス) ・ 26,200 (アルミ缶プレス)
令和5年度	4～6月	28,210
	7～9月	21,200
	10～12月	22,200
	1～3月	20,100
令和6年度	4～6月	15,510
	7～9月	12,100
	10～12月	12,100
	1～3月	15,510

※令和4年度は試験的な運用として金属類、スチール缶プレス、アルミ缶プレスに分類した。

## ◎二次電池等売却単価

年度	二次電池（円/kg）		
	ニッケル水素電池	リチウムイオン電池	鉛電池
令和4年度	50	10	1
令和5年度	50	10	1
令和6年度	50	10	1

## 12 ペットボトル

ペットボトルの分別収集は、平成6年7月から月1回、透明又は白色半透明袋によるステーション収集方式で実施してきたが、平成14年12月に新分別収集を開始するにあたって、収集回数を月2回に増加すると共に、透明袋による収集に変更した。収集したペットボトルは、リサイクルプラザに搬入した後、選別、圧縮等の処理を行い、指定法人に再商品化を委託し、一部については再生資源業者に売却をしている。平成19年度からは指定法人より拠出金を受けている。

### ◎ペットボトルの容器包装リサイクル法に基づく再商品化状況の推移

年度	ペットボトル				
	引渡し量（t）	市町村負担率（%）	自主売却量（t）	自主売却金額（円）（税込）	拠出金（円）
令和2年度	1,136.84	0	845.15	32,964,899	62,819,401
令和3年度	1,468.43	0	571.90	32,096,361	64,180,427
令和4年度	1,574.94	0	466.00	55,775,808	158,516,314
令和5年度	1,880.10	0	258.09	22,744,638	174,054,087
令和6年度	1,836.07	0	239.33	20,393,802	144,021,223

※ 市町村負担率は、国の調査の結果、小規模事業者から排出される分が無いため0%となっている。

### ◎ペットボトル売却単価の推移

年度	月	ペットボトル（円/kg）
令和2年度	4～9月	62.0
	10～3月	5.0
令和3年度	4～9月	37.0
	10～3月	66.0
令和4年度	4～9月	90.0
	10～3月	144.0
令和5年度	4～9月	90.0
	10～3月	63.5
令和6年度	4～9月	60.0
	10～3月	106.0

### 13 繊維類

繊維類の分別収集は、平成6年7月から月1回、透明又は白色半透明袋によるステーション収集方式で分別収集を実施してきたが、平成14年12月に新分別収集を開始するにあたって、収集回数を月2回に増加すると共に、透明袋による収集に変更した。収集した繊維類は、リサイクルプラザに搬入した後、資源業者に売却している。

#### ◎繊維類売却状況の推移

年度	繊維類						
	売却重量 (t)	売却代金 (円)	売却代金 (税込) (円)	売却単価 (円/kg)			
				4~6月	7~9月	10~12月	1~3月
令和2年度	1,807.44	8,265,986	9,092,581	5.1	2.05	2.5	8.6
令和3年度	1,657.73	25,702,809	28,273,086	9.2	12.5	18.6	23.7
令和4年度	1,658.46	58,797,430	64,677,171	24.0	25.5	38.6	60.3
令和5年度	1,523.65	98,318,166	108,149,978	58.3	61.3	67.5	72.6
令和6年度	1,404.82	84,434,380	92,877,814	53.5	60.7	61.8	67.5

### 14 紙類

本市では、焼却対象のごみとして戸塚環境センターに搬入した紙類については、ピットに投入される前に再生利用が可能なものを回収、資源化し、また、平成3年4月から紙パックを拠点回収して資源業者に売却してきた。平成14年12月からは、紙類を新聞紙、雑誌・雑紙、段ボール、紙パック、紙製容器包装としてそれぞれ紐で結束したものを分別収集し、選別、圧縮等の処理を行い資源業者に売却している。また、紙製容器包装の一部は平成15年度から平成28年度まで指定法人に引き渡しており、平成21年度から平成28年度までは指定法人より、拠出金を受けていた。

#### ◎紙類売却状況の推移

〔 単位 売却重量：kg  
売却代金：円 (税込) 〕

項目 年度	新聞		雑誌・雑紙		段ボール		紙パック		紙製容器包装		合計	
	売却重量	売却代金	売却重量	売却代金	売却重量	売却代金	売却重量	売却代金	売却重量	売却代金	売却重量	売却代金
令和2年度	643,510	3,388,341	1,708,480	2,766,670	3,051,320	6,277,914	22,670	99,748	786,890	865,579	6,212,870	13,398,252
令和3年度	627,590	3,268,742	1,558,840	3,543,562	3,106,620	8,185,000	19,460	85,624	802,640	882,904	6,115,150	15,965,832
令和4年度	608,220	19,963,620	1,480,110	32,636,519	3,090,340	39,368,169	17,900	239,536	878,800	5,777,002	6,075,370	97,984,846
令和5年度	516,330	14,541,180	1,433,630	34,920,537	3,103,010	21,265,603	14,700	295,948	855,650	5,181,517	5,923,320	76,204,785
令和6年度	411,550	14,446,943	1,330,430	37,524,692	3,099,800	25,862,204	16,860	354,425	834,740	5,522,506	5,693,380	83,710,770

## ◎紙類の容器包装リサイクル法に基づく再商品化状況の推移

年 度	項 目	紙製容器包装				
		引渡し量 (t)	市町村負担率 (%)	委託単価 (円/t)	再商品化委託料 (円)	拠出金 (円)
令和2年度		—	1	13,000	0	0
令和3年度		—	1	16,000	0	0
令和4年度		—	1	14,000	0	0
令和5年度		—	1	23,000	0	0
令和6年度		—	1	25,000	0	0

※ 市町村負担分は独自に売却しているので、指定法人への再商品化委託料は支出していない。

## ◎紙類売却単価の推移

年度	月	紙 類 (円/t)				
		新聞紙	雑誌・雑紙	段ボール	紙パック	紙製容器包装
令和2年度	4～6月	3,000	1,000	1,300	4,000	1,000
	7～9月	7,000	1,500	2,100	4,000	1,000
	10～12月	5,100	2,000	2,300	4,000	1,000
	1～3月	4,100	1,600	1,800	4,000	1,000
令和3年度	4～6月	4,300	1,700	2,000	4,000	1,000
	7～9月	4,300	1,800	2,200	4,000	1,000
	10～12月	5,100	2,300	2,700	4,000	1,000
	1～3月	5,100	2,500	2,700	4,000	1,000
令和4年度	4～6月	15,100	12,000	7,500	5,000	4,000
	7～9月	25,100	19,500	13,500	10,000	5,000
	10～12月	37,600	22,500	14,600	15,000	5,000
	1～3月	45,200	27,600	10,600	22,000	10,000
令和5年度	4～6月	30,700	21,000	7,600	18,000	7,000
	7～9月	23,100	21,000	6,100	18,000	5,000
	10～12月	23,500	22,600	5,600	18,500	5,000
	1～3月	24,600	24,000	5,600	18,800	5,000
令和6年度	4～6月	25,500	24,000	6,100	19,000	5,000
	7～9月	31,000	24,500	7,100	19,000	5,000
	10～12月	34,500	26,500	8,100	19,000	7,000
	1～3月	37,000	27,700	9,100	19,500	7,000

## 15 プラスチック製容器包装

プラスチック製容器包装の分別収集は、平成14年12月の新分別収集開始に伴い、月2回、透明袋によるステーション収集方式で実施したが、市民の要望に応え、平成15年4月からは収集回数を週1回に増加している。収集したプラスチック製容器包装は、リサイクルプラザに搬入された後、選別、圧縮等の処理を行い指定法人に引き取られ再商品化がなされている。再商品化に当たっては、市町村負担分に応じた負担率に委託単価を乗じ、再商品化委託料として指定法人に支払っている。平成21年度からは品質検査の結果に基づき、再商品合理化拠出金を受けている。

### ◎プラスチックの容器包装リサイクル法に基づく再商品化状況の推移

年 度	プラスチック製容器包装				
	引渡し量 (t)	市町村負担率 (%)	委託単価 (円/t)	再商品化委託料 (円)	再商品化 合理化拠出金 (円)
令和2年度	3,279.79	1	49,000	1,767,865	427,508
令和3年度	3,374.01	1	51,000	1,892,869	0
令和4年度	3,336.37	1	53,000	1,945,119	0
令和5年度	3,164.72	1	58,000	2,019,078	0
令和6年度	3,106.60	1	62,000	2,118,701	0

※ 再商品合理化拠出金は、品質基準および低減額貢献度による合計金額である。(令和2年度は品質基準のみ)

## 16 有害ごみ

平成3年4月から乾電池、蛍光管、水銀体温計を有害ごみとして、週2回、透明袋によるステーション収集方式で実施したが、乾電池を新たな分別区分に変更した平成17年5月からは蛍光管、水銀体温計のみを対象としている。収集した有害ごみは、埼玉県清掃行政研究協議会の広域化委託処理事業により、再商品化を委託している。

### ◎有害ごみ（蛍光管）処理状況の推移

年 度		有害ごみ（蛍光管）		
		処理量 (t)	委託単価 (円/t)	委託料(円)
令和2年度	破 砕 費	10.13	47,400	528,177
	運 搬 処 分 費	12.01	84,000	1,109,723
令和3年度	破 砕 費	10.08	47,400	525,570
	運 搬 処 分 費	12.11	94,000	1,252,173
令和4年度	破 砕 費	8.32	47,400	433,804
	運 搬 処 分 費	10.13	94,000	1,047,442
令和5年度	破 砕 費	4.93	47,400	257,050
	運 搬 処 分 費	5.84	94,000	603,856
令和6年度	破 砕 費	2.87	47,400	149,641
	運 搬 処 分 費	3.33	94,000	344,322

## 17 乾電池

乾電池の分別収集は、昭和59年8月から公共施設等拠点収集を開始し、平成3年4月には有害ごみとして、週2回のステーション収集も同時に実施している。その後、平成14年12月の新分別収集開始に伴い、一時は拠点収集を廃止したが、平成17年5月に乾電池を新たな分別区分に定めたことにより、有害ごみとしての収集を廃止、公共施設等拠点収集のみに変更した。収集した乾電池は、埼玉県清掃行政研究協議会の広域化委託処理事業により、再商品化を委託している。

### ◎乾電池処理状況の推移

(税込)

年 度	乾電池		
	処理量 (t)	委託単価 (円/t)	委託料 (円)
令和2年度	90.535	84,000	8,365,434
令和3年度	91.58	84,000	8,461,964
令和4年度	97.88	84,000	9,044,120
令和5年度	93.61	84,000	8,649,564
令和6年度	122.45	84,000	11,314,380

## 18 小型家電

### (1) 小型家電のリサイクルについて

平成25年度に、デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、主務大臣による基本方針の策定および再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めた「小型家電リサイクル法」が施行された。

本市でも小型家電に含有される金や銅、レアメタルなどの有用金属を有効利用するため、小型家電のリサイクルを平成25年4月1日から開始した。新たな分別区分は設けず、「金属類」及び「粗大ごみ」としてステーションに排出または自己搬入されたものの中から、戸塚環境センター、リサイクルプラザ、および鳩ヶ谷衛生センターで手選別により小型家電を回収し、再資源業者へ売却している。

## ◎小型家電売却量・資源化状況の推移

年度	小型家電売却量 (kg)	資源化量* (kg)						
		鉄	アルミ	銅	金	銀	パラジウム	ステンレス
令和2年度	53,400	23,395	2,088	1,655	0.2	3.4	—	262
令和3年度	49,890	21,857	1,951	1,547	0.19	3.2	—	245
令和4年度	45,650	19,999	1,785	1,415	0.18	2.9	—	224
令和5年度	34,160	16,727	1,493	1,184	0.15	2.4	—	187
令和6年度	235,870	78,196	20,968	12,889	1.33	14.16	—	0.036

※ 再資源業者が実績に基づき設定した回収比率により算出。

※ 令和元年度より売却物の品目が変更となったため、小型家電売却量に大幅な変化がみられた。

## ◎小型家電売却状況の推移

	施設	品名	売却単価 (円/10kg)		売却重量 (kg)	売却代金 (税込) (円)	
			4~9月	10~3月			
令和4年度	戸塚環境センター	デジタルカメラ・ビデオカメラ・ゲーム機	100	300	12,400	1,576,740	5,336,540
		コード類	1,050	1,200			
		ハードディスク類	50	100			
		携帯端末・PHS端末	5,500	5,500			
	リサイクルプラザ	デジタルカメラ・ビデオカメラ・ゲーム機	100	300	30,100	3,369,575	
		コード類	1,050	1,200			
		ハードディスク類	50	100			
		携帯端末・PHS端末	5,500	5,500			
	鳩ヶ谷衛生センター	デジタルカメラ・ビデオカメラ・ゲーム機	100	300	3,150	390,225	
		コード類	1,050	1,200			
		ハードディスク類	50	100			
		携帯端末・PHS端末	5,500	5,500			
令和5年度	戸塚環境センター	デジタルカメラ・ビデオカメラ・ゲーム機	400	700	6,550	907,500	4,257,220
		コード類	1,000	1,400			
		ハードディスク類	400	100			
		携帯端末・PHS端末	11,000	5,500			
	リサイクルプラザ	デジタルカメラ・ビデオカメラ・ゲーム機	400	700	25,110	3,173,720	
		コード類	1,000	1,400			
		ハードディスク類	400	100			
		携帯端末・PHS端末	11,000	5,500			
	鳩ヶ谷衛生センター	デジタルカメラ・ビデオカメラ・ゲーム機	400	700	2,500	176,000	
		コード類	1,000	1,400			
		ハードディスク類	400	100			
		携帯端末・PHS端末	11,000	5,500			
令和6年度	戸塚環境センター	デジタルカメラ・ビデオカメラ・ゲーム機	500	600	6,700	1,272,205	8,748,112
		コード類	1,700	1,750			
		ハードディスク類	500	600			
		携帯端末・PHS端末	11,000	10,000			
		その他小型家電	55	100			
	リサイクルプラザ	デジタルカメラ・ビデオカメラ・ゲーム機	500	600	186,800	6,454,118	
		コード類	1,700	1,750			
		ハードディスク類	500	600			
		携帯端末・PHS端末	11,000	10,000			
	鳩ヶ谷衛生センター	デジタルカメラ・ビデオカメラ・ゲーム機	500	600	42,370	1,021,789	
		コード類	1,700	1,750			
		ハードディスク類	500	600			
携帯端末・PHS端末		11,000	10,000				
		その他小型家電	55	100			

## (2) 使用済み携帯電話の拠点回収

レアメタルはIT製品等の製造に不可欠な素材であり、その安定供給は我が国の製造業の維持・強化の観点から極めて重要である。しかし、レアメタルを取り巻く環境は不安定な要素が多く、将来、国際的な需給逼迫や供給障害が発生する可能性が懸念されている。そこで、国内でレアメタルを回収し循環資源として活用することの重要性を広く市民の方に知っていただくため、退蔵されている使用済み携帯電話の拠点回収を平成22年3月30日から実施している。なお、回収された使用済み携帯電話等については、蓄積状況等により資源業者に売却している。

○実施場所：計14カ所

市役所第一本庁舎ロビー、芝支所、新郷支所、神根支所、安行支所、東川口駅前行政センター  
鳩ヶ谷庁舎エントランスホール、リサイクルプラザ棟3階エレベーターホール、  
中央図書館、前川図書館、新郷図書館、横曽根図書館、戸塚図書館、鳩ヶ谷図書館  
※令和6年5月6日までは戸塚支所、5月7日から東川口駅前行政センターにて実施

○受付機器：携帯電話・PHS

### ◎使用済み携帯電話回収実績

(単位：台)

令和2年度	1,293
令和3年度	1,970
令和4年度	1,732
令和5年度	1,791
令和6年度	2,196
事業開始(平成21年度)からの回収量	12,497

※ 平成29年12月より各図書館を回収拠点に追加し、「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」(主催：東京2020組織委員会)オリンピックメダル製作用として回収していたが、平成31年3月末で終了した。

### (3) 小型家電リサイクル法認定事業者との連携

パソコンは、「資源有効利用促進法」に基づき製造メーカー等が回収しているため、現在、市では受け入れをしていない。「小型家電リサイクル法」に基づく国の事業認定を受けたリネットジャパンリサイクル株式会社と市が協定を締結することにより、家庭用の使用済みパソコンを宅配便で回収する同社のサービスを無料で利用できることになった。

#### ○連携協力事項

- ・市は、市民に対する小型家電リサイクル法制度の定着と小型家電等の回収を促進するための広報を行う。
- ・リネットジャパンリサイクル株式会社は、市民から回収した小型家電等の回収状況を市へ報告する。

#### ○協定締結日

平成 28 年 2 月 23 日（締結日から実施中）

#### ○利用方法

- ①インターネットで申し込む（パソコンデータ消去ソフトを無料でダウンロードできる）
- ②段ボール箱など（3 辺合計 140cm、20kg 以内）に詰める
- ③自宅から回収

#### ○回収料金

回収品にパソコン本体を含む場合は無料※それ以外の場合の料金はリネットジャパンリサイクル株式会社の規定による

#### ○対象品目

パソコン、携帯電話、ビデオ、キッチン家電、生活家電など 400 品目以上の家電製品

#### ○対象外品目

テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、乾燥機、エアコン、乾電池、石油・灯油ストーブなど

### ◎リネットジャパンリサイクル株式会社回収実績

年度	申込件数	回収品						合計重量 (kg)
		回収件数 (件)	パソコン (台)	携帯電話 (台)	パソコン (kg)	携帯電話 (kg)	その他 小型家電 (kg)	
令和 4 年度	3,854	3,668	4,735	1,822	21,233.9	205.8	20,233.3	41,673.0
令和 5 年度	3,582	3,505	4,518	1,756	20,261.4	198.4	20,194.0	40,653.8
令和 6 年度	3,238	3,255	4,356	1,424	19,521.8	161.0	18,213.1	37,895.9
事業開始(平成 24 年度)からの回収量	21,772	21,320	28,409	10,761	130,688.2	1,230	122,202.9	254,121.1

## 19 粗大ごみからの資源回収

### (1) リサイクル家具オークション

リサイクルプラザでは、収集された粗大ごみの中から再使用可能なものについて、リサイクルプラザ内のリサイクル工房で再生修理し、月1回リサイクルプラザ内で有償販売（オークション形式）している。

#### ◎リサイクル家具オークション実績

	参加者数（人）	販売数（点）	金額（円）
令和2年度	895	369	668,900
令和3年度	1,111	527	1,153,200
令和4年度	1,017	487	1,001,500
令和5年度	817	358	755,700
令和6年度	1,063	456	863,800

※ 令和2年度から入札方法を1人1点から2点までに変更した。

### (2) 粗大ごみからの資源回収状況の推移

破碎前には手選別で、破碎後は磁選機で資源物を回収している。

#### ◎粗大ごみからの資源回収状況の推移

（単位：t）

	処理量計			資源回収量計						回収率 (%)
		破碎処理量	選別・保管		小型家電	破碎前 金属	破碎前 アルミ屑	破碎後 金属	破碎後 アルミ屑	
令和2年度	6,015.24	5,801.44 (内金属類266.90 t)	213.8	1,158.26	26.12	57.54	26.25	1,011.95	36.4	19.3
令和3年度	5,774.35	5,555.87 (内金属類244.84 t)	218.48	1,117.40	25.28	77.81	26.11	955.61	32.59	19.4
令和4年度	5,312.18	5,119.33 (内金属類208.85 t)	193.48	993.31	12.4	66.82	22.31	864.51	27.27	18.7
令和5年度	4,214.04	4,045.83 (内金属類196.36 t)	168.21	754.82	6.55	28.27	10.04	688.54	21.42	17.9
令和6年度	3,979.39	3,799.70 (内金属類2.91 t)	179.69	669.25	6.7	69.34	0	568.29	24.92	16.8

## 20 焼却処理施設からの資源回収

戸塚環境センターでは、セメント資源や路盤材資源として再利用するための委託処理を行っている。なお、焼却残さから磁選機により残さ金属（鉄類）を資源として回収する取り組みは焼却方法の変更により令和4年度に終了した。また、朝日環境センターでは、鉄やアルミを未酸化の状態で回収することが可能であり、それらを資源業者に売却している。その他、焼却灰と溶融飛灰についても溶融スラグ化やセメント資源化等にすることで資源として有効に利用することができ、売却した後は路盤材等、砂の代替材として有効に利用されている。

### ◎焼却残さからの資源回収状況の推移

(単位：t)

項目 年度	戸塚環境センター		朝日環境センター		合計		回収率 (%)
	総焼却残さ	残さ金属	総焼却残さ	残さ金属	総焼却残さ	残さ金属	
令和2年度	3,716.94	791.29	4,246.61	—	7,963.55	791.29	9.9
令和3年度	3,921.02	726.52	4,365.59	—	8,286.61	726.52	8.8
令和4年度	4,429.04	375.19	4,049.87	—	8,478.91	375.19	4.4
令和5年度	4,572.99	—	3,877.38	—	8,450.37	—	—
令和6年度	6,005.66	—	3,303.56	—	9,309.22	—	—

### ◎未酸化金属の回収状況の推移

(単位：t)

項目 年度	朝日環境センター		
	未酸化鉄	未酸化アルミ	合計
令和2年度	748.74	56.88	805.62
令和3年度	709.70	66.35	776.05
令和4年度	623.75	55.71	679.46
令和5年度	565.36	47.61	612.97
令和6年度	417.52	36.57	454.09

### ◎資源化処理委託量の推移

(単位：t)

項目 年度 (委託先)	戸塚環境センター			朝日環境センター	
	セメント資源 (太平洋セメント)	路盤材資源 (高清水エコプラザ)	再生砕石化 (渡辺産業)	溶融資源化 (メルテック)	
令和2年度	416.62	296.06	400.00	99.84	—
令和3年度	405.95	299.92	335.89	95.27	—
令和4年度	487.19	299.50	499.96	312.38	47.28
令和5年度	469.26	292.28	695.91	200.81	49.91
令和6年度	492.20	332.31	694.14	483.27	99.73

### ◎溶融スラグの発生状況の推移

(単位：t)

項目 年度	朝日環境センター
	溶融スラグ
令和2年度	8,054.50
令和3年度	7,522.07
令和4年度	7,048.56
令和5年度	6,394.45
令和6年度	4,617.35

## 21 エネルギー回収

### (1) 余熱利用

戸塚環境センターと朝日環境センターでは、焼却によって発生する熱を利用するため、廃熱ボイラを設置し、焼却エネルギーの回収による温水を余熱利用施設に供給している。

#### ◎余熱利用施設利用者数および利用料の推移

施設 年度	厚生会館			サンアール朝日		
	利用者数 (人)	利用料金 (円)	稼働日数 (日)	利用者数 (人)	利用料金 (円)	稼働日数 (日)
令和2年度	107	10,700	8	13,541	5,094,240	222
令和3年度	10,144	865,180	277	16,594	6,312,690	240
令和4年度	12,114	1,053,340	264	25,130	9,798,380	268
令和5年度	13,474	1,193,160	277	30,129	12,146,200	204
令和6年度	13,145	1,212,700	271	36,627	14,986,590	213

※ 厚生会館：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年2月28日から臨時休館。令和3年3月23日から再開。

※ 厚生会館：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和3年8月7日から8月23日まで臨時休館。

※ 厚生会館：老朽化による給湯設備故障、改修工事のため、令和4年11月21日から12月17日まで、令和5年2月20日から2月27日まで臨時休館。

※ 厚生会館：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和4年度から10時から12時30分までと13時30分から16時までの2部入れ替え制で運営。

## (2) 発 電

戸塚環境センターおよび朝日環境センターでは、ごみ焼却で発生する排ガスの熱エネルギーを利用してボイラで蒸気を発生させ、蒸気タービン発電機で発電を行っている。戸塚環境センターは4,400kW、朝日環境センターは12,000kWの発電をすることができ、発電した電力は両環境センター全体の電力を賄うとともに、余剰電力については電力会社等へ売電している。

### ◎発電状況の推移

項目 年度	発電能力 (kW)		発電量 (kWh)		売電量 (kWh)		売電金額 (円)	
			内訳	計	内訳	計	内訳	計
令和2年度	戸塚環境センター	4,400	22,739,270	62,158,238	14,201,058	25,629,330	208,943,115	370,423,777
	朝日環境センター	12,000	39,418,968		11,428,272		161,480,662	
令和3年度	戸塚環境センター	4,400	23,304,710	63,417,022	14,395,818	26,902,938	229,501,053	409,432,319
	朝日環境センター	12,000	40,112,312		12,507,120		179,931,266	
令和4年度	戸塚環境センター	4,400	21,125,280	58,752,551	12,893,580	23,546,436	241,763,793	429,056,235
	朝日環境センター	12,000	37,627,271		10,652,856		187,292,442	
令和5年度	戸塚環境センター	4,400	5,593,340	40,765,103	0	9,665,064	0	163,751,032
	朝日環境センター	12,000	35,171,763		9,665,064		163,751,032	
令和6年度	戸塚環境センター	4,400	11,934,820	38,372,008	5,482,992	11,815,968	82,046,937	161,894,454
	朝日環境センター	12,000	26,437,188		6,332,976		79,847,517	

※ 戸塚環境センターは令和5年度からの変電所棟建替の影響により建替完了まで売電不可となる。

※ 戸塚環境センターは令和6年12月に変電所棟の建替が完了したため売電再開となる。

## 2.2 使用済みインクカートリッジの回収箱の設置

プリンターメーカーが共同でインクカートリッジのリサイクルを実施する「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の9第1項の広域認定を取得）に参加している。

○回収対象品：家庭で使用された下記4社の純正インクカートリッジ

ブラザー工業株式会社、キヤノン株式会社、セイコーエプソン株式会社、株式会社日本HP

## ◎使用済みインクカートリッジ回収実績

設置場所 (kg)		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		事業開始（H24年度） からの累計	
		箱	重量	箱	重量	箱	重量	箱	重量	箱	重量
1	川口市役所本庁舎	5	43	3	29	5	46	6	50	62	525
2	川口駅前行政センター	6	40	5	40	5	45	6	51	70	552
3	芝支所	4	27	4	29	5	45	3	22	38	278
4	新郷支所	2	20	4	34	2	19	2	15	28	267
5	神根支所	2	18	3	29	2	20	3	22	21	181
6	安行支所	2	16	3	22	2	15	1	9	20	151
7	東川口駅前行政センター ※令和5年度までは戸塚支所	4	32	2	15	3	23	4	28	33	262
8	中央図書館	14	105	11	84	12	92	9	74	186	1,321
9	前川図書館	4	34	3	26	6	53	6	54	73	573
10	新郷図書館	4	29	3	21	3	17	3	20	35	257
11	横曽根図書館	3	27	2	15	2	18	2	17	26	225
12	戸塚図書館	9	80	7	58	8	68	6	52	97	763
13	戸塚環境センター	1	6	1	9	1	7	0	0	6	49
14	朝日環境センター・ リサイクルプラザ	4	30	2	14	3	21	2	17	30	237
15	鳩ヶ谷庁舎	3	26	3	24	0	0	4	35	24	205
16	鳩ヶ谷図書館	4	33	4	32	4	32	4	31	50	400
合 計		71	566	60	481	63	521	61	497	799	6,246

※ 回収箱の設置：平成24年3月6日から

※ 重量は小数点以下を四捨五入

## 23 剪定枝破碎機貸出事業

市内で発生する剪定枝の有効利用を促進し、一般廃棄物の減量を図るため、平成26年7月1日から剪定枝用破碎機を無料で貸し出している。

### ○貸出対象者

- ・本市に住所を有する個人
- ・市内に存する町会・自治会・共同住宅の管理組合
- ・市内で活動を行う団体
- ・市内で事業活動を行う事業者（ただし、営利を目的として植木の売買、管理、剪定、貸し出し等の業を行う事業者を除く。）

### ◎剪定枝破碎機貸出実績

年度	貸出件数（台）	破碎処理量※（kg）	貸出日数（日）
令和2年度	11	265.7	78
令和3年度	19	578.5	121
令和4年度	8	128.0	38
令和5年度	10	356.0	57
令和6年度	9	119.5	50
事業開始(平成26年度)からの実績	179	5,753.7	1,049

※ 利用者からの報告に基づき算出

## 24 ごみ分別用ごみ箱等貸出事業

市内で開催されるイベントで出るごみの分別を促進するため、平成28年7月1日からごみ分別用ごみ箱及びのぼりを無料で貸し出している。

### ○貸出対象者

- ・市内に存する町会・自治会・共同住宅の管理組合
- ・市内で活動を行う団体
- ・市内で事業活動を行う事業者

### ○貸出品

- ・折りたたみ式ごみ箱4種（一般ごみ・あきかん・あきびん・ペットボトル）
- ・のぼり2本（注水式ポールスタンド含む）

### ◎ごみ分別用ごみ箱貸出実績

年度	貸出件数（組）	分別回収量※（kg）	貸出日数（日）
令和2年度	0	0	0
令和3年度	2	2	6
令和4年度	0	0	0
令和5年度	28	1,227	61
令和6年度	17	1,738.1	88
事業開始(平成28年度)からの実績	109	11,356.1	537

※ 利用者からの報告に基づき算出

※ 令和2年度、令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止により各種催事が中止となり、貸出実績なし。

## 第5章 ごみ減量化に係る普及啓発事業

### 1 概 説

20世紀において、我が国は、経済成長を最優先し「大量生産、大量消費、大量廃棄」という社会経済システムの下、経済発展を遂げてきた。その反面「もの」の大量廃棄に対して有効な対策を講じてこなかったことにより、「廃棄物に関する問題」が深刻な社会問題となり、負の遺産として新世紀へ引き継がれることとなってしまった。

このような中、我が国においては、平成3年より「再生資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）」を始めとする廃棄物・リサイクル関連法律の整備が相次いで行われてきた。さらには、21世紀における持続的発展の最大の課題として「循環型社会システムの構築」を掲げ、平成12年にはその基本的枠組み法となる「循環型社会形成推進基本法」を制定、その他、「容器包装に係る分別収集及び再商品化等の促進に関する法律（容器包装リサイクル法）」の本格施行や「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」、「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」等、関連法律の施行・制定・改正と、資源循環型社会経済システムへのシフトを進めてきたところである。しかし、社会全体が根本から転換していくためには、やはり市民や事業者レベルでの深い問題認識や積極的な行動が欠かせないところである。

本市においては、平成14年度に朝日環境センターおよびリサイクルプラザを整備し、「循環型の廃棄物処理」への対応を進めるとともに、リサイクルプラザにリサイクル啓発施設を設け、市民に対し資源循環型社会の構築に向けてより一層の普及啓発を図っている。

## 2 ごみ減量キャンペーンキャラクター「ごみまる」

### (1) 性格や特徴の設定



「ごみまる」

「ごみまる」は、大昔から日本に住んでいた妖怪。人が捨てたごみなどを栄養源にしている。口だけでなく地面を転がりごみを体に吸いつけて養分にするこもできる。もともとの「ごみまる」の身体は透きとおっていて、性格はおとなしく、人に危害を加えない、ごみが自然に戻るのを手伝う良い妖怪である。しかし、大量のごみや自然に戻らないごみを食べると、その身体は大きくなり色がついてくる。

縄文時代や弥生時代には、人間は自然に還るごみしか出さなかったため、その姿は無色透明で、貝塚などに住み着き、人の捨てたごみを食べて生きてきた。「ごみまる」がごみを食べる時に、貝殻が動いたりするため、その時代の人は、そこに何か「もののけ」がいることは感じていたようだ。

しかし、現代に入り、大量のごみが出されたり、自然に戻らないプラスチックなどのごみが出されたりし、それを食べることで「ごみまる」は黄色く色付いて人の目に触れるようになってきた。これがさらに進行すると、オレンジ色から赤く変色する。身体も数十メートルの大きさになり、口からは牙が生え、性格も荒くなってくる。最終段階では、そのようなごみを出す人間に襲いかかると言われている。

現在、ごみまるは昔の平穏な生活を取り戻すため、ごみの減量や分別の徹底を訴えている。

### (2) 誕生のきっかけ

環境部がごみ減量キャンペーンキャラクターを作ろうと検討を開始した平成2年頃は、ごみ排出量が大幅に増加していた時期で、市民・事業者に対するごみ減量の普及啓発が喫緊の課題であったが、ごみ処理は市民の快適な生活を守るために日々欠かせない仕事でありながら、市民の関心が低いことが障害となっていた。

そこで、市民の関心を高めるには、まずは子どもたちの心をつかむことと考え、特に子どもたちに興味を持ってもらえるようなキャラクターによって啓発活動を推進していくことが決定された。

### (3) コンセプト

市でキャラクターコンセプトを下記の①～③の通り提示し、事業者によるコンペ方式で決定した。

- ①ごみは永遠に増え続けてしまうことを当然と思うのではなく、極力減らしていこうということをイメージしたもの。
- ②既存の動植物等に類似していないもの。
- ③ごみの量に応じて、容姿が変化すること。

### (4) 命名

キャラクターの名称については市民から公募し、環境部内の検討委員会で応募件数253件（応募名称177種類）の中から選定し、ごみ減量のキャンペーンキャラクターであることと、ごみをゼロにしていくということを願い、「ごみまる」に決定した（平成3年6月7日）。

### 3 普及啓発事業実績（令和6年度）

#### （1）広報紙等での啓発記事掲載

広報課で毎月1日に発行している市報「広報かわぐち」に、講演会・環境イベント・各種リサイクル体験教室の募集等の連絡事項を随時掲載した。また、資源循環課が年3回発行する環境部広報紙「PRESS530」において、環境行政に関する施策や制度、その他環境に関する情報等の周知・啓発をおこなった。

#### （2）環境関連施設見学会の実施

事業名称	開催日時	内容	開催結果	担当
親子で学ぼう環境の旅	11/14（木）	埼玉環境整備センター彩の国資源循環工場、クリクラミュージアム・クリクラ本庄工場を見学しごみ問題等への興味を深める。	参加者：38人	資源循環課

#### （3）各種教室・イベント等の実施

##### ①環境月間事業

環境月間に合わせて様々な事業を実施し、ごみ問題や分別方法を含めた環境問題の啓発を実施した。

事業名称	開催日時	内容	開催結果	担当
キャストビジョンでの広報	6/3（月）～6/23（日）	環境意識の向上を図るため、川口駅前キャストビジョンにて環境月間・パネル展・3Rの広報	—	資源循環課
パネル展示	6/3（月）～6/23（日）	環境意識の向上を図るため、来館者に向けて啓発パネルを展示するもの	3Rパネル11枚	資源循環課
エコライフDAY	6/9（日）	環境のことを考えて過ごすことで配慮できた項目をチェックし、二酸化炭素の削減量を集計発表するもの。	参加者：64,455人	環境総務課

##### ②リサイクルプラザ夏休み特別企画

市内小学校の夏休み時期に合わせて、夏休みの宿題等で環境学習を行う来館者のごみ・リサイクルに関する知識を深めることを目的とし、リサイクル工作教室の開催や学習コーナー拡充などの特別企画を実施した。

企画名称	開催日時	会場	担当
夏休み学習コーナー	7/20（土）～8/31（土）	リサイクルプラザ4階図書・ビデオライブラリー	リサイクルプラザ
夏休み特別企画クイズ		リサイクルプラザ4階展示ホール	
夏休み見学ツアー		リサイクルプラザ・朝日環境センター	
夏休み工作教室	7/28（日）	リサイクルプラザ3階工房・4階実習室	

### ③3R推進月間事業

環境省を含む3R関係8省庁では、国民の3R推進に対する理解と協力を求めるため、毎年10月を「リデュース・リユース・リサイクル推進月間」（略称「3R推進月間」）と定めている。本市においても、10月に様々なイベントを通じて3R推進の普及啓発活動を予定。

事業名称	開催日時	開催場所	開催結果	担当
のぼり旗掲示	10/1（火）～10/31（木）	リサイクルプラザ外周	5本掲示	リサイクルプラザ
おもちゃの病院	10/13（日） 11:00～15:00	リサイクルプラザ 4F実習室	参加者：124名	
3Rに関するパネル展示	10/1（火）～10/31（木）	鳩ヶ谷庁舎	3Rパネル4枚 食品ロスパネル2枚	資源循環課
		東川口駅前行政センター 医療センター	3Rパネル4枚	
10/2（水）～10/31（木）	市役所第一本庁舎 1F多目的スペース	3Rパネル7枚		
リサイクル家具類販売コーナー	10/19（土）～10/27（日） ※21日（月）を除く	リサイクルプラザ 3Fリサイクルショップ	入札件数：99人 販売店数：43点	リサイクルプラザ
コンポストで堆肥づくり体験	10/28（月） 10:00～12:00 13:30～15:30	リサイクルプラザ 2F会議室	参加者：22名	資源循環課

### ④各種リサイクル体験教室等

各種リサイクル体験教室等を開催することで、幅広く子どもから大人までを対象とし、リサイクルとごみの減量の啓発に努めた。

事業名称	開催日時	開催会場	開催結果	担当
夏休み工作教室	7/28（日） 10:00～12:00	リサイクルプラザ 3Fリサイクル工房	参加者：10名	リサイクルプラザ
冬の工作教室	12/15（日） 10:00～12:00	リサイクルプラザ 3Fリサイクル工房	参加者：14名	リサイクルプラザ
環境にやさしい クッキング教室	3/25（火） 10:00～12:00	西公民館 料理実習室	参加者：17名	資源循環課

### ⑤出張講座

町会等からの依頼を受け、ごみ減量、3R推進に資する講座を実施した。

事業名称	開催日時	開催場所	開催結果	担当
出張講座	通年	町会会館等	実施団体：4団体 参加者：161名	資源循環課

### ⑥フードドライブ

食品ロスの削減と地域コミュニティの連携促進を図り、フードドライブを実施した。

事業名称	開催日時	開催場所	開催結果	担当
フードドライブ	5/21（水）～5/26（日）	横曽根・上青木・中央ふれあい館（公民館）	回収量：101,458 kg	資源循環課
	6/15（土）	彩の国フェア（アリオ川口）		
	7/23（火）～7/28（日）	青木東・朝日東・生涯学習プラザ（公民館）		
	9/25（水）～9/29（日）	芝北・芝富士・芝園（公民館）		
	11/26（火）～12/1（日）	戸塚・新郷南・安行東（公民館）		
	1/19（日）	フレンジア		
	1/21（火）～1/26（日）	戸塚西・南鳩ヶ谷・里（公民館）		

#### (4) 学校および町会等を対象とした施設見学の実施

「総合的な学習の時間」等において、環境問題をテーマとする学校・グループに対し、施設見学の対応を行なった。

##### ◎施設見学学習（朝日環境センター・リサイクルプラザ）

	見学校数	のべ参加者数
川口市小学校	9校	773名
その他（中学校、高等学校、専門学校等）	2団体	61名
合計	9校・2団体	834名

##### ◎施設見学学習（戸塚環境センター）

	見学校数	のべ参加者数
川口市立戸塚北小学校	1校	127名
川口市立戸塚綾瀬小学校	1校	88名
合計	2校	215名

##### ◎3R推進活動等助成金に伴う施設見学

	実施回数	のべ参加者数
川口市町会・自治会	12回	48名

## (5) まち美化活動

### ①散乱防止啓発活動

事業名称	内 容
全市一斉クリーンタウン作戦	<p>ポイ捨てしづらい環境をつくり、散乱ごみのない美しい街づくりを目指し、市民と市が協力して清掃活動を実施した。</p> <p>市内に103カ所の一時集積所を設置し、参加者に自宅から各集積所までの道路など公共地に落ちているびん、飲料かんなどの散乱ごみを分別しながら拾い集めてきてもらう。各集積所にはクリーン推進員および環境部職員を配置し、分別の指導等にあたる。</p> <p>開催日時：11/19（日）9：00～10：00            参加者：13,150人            収集ごみ量：12,860kg            （一般ごみ：10,140kg 資源物等：2,720kg）</p>
川口市まち美化促進プログラム	<p>「川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例」に基づき、環境美化の促進に関する施策を実施するため平成17年度に制定された「川口市まち美化促進プログラム」に従い、21団体（令和7年4月1日現在）のボランティアの協力により美化活動を推進した。</p>

### ②不法投棄防止啓発活動

事業名称	内容
川口市ごみ不法投棄監視ウィーク	<p>西川口駅頭での啓発ウエットティッシュ配布、市内掲示板等1,020枚のポスター掲示、公用車での啓発活動等により、不法投棄の撲滅を図る。</p> <p>開催期間：5/30（木）～6/5（水）            参加者：585人</p>
パ ト ロ ー ル	不法投棄の多い場所においてパトロールを実施した。
不法投棄禁止啓発看板の貸出	不法投棄予防のため、不法投棄禁止啓発看板を市民等からの要望に応じ貸し出し、市内各所に掲示した。

## (6) リサイクルプラザの運営

施設の開館当初より、「リサイクルショップ」、「リサイクル工房」、「図書・ビデオライブラリー」等の各コーナーの管理運営は「プラザサポーター」と称するボランティアスタッフとのパートナーシップにより行われており、市民と行政との協働による施設づくり、および環境情報の発信基地としての市民参加型施設づくりを目指している。

### ①リサイクルプラザ啓発施設について

3 F	リサイクルショップ	家庭の不用品を橋渡しする無償リサイクル品橋渡しコーナーを常設。また、市内から収集した粗大ごみのうち、再生が可能な家具類についてリサイクル工房で修理した後に、競争入札による販売を5月、12月、2月を除き、毎月実施している。
	リサイクル工房	市内から収集した粗大ごみのうち、再生可能な家具類の修理をプラザサポーター（ボランティアスタッフ）が行っている。
	ごみまるストリート	リサイクルプラザ3F通路を公募により「ごみまるストリート」と名づけ、各種イベントを開催している。
4 F	実習室	プラザサポーター（ボランティアスタッフ）によるおもちゃの病院のコーナーを開設している（毎月第2日曜日）。
	展示ホール	ごみ分別ゲーム、ごみステーションモデル展示、ごみ減量・リサイクル啓発パネル展示、新エネルギー設備の解説を設置している。また、小学生を対象にごみについて楽しく学んでもらうため「ごみまるクイズ」の用紙を配布し、全問正解者には「ごみまるシール」を景品としている。
	図書・ビデオライブラリー	ごみ、リサイクル等環境関連図書・映像資料の閲覧による情報提供サービスを実施。市内小・中学校の夏休み時期には、来館者が環境学習に取り組みやすいように学習コーナーを充実させている。

### ②リサイクルプラザ啓発施設利用者実績（常設または定期開催事業のみ）

名 称	利用者数	点 数
無償リサイクル品橋渡しコーナー	41,787	33,142（引渡し数）
リサイクル家具類販売	1,063	456
リサイクル図書	2,972	5,154
リサイクルドクター（おもちゃの病院）	1,323	419
ごみまるクイズ	156	—
季節イベント	68	—
合計利用者数	47,369	—

### ③施設見学・視察対応数実績

種 別	行政関係	町会関係※	学校教育関係	一般関係	合 計
受入団体（団体）	0	12	11	6	29
受入人数（人）	0	48	834	124	1,006

※ 町会関係（個人を含む）

## (7) 各種印刷物（パンフレット・ポスター等）一覧

パンフレット等名称	作成部数		仕 様	備 考
P R E S S 5 3 0（年3回）	7月号	195,000	A4判・8P・4色刷	町会・自治会等を通じて家庭に配布
	11月号	195,000		
	2月号	195,000		
清 掃 の あ ら ま し		1,200	A4判・38面・1色刷	2024年度版
清 掃 事 業 概 要		250	A4判・118面・1色刷	令和6年度版
全市一斉クリーンタウン作戦 ポスター		1,020	B3判・片面・4色刷	市掲示板等
ごみ不法投棄監視ウィーク 啓発ポスター		1,020	B3判・片面・4色刷	市掲示板等
年末年始収集案内チラシ		204,000	A4判・両面・4色刷	町会・自治会等を通じて家庭に配布
年末年始収集案内ポスター		1,200	B3判・片面・4色刷	市掲示板等に掲示
家庭ごみの分け方・出し方		58,000	A4判・28P・4色刷	市窓口・各支所・各公民館等で随時配布
外国語版 家庭ごみの分け方・出し方		11,000	A4判・28P・4色刷	市窓口・各支所等で随時配布
小学生用社会科学習資料		6,000	A4判・24P・4色刷	市内小学校4年生を対象に配布
エコリサイクル推進事業所 市民向けチラシ		0 ※前年度作成の残部で対応	A4判・両面・4色刷	イベント等で配布
事業系ごみの適正処理の周知・ 啓発ポスター		1,010	B3判・片面・4色刷	市掲示板に掲示
食品ロス削減啓発物 (てまえどりPOP2種類)	帯POP	2,000	縦40mm×横300mm	市内セブン・イレブン各店舗で掲示
	スイングPOP	2,000	縦50mm×横100mm	

## 第6章 し尿処理

### 1 概 説

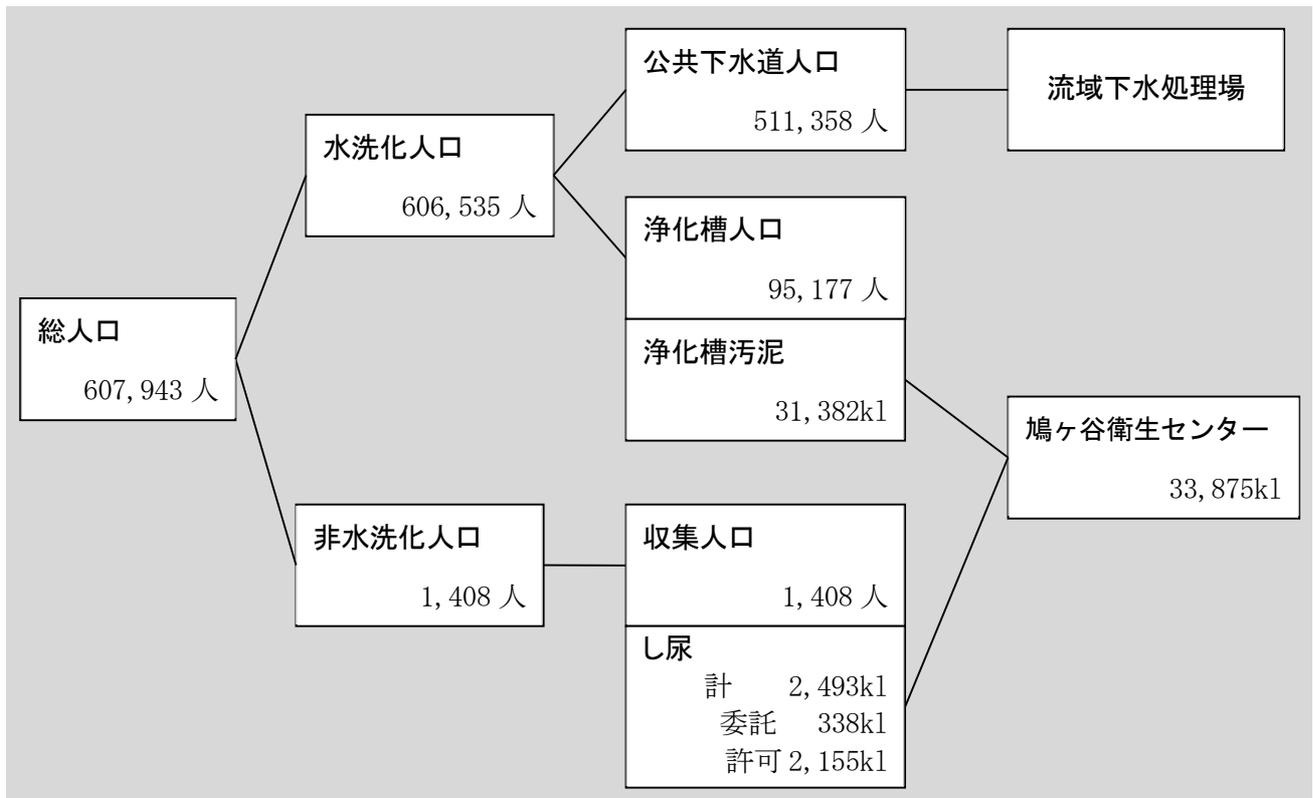
し尿処理を大別すると、①水洗便所から下水道に直結して処理する方法、②水洗便所に浄化槽を設置する方法、および③汲み取り便所から一般廃棄物として汲み取って処理する方法の3通りがある。これらの内、都市におけるし尿処理の方法として理想とされているのは、言うまでもなく下水道による方法である。

しかし、環境衛生面からみて悪臭発生などの問題が残る汲み取り便所についても、未だ相当数使用されているのが現状である。

現在、し尿の収集は15業者が行なっており、浄化槽汚泥の収集は15清掃業者を許可して対応している。また、収集されたし尿と浄化槽汚泥は、鳩ヶ谷衛生センターで処理を行っている。

### 2 し尿処理実績

◎し尿処理実績フロー



令和6年度末現在

◎し尿処理状況の推移

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総人口（人）			607,750	605,067	604,894	607,279	607,943
総世帯数（世帯）			295,489	296,539	299,580	304,393	308,606
人口・世帯内訳	公共下水道	人口（人）	503,874 (82.9%)	503,594 (83.2%)	505,035 (83.5%)	508,752 (83.7%)	511,358 (84.1%)
		世帯数（世帯）	248,910 (84.2%)	250,137 (84.4%)	253,381 (84.6%)	258,197 (84.8%)	262,683 (85.1%)
	浄化槽	人口（人）	101,890 (16.8%)	99,629 (16.5%)	98,192 (16.2%)	96,990 (16.0%)	95,177 (15.7%)
		世帯数（世帯）	45,500 (15.4%)	45,399 (15.3%)	45,286 (15.1%)	45,359 (14.9%)	45,153 (14.6%)
	し尿汲取り	人口（人）	1,986 (0.3%)	1,844 (0.3%)	1,667 (0.3%)	1,537 (0.3%)	1,408 (0.2%)
		世帯数（世帯）	1,079 (0.4%)	1,003 (0.3%)	913 (0.3%)	837 (0.3%)	770 (0.3%)
収集内訳	浄化槽汚泥（kℓ）		32,962 (90.3%)	33,288 (91.0%)	32,303 (91.0%)	31,998 (92.2%)	31,382 (92.6%)
	し尿（kℓ）		3,536 (9.7%)	3,284 (9.0%)	3,185 (9.0%)	2,712 (7.8%)	2,493 (7.4%)
	合計（kℓ）		36,498	36,572	35,488	34,710	33,875
	割合	委託（kℓ）	833 (2.3%)	730 (2.0%)	689 (1.9%)	600 (1.7%)	338 (1.0%)
		許可（kℓ）	35,665 (97.7%)	35,842 (98.0%)	34,799 (98.1%)	34,110 (98.3%)	33,537 (99.0%)
処理内訳	鳩ヶ谷衛生センター		36,498	36,572	35,488	34,710	33,875
	割合	浄化槽汚泥（kℓ）	32,962 (90.3%)	33,288 (91.0%)	32,303 (91.0%)	31,998 (92.2%)	31,382 (92.6%)
		し尿（kℓ）	3,536 (9.7%)	3,284 (9.0%)	3,185 (9.0%)	2,712 (7.8%)	2,493 (7.4%)
脱水ケーキ（t）			868	812	796	759	787

### 3 公衆便所

#### ◎公衆便所設置一覧

(令和7年4月1日現在)

名 称	所 在 地	便器個数		面積 (㎡)	備 考
		大	小		
東川口駅北口	東川口 1-1	4 (うち身障者用1)	2	28.9	木造丸太校倉造 カーベストコロニアル葺平屋 昭和63年3月29日設置
東川口駅南口	戸塚 1-1	4	2	20.5	鉄筋コンクリート造 平成2年11月1日設置
新郷交通広場	峯 1590-1	2	1	9.66	鉄筋コンクリート造 シングル葺平屋 昭和63年3月19日設置
川口神社裏	金山町 6	3	2	12.5	鉄筋コンクリート造 銅板葺平屋 平成元年12月12日設置
西川口駅西口	並木 2-20-1	2 (うち身障者用1)	2	20.9	鉄骨造 平成17年5月27日設置

(市内の公衆便所の内、移管された5カ所を管理)

## 4 収集業者一覧

### (1) し尿収集運搬委託業者一覧

(令和7年4月1日現在 1社)

名 称	住 所	電話番号	委 託 地 域
鳩ヶ谷環境整備㈱	川口市南鳩ヶ谷 1-34-12	048-283-5101	鳩ヶ谷地域

### (2) 一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧 (し尿・浄化槽に係る汚泥)

(令和7年4月1日現在 16社)

番号	名 称	住 所	電話番号	許 可 項 目
第01号	鳥川商事(有)	川口市中青木3-3-7	048-255-5383	し尿・浄化槽に係る汚泥
第07号	(有)飯塚商事	川口市柳崎2-10-16	048-269-3211	し尿・浄化槽に係る汚泥
第08号	(有)金本商事	川口市上青木5-23-21	048-265-7167	し尿・浄化槽に係る汚泥
第09号	(有)川口衛生	川口市安行出羽2-11-3	048-294-0794	し尿・浄化槽に係る汚泥
第10号	(有)木下商事	川口市赤井4-15-21	048-283-7343	し尿・浄化槽に係る汚泥
第11号	(有)矢作商事	川口市大字伊刈172	048-266-0502	し尿・浄化槽に係る汚泥
第12号	(有)淡路清掃社	戸田市下前1-4-5	048-441-5766	し尿・浄化槽に係る汚泥
第14号	宇佐見産業㈱	戸田市笹目7-12-11	048-422-4181	し尿・浄化槽に係る汚泥
第18号	(有)三和商事	川口市坂下町3-2-9	048-281-1605	し尿・浄化槽に係る汚泥
第19号	(有)昌栄興業	川口市大字赤芝新田333-1	048-296-4311	浄化槽に係る汚泥
第20号	(有)中村商事	川口市南鳩ヶ谷1-34-12	048-281-1973	し尿・浄化槽に係る汚泥
第21号	㈱西本商事	川口市大字西新井宿396-1	048-284-9960	し尿・浄化槽に係る汚泥
第22号	(有)宇佐見商事	川口市大字里532	048-281-1379	し尿・浄化槽に係る汚泥
第23号	(有)KMR	川口市戸塚鉄町5-5	048-222-2234	し尿・浄化槽に係る汚泥
第24号	鳩ヶ谷環境整備㈱	川口市南鳩ヶ谷1-34-12	048-283-5101	し尿
第25号	神原商事	川口市上青木西5-13-24	048-265-7982	し尿・浄化槽に係る汚泥

### (3) 浄化槽清掃業許可業者一覧

(令和7年4月1日現在 15社)

番号	名 称	住 所	電話番号
第3号	宇佐見産業㈱	戸田市笹目7-12-11	048-422-4181
第4号	(有)三和商事	川口市坂下町3-2-9	048-281-1605
第5号	(有)淡路清掃社	戸田市下前1-4-5	048-441-5766
第6号	(有)昌栄興業	川口市大字赤芝新田333-1	048-296-4311
第7号	(有)木下商事	川口市赤井4-15-21	048-283-7343
第11号	(有)中村商事	川口市南鳩ヶ谷1-34-12	048-281-1973
第12号	(有)矢作商事	川口市大字伊刈172	048-266-0502
第13号	(有)飯塚商事	川口市柳崎2-10-16	048-269-3211
第15号	(有)金本商事	川口市上青木5-23-21	048-265-7167
第16号	(有)川口衛生	川口市安行出羽2-11-3	048-294-0794
第18号	鳥川商事(有)	川口市中青木3-3-7	048-255-5383
第19号	(有)宇佐見商事	川口市大字里532	048-281-1379
第20号	(有)KMR	川口市戸塚鉄町5-5	048-222-2234
第21号	㈱西本商事	川口市大字西新井宿396-1	048-284-9960
第22号	神原商事	川口市上青木西5-13-24	048-265-7982

## 第7章 災害廃棄物処理

### 1 概 説

都市で起こる天災等で発生する災害廃棄物の量は多量である。同時にごみ処理施設が被災することもあると考えられる。いつ起こるか予想もつかない災害に対して、常に備えることが必要である。

川口市では、「川口市地域防災計画」の全面改訂と、環境省の「災害廃棄物対策指針」の策定を受け、「川口市災害廃棄物処理計画」を平成27年3月に改訂した。この計画では、災害に対する事前の体制整備と市民・事業者・行政の連携に基づく災害廃棄物の円滑な処理を推進するための基本方針が示されている。

### 2 市内災害廃棄物処理実施状況

	一般ごみ(k g)	粗大ごみ(k g)	合 計(k g)
平成23年度	7,370	21,980	29,350
平成24年度	—	1,700	1,700
平成25年度	610	1,190	1,800
平成26年度	—	110	110
平成27年度	—	—	—
平成28年度	—	—	—
平成29年度	12,620	—	12,620
平成30年度	90	2,850	2,940
令和元年度	266,710	66,610	333,320
令和2年度	13,560	3,310	16,870
令和3年度	210	5,090	5,300
令和4年度	—	—	—
令和5年度	4,240	2,480	6,720
令和6年度	—	20	20

## 第8章 産業廃棄物対策事業

### 1 産業廃棄物対策について

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など20種類が、法令により産業廃棄物と定められている。

産業廃棄物は、質量両面において市町村の清掃事業では処理することが困難であるため、原則として民間事業者によって処理されているが、多量に排出された産業廃棄物や、有害物質を含む産業廃棄物が、ひとたび不適正に処理された場合、周辺環境に大きく影響を与える恐れがある。

本市は、中核市への移行により、県から産業廃棄物に関する権限の移管を受け、法令に基づく許認可の申請に対する適確な審査や、排出事業者及び処理業者に対する定期的な立入検査、報告徴収を行うことなどにより、適正処理の促進と不適正処理の未然防止に努めている。

### 2 産業廃棄物処理業者・処理施設の許可状況

廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業、並びに産業廃棄物処理施設設置の許可申請に対する審査を行っている。

#### ◎産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可件数

(単位：件)

年 度	区 分	産業廃棄物処理業		特別管理産業廃棄物処理業	
		収集運搬業	中間処分業	収集運搬業	中間処分業
令和4年度	新規許可件数	3	0	0	0
	更新許可件数	1	1	2	1
令和5年度	新規許可件数	0	2	0	0
	更新許可件数	1	4	0	0
令和6年度	新規許可件数	0	0	0	0
	更新許可件数	2	2	0	0

## ◎産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可業者数

(令和7年4月1日現在)

産業廃棄物処理業		特別管理産業廃棄物処理業		合 計 (延べ数)
収集運搬業	中間処分業	収集運搬業	中間処分業	
15	17	3	1	36

※収集運搬業については、全て積み替え保管を含む収集運搬業の許可業者。

## ◎産業廃棄物処理施設の設置許可件数

(単位：件)

区 分	施 設 の 種 類	施設数	新規許可件数		
		令和7年 4月1日 時点※	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	汚泥の脱水施設	11	0	0	2
6	廃酸又は廃アルカリの 中和施設	8	0	0	0
8-2	木くず又はがれき類の 破碎施設	8	1	0	0
11	汚泥、廃酸又は廃アル カリに含まれるシアン 化合物の分解施設	1	0	0	0

※ 区分の数字は、廃棄物処理法施行令第7条の号番号を示す。

※ 区分6の内、1施設は区分11を兼ねる。

### 3 廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例

廃棄物処理施設の設置等に関する計画の事前公開、事業計画者と住民の合意形成を促進するための手続等を定めた市条例に基づき、計画書の受理、事業計画の告示及び縦覧、事業計画の審査等を実施している。

(単位：件)

年 度	区 分				
	事業計画書の受理	告示・縦覧	関係住民の 意見書の受理	審査結果の通知	承認書の交付
令和4年度	4	3	3	4	5
令和5年度	0	2	1	2	1
令和6年度	0	0	0	0	2

## 4 有害使用済機器の保管等の届出業者数

廃棄物処理法に基づき、有害使用済機器の保管又は処分を業として行おうとする事業者から届出を受理している。

(令和7年4月1日現在)

年 度	区 分	
	保管業	処分業
令和4年度	3	0
令和5年度	3	0
令和6年度	3	0

## 5 廃棄物再生事業者の登録業者数

廃棄物処理法に基づき、廃棄物の再生を業として営み、施設、能力等が一定の基準を満たした事業者を廃棄物再生事業者として登録している。

(令和7年4月1日現在)

年 度	事業者	事業所
令和4年度	20	22
令和5年度	20	22
令和6年度	20	22

## 6 不適正処理の未然防止対策

令和6年度は、年間113日の監視パトロール（立入検査数725件）を実施し、不法投棄や不適正処理の未然防止を図った。

特に、資材置き場等に廃棄物を一時保管している建設業者や解体業者については、定期的なパトロールを年間を通して実施することにより、保管量や保管状況の監視及び適正処理の指導を行った。

立入検査数725件の内訳は、医療監視4件、建設リサイクル法関係75件、排出事業者584件、その他26件、廃棄物処理法許可業者等27件、PCB廃棄物対策7件、自動車リサイクル法関係2件となっている。

### (1) 排出事業者対策

保健所と合同での感染性廃棄物の排出事業者への立入検査（医療監視）や、建築安全課及び環境保全課と合同での解体工事現場への立入検査（建設リサイクル法関係）を行った。

その他の廃棄物の排出事業者についても、監視パトロールを実施するとともに、処理基準の遵守を指導した。

また、廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付者から、産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出を受けている。更に、廃棄物処理法及び埼玉県生活環境保全条例に基づき、産業廃棄物の多量排出事業者から、廃棄物の排出の抑制に関する事項等に関する計画書及び、その実施状況に関する報告書の提出を受けている。

## ◎排出事業者等に対する立入検査実績

(単位：件)

年 度	区 分				合 計
	医療監視	建設リサイクル法関係	排出事業者（左記以外）	その他	
令和4年度	2	27	665	257	951
令和5年度	4	45	484	202	735
令和6年度	4	75	584	26	689

## ◎産業廃棄物管理票交付等状況報告書受理件数（事業場数）

(単位：件)

年 度	紙マニフェスト	電子マニフェスト	合 計
令和4年度	947	1,411	2,358
令和5年度	955	1,502	2,457
令和6年度	894	1,540	2,434

※ 報告書は、前年度の実績を報告するもの。

※ 電子マニフェストは、廃棄物処理法に規定された情報処理センターから報告された件数。

## ◎多量排出事業者からの排出抑制計画書・実施状況報告書受理件数

(単位：件)

年 度	区 分	法律対象	県条例対象	合 計
令和4年度	計画書	42	6	48
	報告書(前年度分)	42	6	48
令和5年度	計画書	50	5	55
	報告書(前年度分)	42	6	48
令和6年度	計画書	56	5	61
	報告書(前年度分)	50	5	55

## (2) 処理業者等対策

廃棄物処理法に基づく許可を受けた事業者から川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則に基づき提出される産業廃棄物処理実績報告や、定期的な立入検査により、処理状況の確認及び適正処理に向けた指導を行った。

また、一般廃棄物処理施設への立入検査も適時実施し、施設の稼働状況の確認等を行っている。

## ◎処理業者等に対する立入検査実績

(単位：件)

年 度	区 分			合 計
	産業廃棄物処理業者	産業廃棄物処理施設	一般廃棄物処理施設	
令和4年度	23	0	2	25
令和5年度	24	0	0	24
令和6年度	21	4	2	27

## 7 PCB 廃棄物対策

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、PCB廃棄物等の保管・処分状況等の届出を受理した。

また、未届出者などに対して立入検査を行い、期限内の処分に向けた助言・指導を行った。

### ◎保管及び処分状況等届出書の受理等

(単位：件)

年 度	区 分				立入検査
	保管及び 処分状況届	保管場所 変更届	終了届	合計	
令和4年度	353	7	31	391	19
令和5年度	265	7	14	286	2
令和6年度	222	5	32	259	7

## 8 使用済自動車のリサイクル対策

使用済自動車から出る有用資源の再資源化等を適正かつ円滑に実施するため、自動車リサイクル法に基づき、引取業、フロン類回収業の登録及び、解体業、破砕業の許可申請に対する審査を行っている。

また、使用済自動車のリサイクルを適正に推進するため、許可業者に対する立入検査を行った。

### ◎使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく登録及び許可件数

(単位：件)

年 度	区 分	引取業 (登録)	フロン類 回収業 (登録)	解体業 (許可)	破砕業 (許可)	立入検査
令和4年度	新規登録・許可件数	1	0	0	0	1
	更新登録・許可件数	36	6	0	0	
	登録・許可廃止等件数	2	0	0	0	
令和5年度	新規登録・許可件数	1	0	0	0	1
	更新登録・許可件数	2	1	1	0	
	登録・許可廃止等件数	1	1	1	0	
令和6年度	新規登録・許可件数	1	0	0	0	2
	更新登録・許可件数	6	1	3	2	
	登録・許可廃止等件数	3	0	0	0	

### ◎使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく登録及び許可業者数

(令和7年4月1日現在)

引取業 (登録)	フロン類回収業 (登録)	解体業 (許可)	破砕業 (許可)
58	10	5	2

## 9 土砂堆積への対策

川口市土砂の堆積等の規制に関する条例に基づき、500 m<sup>2</sup>以上の区域への土砂の堆積の許可申請に対する審査を行うとともに、許可事業者からの定期報告を受理した。

また、土砂堆積に関する調査や堆積を行っている者に対する指導を行い、市民の生活の安全の確保及び生活環境の保全を図った。

(単位：件)

年 度	区 分						
	許可申請	許可	変更届	定期報告	完了届	確認申請	立入検査
令和4年度	6	6	0	13	3	0	35
令和5年度	3	2	0	17	2	0	17
令和6年度	2	3	0	13	5	0	26

## 第9章 路上喫煙防止事業

### 1 概 説

道路や公園などの公共の場所での喫煙マナーと環境美化意識の向上を図り、安全で快適な歩行空間と清潔な地域環境を確保することを目的に、平成17年5月1日から「川口市路上喫煙の防止等に関する条例」を施行した。

この条例は、道路や公園などの公共の場所での喫煙を自粛する努力義務を定め、特に必要と認める地区を路上喫煙禁止地区に指定し、その地区内での路上喫煙を禁止することを規定している。

また、非喫煙者と喫煙者がお互いに配慮できる分煙化を念頭に、令和3年6月に「川口市路上分煙基本計画」を策定し、市内の全駅周辺を禁止地区に指定するとともに、各駅に1箇所以上の喫煙所を設置している。

今後も、路上喫煙禁止地区の巡回パトロール及び散乱した吸い殻等の清掃を行い、分煙対策を実施していく。

### 2 路上喫煙禁止地区

指定日	指定地区	備考
平成17年12月 1日	J R 川口駅周辺、J R 西川口駅周辺	
平成18年11月 1日	J R 川口駅東口の指定地区を拡大	川口駅東口再開発事業完了に伴い拡大
平成19年10月 1日	川口銀座通り商店街	商店街との協力による取り組みとして指定
平成22年 7月 16日	川口西公園	公園内でのたばこの煙による健康被害、火傷・火災を防止するため指定
平成24年 7月 1日	J R ・ S R 東川口駅周辺	駅周辺の乗降客数の増加に伴い、たばこの煙による健康被害、火傷、火災を防止するため指定
令和 3年10月 1日	S R 川口元郷駅周辺、S R 南鳩ヶ谷駅周辺	川口市路上分煙基本計画の要件による
令和 4年10月 1日	S R 鳩ヶ谷駅周辺、S R 新井宿駅周辺	川口市路上分煙基本計画の要件による
令和 6年 1月 4日	S R 戸塚安行駅周辺	川口市路上分煙基本計画の要件による
令和 6年 1月 4日	J R 西川口駅周辺の指定地区を拡大	川口市路上分煙基本計画の要件による

◎路上喫煙禁止地区の範囲



3 路上喫煙防止啓発活動

事業名称	内 容
駅 頭 キ ャ ン ペ ー ン	J R川口駅 (11/5)、J R西川口駅(11/6)、J R・S R東川口駅(11/7)、J R蕨駅東口の川口市域 (11/8)、S R南鳩ヶ谷駅 (11/12)、S R鳩ヶ谷駅 (11/13)、S R新井宿駅 (11/14) において、路上喫煙禁止地区啓発駅頭キャンペーンを実施した。なお、S R川口元郷駅 (11/11) とS R戸塚安行駅 (11/15) は雨天のため中止とした。
巡 回 パ ト ロ ー ル	路上喫煙禁止地区において巡回パトロールを行い、路上喫煙者への指導等を実施した。
啓発用の横断幕、路面シール、看板および柱面シールの設置	啓発用の横断幕、路面シール及び看板を路上喫煙禁止地区内に設置した。

# 川口市環境部

- 《環境総務課》 庶務係・計画係・地球温暖化対策係  
〒332-0001 川口市朝日4丁目2番33号  
TEL 048-228-5376 FAX 048-228-5382  
E-MAIL 090.01000@city.kawaguchi.saitama.jp
- 《自然保護対策課》 〒332-0001 川口市朝日4丁目2番33号  
TEL 048-229-6735 FAX 048-224-5304  
E-MAIL 090.02500@city.kawaguchi.saitama.jp
- 《環境保全課》 大気係・騒音振動係・水質係  
〒332-0001 川口市朝日4丁目2番33号  
TEL 048-228-5389 FAX 048-228-5311  
E-MAIL 090.05000@city.kawaguchi.saitama.jp
- 《資源循環課》 減量推進係・指導係  
〒332-0001 川口市朝日4丁目2番33号  
TEL 048-228-5370 FAX 048-228-5322  
E-MAIL 090.03000@city.kawaguchi.saitama.jp
- 《産業廃棄物対策課》 審査係・監視指導係  
〒332-0001 川口市朝日4丁目2番33号  
TEL 048-228-5380 FAX 048-228-5322  
E-MAIL 090.09000@city.kawaguchi.saitama.jp
- 《環境施設課》 施設管理係・施設計画係  
〒332-0001 川口市朝日4丁目2番33号  
TEL 048-228-5383 FAX 048-228-5382  
E-MAIL 090.03500@city.kawaguchi.saitama.jp
- 《新戸塚環境センター建設室》  
〒333-0803 川口市大字藤兵衛新田290番地  
TEL 048-229-6460 FAX 048-294-0175  
E-MAIL 090.03800@city.kawaguchi.saitama.jp
- 《収集業務課》 業務係・資源回収係・まち美化係  
〒332-0031 川口市青木3丁目16番1号  
青木収集事務所  
TEL 048-251-1174 FAX 048-254-0719  
E-MAIL 090.04000@city.kawaguchi.saitama.jp
- 収集係  
〒333-0803 川口市大字藤兵衛新田290番地  
戸塚環境センター内  
TEL 048-298-3250
- 《戸塚環境センター》 庶務係・技術第1係・技術第2係  
〒333-0803 川口市大字藤兵衛新田290番地  
TEL 048-295-0131 FAX 048-294-0175  
E-MAIL 090.06000@city.kawaguchi.saitama.jp
- 《朝日環境センター》 庶務係・技術係  
〒332-0001 川口市朝日4丁目2番33号  
TEL 048-228-5300 FAX 048-228-5311  
E-MAIL 090.06500@city.kawaguchi.saitama.jp
- 《リサイクルプラザ》 庶務係・技術係  
〒332-0001 川口市朝日4丁目2番33号  
TEL 048-228-5306 FAX 048-223-6480  
E-MAIL 090.07500@city.kawaguchi.saitama.jp
- 《鳩ヶ谷衛生センター》 庶務係・技術係  
〒334-0012 川口市八幡木3丁目18番地の11  
TEL 048-281-5043 FAX 048-281-5062  
E-MAIL 090.08500@city.kawaguchi.saitama.jp

令和7年度版 清掃事業概要

編集・発行 川口市環境部資源循環課

令和7年9月